

令和 6 年

笛吹市議会
第 3 回定例会会議録

令和 6 年 9 月 2 日 開会

令和 6 年 9 月 27 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第149号

令和6年笛吹市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月26日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和6年9月2日 午後1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利	定	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	17番	小	林		始	
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始	芳	

不応招議員（なし）

令和 6 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 日

令和 6 年 笛吹市議会 第 3 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 2 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 決算審査報告
- 日程第 6 報告第 10 号 令和 5 年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 77 号 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 78 号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 79 号 笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 80 号 笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 81 号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 82 号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 83 号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 84 号 令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 15 議案第 85 号 令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 16 議案第 86 号 令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 17 議案第 87 号 令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 88 号 令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 89 号 令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第20	議案第90号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第91号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第92号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第93号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第94号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第95号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第96号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第27	議案第97号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第28	議案第98号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第29	議案第99号	令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第30	議案第100号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第31	議案第101号	令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第102号	令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第103号	令和5年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第104号	令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第105号	令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第106号	令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第107号	令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第108号	令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第39	議案第109号	令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第40	議案第110号	令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第41	議案第111号	令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第42	議案第112号	令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第43	議案第113号	令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第44	議案第114号	令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第45	議案第115号	令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第46	議案第116号	令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第47	議案第117号	令和5年度笛吹市水道事業会計決算認定について
日程第48	議案第118号	令和5年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
日程第49	議案第119号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
日程第50	議案第120号	令和5年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
日程第51	議案第121号	山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺
15番	中	川	秀	哉	17番	小	林	始
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始
								芳

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

12番 中村正彦

13番 海野利比古

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	山下政樹	副市長	深澤和仁
教育長	望月栄一	総務部長	雨宮和博
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	中山勲
市民環境部長	新開晴彦	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	田中暁子	産業観光部長	河野英明
建設部長	佐藤直規	公営企業部長	佐藤みのり
教育部長	太田孝生	総務課長	小林匡
政策課長	小澤宏之	財政課長	柿嶋信
消防長	鵜川功	代表監査委員	曾根哲哉

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上博之
議会書記	宮澤まな美
議会書記	小澤卓也

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年笛吹市議会第3回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和6年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたりまして、一言、あいさついたします。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

山梨県では、8月23日に猛暑日となったことで、今年、観測された猛暑日日数は通算36日となり、観測史上最多を更新しました。

また、7月25日から8月15日には、22日間連続で猛暑日となり、観測史上最長を更新しております。

気象台は、9月から10月にかけて平年よりも気温が高い状態が続くと予想しておりますので、今後もさらに暑さに注意するよう、呼びかけています。

この猛暑日を打ち消すかのように心配されました非常に強い勢力の台風10号は、速度が遅く、迷走しながら広範囲に大雨を降らせました。

本市でも、芦川町全域に「高齢者等避難」発令が出され、八代総合会館に避難所を開設しましたが、大きな被害もなく立ち去りました。

今後も災害に備え、線状降水帯が発生し、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があるため、万全の態勢を整える必要性があります。

そして、秋の気配とともに、桃などの夏の果物から、ブドウや柿などの秋の果物の収穫となります。

市内に多くの観光客が訪れ、旬の味覚を味わっていただくことを願っております。

しかし、果物の盗難が多発しております。本市でも警察、JAなどの関係者が盗難防止のための対策を行っておりますが、根本的な解決策がありません。

今後、収穫のピークを迎える大粒の高級ブドウの盗難が危惧されますので、効果的な対策をお願いいたします。

これからも、市民の皆さまのご意見をいただきながら、市長をはじめ市職員、議会が一丸となって、市の活性化のために取り組みたいと考えておりますので、皆さまのご協力を賜りますよう、お願いいたします。

さて、今議会には市長より報告案件1件、議案として条例、補正、その他および決算認定に伴う案件が45案、合計46案件が提案されております。

議員の皆さまには、会期中、格別のご精励を賜り、活発な審議をいただきますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願い申し上げます。
なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われていて、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第12番 中村正彦君および

議席第13番 海野利比古君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月27日までの26日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月2日から9月27日までの26日間と決定しました。

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

続いて、監査委員から令和6年5月分から令和6年7月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第6 報告第10号から日程第51 議案第121号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和6年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、台風10号への対応状況についてです。

非常に強い台風10号は、8月29日頃に鹿児島県付近に上陸をしたあと、ゆっくりとした速さで北東方向に進み、暴風による建物の損壊や河川の氾濫、低い土地の浸水など、西日本や東日本太平洋側を中心に各地に大きな被害をもたらしています。

市では、8月28日、午前11時の気象庁発表により、市内においても大雨等が予想され、警報の可能性が極めて高いことから、同日午前、職員の配備体制を通常より1段階前倒しをし、台風に対応するべく体制を整えました。

発達した雨雲の影響により市内でも雨量が増加をし、土砂災害等の危険が高まったことから、8月30日、午後3時に芦川町全域の155世帯257人に対し高齢者等避難を発令をし、併せて八代総合会館に指定避難所を開設をしました。

笛吹市消防団水上団長をはじめ、地域の消防団員の皆さまにもご協力をいただく中で、安全に台風への対策を取ることができましたことに感謝を申し上げます。

市では、今後も引き続き、危機管理の備えに万全を期し、災害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確な行動がとれるよう、体制づくりに努めてまいります。市民の皆さまにおかれましても、マイ・タイムライン「わが家の防災時行動計画」を作成の上、災害備蓄品をご確認いただくなど、ご家族で話し合いながら、いつ起こるか分からない自然災害に備えていただきたいと思います。

次に、笛吹市夏祭りについてです。

7月20日から8月18日まで、18回開催した「笛吹川石和鶉飼」には、延べ1万2,900人が訪れ、全国唯一の伝統ある「徒歩鶉」を多くの皆さまが観覧されました。

併せて、1回2組に限定して開催した鶉匠体験には、30組、57人が参加をし、実際に鶉匠の姿に扮して川の中で鶉を操るという、ここでしかできない体験に、参加者は目を輝かせて楽しんでいました。

また、8月24日には、笛吹市夏祭りのフィナーレを飾る「笛吹市市制施行20周年記念、第60回石和温泉花火大会」を開催をし、4万5千人を超える多くの来場客で賑わいました。

1万発を超える大輪の花火が続けざまに打ち上がると、その圧倒的な迫力と美しい光景に、会場からは大きな歓声が上がりました。

また、初の試みであったドローンショーでは、400機のドローンによって、本市の豊かな土壌で育まれた桃やぶどう、ワインなど、四季折々の魅力を詰めこんだ光のアートが、次から次へと流れるように描き出され、咲き競う大輪の花火と、星のように煌めくドローンの共演が、笛吹の夏の夜空を鮮やかに彩りました。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

7月25日から30日まで、県中学校総合体育大会が開催され、出場した選手それぞれが、これまで積み重ねてきた練習の成果を精一杯、発揮しました。

石和中学校の陸上共通男子400メートル、柔道女子個人、一宮中学校の相撲個人、春日居中学校の陸上共通女子4×100メートルリレー、共通女子100メートルハードル、水泳女子100メートル自由形において、見事優勝の栄誉に輝いたほか、多くの選手、チームが優秀な成績を収めました。

また、8月に行われました全国大会には、石和中学校の陸上、弓道、柔道、一宮中学校の相撲、春日居中学校の陸上の4種目で出場し、大いに健闘をしました。

次に、子育て世帯への食料支援についてです。

本市では、夏休みや冬休みなどの学校給食が提供されない期間を中心に、子どもの食事が安定して確保されるよう、認定NPO法人フードバンク山梨と連携をし、平成28年度から、生活の支援を必要とする子育て世帯への食料支援を行っています。

今年度は、本市の「子ども家庭支援事業」とフードバンク山梨の「こども支援プロジェクト」により、7月、8月、12月に子育て中の生活困窮世帯へ食料支援を行うこととしており、7月と8月には、対象の約200世帯に食品を配送しました。

今後、冬休みを控えた12月に、改めて対象の世帯に食料支援を行います。

次に、新型コロナウイルス感染症予防接種についてです。

新型コロナウイルス感染症予防接種については、令和6年3月に全額公費負担となる特例臨時接種が終了し、今年度から、高齢者インフルエンザ予防接種と同じ定期予防接種に移行をします。

国が示した接種料金の概算額は1万5,300円ですが、市がその約7割を公費負担することにより、おおむね3,500円の自己負担で接種できるよう、市民の皆さまの負担軽減を図っています。

接種対象者は、65歳以上の方と、国が示す基礎疾患がある60歳から64歳の方で、65歳以上の方には、9月中旬から順次予診票を郵送します。

10月1日から令和7年3月31日まで、本市と連携している県内の医療機関で接種ができますので、希望する方は直接医療機関に予約をし、接種を受けてください。

次に、学校給食アレルギー対応事業についてです。

石和中学校給食調理場および春日居学校給食共同調理場では、学校の夏休みを利用し、食物アレルギーに対応した除去食を作るアレルギー専用調理室を設置する改修工事を行いました。

これにより、石和中学校、春日居小学校および春日居中学校では、この2学期から、アレルギー原因物質である乳、卵、えびを除いた給食を提供できるようになりました。

今後も、食物アレルギーを持つ児童生徒が給食の時間に安心して、かつ楽しく過ごせるよう、また、お弁当を作る保護者の負担軽減が図られるよう、良好な給食環境の確保に努めていきます。

次に、いちのみや桃の里ふれあい文化館設備改修工事の完了についてです。

4月から改修工事を行ってきた、いちのみや桃の里ふれあい文化館は、多目的ホールの音響や照明などの舞台設備を改修をし、9月1日から通常どおりの利用が可能となりました。

併設する一宮図書館においても、空調設備の改修、照明のLED化などを行い、これまで以上に快適で利用しやすい環境を整えていますので、多くの市民の皆さまにご利用いただきたいと思えます。

次に、ピアノコンサートの開催についてです。

明日9月3日、笛吹市スコレーセンターにおいて、市制施行20周年記念事業として、ウクライナ出身の世界的なピアニストであるアレクサンダー・ロマノフスキー氏によるピアノコンサートを開催します。

コンサートは2部構成とし、昼の部は、市内の小学6年生を対象とした「子どもたちのためのピアノコンサート」を、夜の部は、市民を優先した「市民のためのピアノコンサート」を開催します。

多くの皆さまに、アレクサンダー・ロマノフスキー氏の素晴らしい演奏をお楽しみいただきたいと思います。

次に、世界農業遺産フェスティバルの開催についてです。

令和4年7月に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が世界農業遺産に認定をされてから、今年で2周年を迎えました。

長年継承されてきた峡東地域の伝統的な農業と、それによって育まれた文化や景観の大切さや魅力を広く皆さまに情報発信するとともに、世界農業遺産としてこれからも守り、活用していくため、9月22日、笛吹みんなの広場において、峡東地域世界農業遺産推進協議会による「峡東地域世界農業遺産フェスティバル」を開催します。

今回は、昼と夜の2部構成のイベントとし、昼の部では、エフエムフジによる公開生放送や、甲州式ぶどう棚など果樹園の風景を模型でつくるワークショップ、ワインセミナー、キッチンカーや峡東地域の物産品を集めたマルシェなど、地域に根差した農業文化を学び、味わい、体験していただく企画を多数行います。

また、夜の部では、ハートフルハットの特設ステージで、山梨にゆかりのある歌手や音楽家が演奏する中、ワインと食事をゆっくりと楽しむことができる趣ある空間に雰囲気を変え、秋の夜風を浴びながら心地よい時間を過ごしていただくことができます。

一日を通して、大人から子どもまで存分に楽しんでいただける機会となっていますので、ぜひ足をお運びください。

次に、笛吹市障がい者基本条例制定フォーラムについてです。

今年3月、本市では、県内の自治体としては初めてとなる「障がい者基本条例」を施行しました。

これを記念し、9月25日から28日までの4日間、笛吹市スコレーセンターにおいて、市制施行20周年記念事業として、条例の内容を周知するとともに、障がいのある方への理解を深めるためのフォーラムを開催します。

期間中は、障がいのある方が参加をし、条例に対する意見交換を行うパネルディスカッションや、世界で活躍する障がいのある方自身が演じる劇団「態変」による記念公演のほか、障がいのある方が手掛けた作品の展示や授産品の販売会などを行います。

次に、笛吹市スポーツ講演会特別企画の開催についてです。

10月6日、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において、市制施行20周年記念事業として、卓球元日本代表の石川佳純さんによるトークショーと卓球教室を開催します。

石川さんは、東京2020オリンピック卓球女子団体での銀メダルをはじめ、オリンピック3大会連続でメダリストとなったほか、国内外の数々の大会で輝かしい成績を残し、昨年現役を引退されました。

今回のトークショーでは、トップアスリートとして世界を舞台に活躍する中で得られた経験や、卓球やスポーツに対する想い、夢を持つことの素晴らしさをお伝えいただきます。

また、卓球教室では、市内中学生を対象に、石川さんが世界と渡り合ってきたプレーの一端を披露し、技術や練習方法を直接指導していただきます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件1件、条例案7件、補正予算案17件、決算認定20件、その他の議案1件、合わせて46件です。

はじめに、報告案件です。

「令和５年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

令和５年度決算における主な健全化判断比率の状況は、「実質公債費比率」は前年度と同率の７．５％となりました。「将来負担比率」については、今年度においても、将来負担すべき額を充当可能財源が上回ったことから、数値は算出されませんでした。

全ての指標が、自治体における「早期健全化基準」を下回っている状況にあり、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は、山梨県市町村総合事務組合負担金条例の一部が改正されたことに伴い、消防団員のうち機能別消防団員について、消防退職報償金負担金の算定基礎となる条例定数から除外されることとなったため、非常勤消防団員の全体、基本消防団員、機能別消防団員の定数をそれぞれ明文化をし、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、用語を改めるとともに、本年１２月に現行の健康保険被保険者証の新規発行が終了となることから、福祉事務において個人番号を利用した情報連携が行えるよう、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について」は、笛吹市境川観光交流センター「寺尾の湯」利用者における使用料の納付方法に回数券を導入することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」は、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける職員について、常勤換算方法を用いて、常勤職員が勤務すべき時間を複数の非常勤職員により代替する配置および地域の実情に応じた配置が可能となったため、所要の改正を行うものです。

次に「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、御坂学童保育クラブの集約および増設ならびに芦川学童保育クラブ新設に伴い、各学童保育クラブの名称および位置を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、基準となる府令の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設はインターネットを利用して施設の重要事項を公に表示することが義務付けられたほか、施設で交付等を行う電磁的記録を用いた書面等について、利用できる情報通信技術の種類を総称して「電磁的記録媒体」と表現するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、基準となる府令の一部が改正されたことに伴い、保育所等における職員の配置基準が見直されたため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和６年度笛吹市一般会計補正予算（第４号）について」は、既定の予算額に歳入歳

出それぞれ19億9,434万円を追加をし、総額を463億1,404万円とするものです。

歳入の主なものとして、県支出金に農業振興事業費補助金、もも産地競争力強化支援事業費補助金など1億2,194万円を追加をしました。

また、繰入金として、公共施設整備等基金、観光施設整備基金などから2億2,656万円を追加をしました。

さらに、前年度繰越金として15億7,767万円を追加をしました。

歳出の主なものは、国際社会で活躍し、市の未来を拓く人材の育成につなげられるよう、市内の小中学校において、日常的に英語に親しみ英語力の向上を図る「新たな英語教育プログラム」を令和7年度から導入するため、外国語指導助手の増員に向けた準備費用として、外国語指導助手設置事業に384万円を計上しました。

また、石和温泉花火大会や川中島合戦戦国絵巻などの観光イベントの駐車場として活用できるよう、山梨中央銀行石和寮跡地を購入するため、観光施設整備事業に1億3,618万円を計上しました。

このほか、産地パワーアップ事業に9,220万円、基金積立金に13億8,565万円、令和5年度の事業費確定に伴う国県支出金返還金として、総額2億4,773万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ14会計について、総額3億9,618万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「公共下水道事業会計」の2会計において、総額1,195万円を追加するものです。

続きまして、「令和5年度の決算について」です。

一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が423億4,163万円、歳出総額が402億3,149万円です。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は21億1,014万円で、そのうち翌年度に繰り越すべき一般財源1億3,246万円を差し引いた実質収支額は、19億7,767万円です。

その他、特別会計15案件、企業会計4案件につきまして、地方自治法および地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して提案するものです。

詳細については、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

続きまして、その他の議案です。

「山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」は、令和6年12月2日に施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の健康保険被保険者証の新規発行が終了となることに伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくはそれによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

続きまして、議案第101号から議案第120号、決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者から補足説明があります。

会計管理者、中山勲君。

○会計管理者（中山勲君）

ただいま、市長が提案いたしました、議案第101号の一般会計から議案第120号の企業会計までの決算認定20案件について、「令和5年度笛吹市一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算書」に基づきまして、一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

なお、「決算書」につきましては、お手元のタブレットにお示しをさせていただきます。「会議」を開催いたしましたので、「チャンネル1」で「参加」をお願いしたいと思います。

また、「決算書」につきましては、概要の説明となりますので、金額については、1万円未満は省略をさせていただきます。

まず、決算書2ページをご覧ください。

令和5年度一般会計および15の特別会計の歳入歳出決算総括表になります。

3ページをご覧ください。

合計になりますが、歳入額の合計は602億4,831万円、歳出額の合計は576億3,228万円、差引残額である歳入歳出差引過不足額の合計は、26億1,603万円となりました。

それでは、個々の会計について、ご説明します。

まず、議案第101号「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入については、5ページからになります。

なお、歳入については、主なものを収入済額でご説明します。

第1款市税は、収入済額92億7,554万円で、歳入全体の21.9%を占めています。なお、過年度分を含めた、市税全体の収納率は96.0%でした。

次に、第2款地方譲与税ですが、2億7,178万円でした。

続いて、第3款利子割交付金から第10款地方特例交付金まで、各種交付金は総額で21億1,043万円でした。

第11款地方交付税は90億211万円で、歳入全体に占める割合は21.3%でした。

6ページをご覧ください。

第15款国庫支出金は58億1,133万円、第16款県支出金は25億7,101万円でした。

第18款寄附金は29億5,016万円、第19款繰入金は33億6,028万円でした。

7ページをご覧ください。

第22款市債は32億5,812万円でした。

令和5年度歳入決算額は423億4,163万円、前年度と比べ12億1,556万円の減額となりました。

続いて、歳出に移ります。

8ページをご覧ください。

歳出は、支出済額でご説明します。

第1款議会費は、支出済額2億1,184万円、執行率は95.4%、第2款総務費は48億3,245万円で、執行率は84%、第3款民生費は133億3,441万円で、歳出の中では最も大きな支出であり、歳出全体の33.1%を占めています。なお、執行率は90.4%でした。

次に、第4款衛生費は18億7,989万円、執行率は81.3%、第5款労働費は1,169万円、執行率76.9%、第6款農林水産業費は11億8,379万円、執行率78.6%、第7款商工費は15億8,349万円、執行率91.6%、第8款土木費は29億9,736万円、執行率は80.4%でした。

続きまして、9ページをご覧ください。

第9款消防費は13億5,960万円で、執行率69.2%、第10款教育費は37億636万円で、執行率は88.6%でした。

以降、第12款公債費53億914万円、第13款諸出金38億1,542万円でした。

以上、歳出合計は402億3,149万円で、前年度と比べ3億2,548万円の減額となり、歳出全体の執行率は87.9%でした。

10ページをご覧ください。

一般会計の決算については、歳入金423億4,163万円、歳出金402億3,149万円、歳入歳出差引額21億1,014万円となりました。

次に、ページが飛びますが、147ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

歳入歳出差引額までは、ただいまご説明したとおりですが、翌年度へ繰り越しすべき財源について、繰越明許費繰越額1億2,178万円、事故繰越し繰越額が1,068万円、これらを歳入歳出差引額から除いた実質収支額は、19億7,767万円となりました。

以上が、一般会計決算の概要となります。

続いて、特別会計についてご説明します。

149ページをご覧ください。

議案第102号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、第1款国民健康保険税の収入済額は19億1,454万円、国民健康保険税全体の収納率は89.8%でした。

歳入合計は83億8,442万円、前年度と比べ6,660万円の減額となりました。

続いて、歳出です。150ページをご覧ください。

第2款保険給付費は50億8,156万円で、前年度と比べ2億3,490万円の減額となりました。

歳出合計は83億3,527万円、前年度と比べ5億2,706万円の増額となりました。

決算については、151ページをご覧ください。

歳入金83億8,442万円、歳出金83億3,527万円、歳入歳出差引額は4,914万円となりました。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要です。

次に、１６６ページをご覧ください。

議案第１０３号 「令和５年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、第１款保険料は１４億４，９９９万円、収納率は９７．１％でした。

歳入合計は７４億４，７３８万円、前年度と比べ２億９，４７７万円の増額となりました。

続いて、歳出です。１６７ページをご覧ください。

第２款保険給付費は６０億９，６７７万円で、前年度と比べ９８８万円の増額となりました。

歳出合計は７１億３，８７５万円で、前年度と比べ５億６，８９０万円の増額となりました。

決算については、１６８ページをご覧ください。

歳入金７４億４，７３８万円、歳出金７１億３，８７５万円、歳入歳出差引額は３億８６２万円でした。

以上が、介護保険特別会計決算の概要です。

次に、１８４ページをご覧ください。

議案第１０４号 「令和５年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、第１款後期高齢者医療保険料は７億９，７８０万円、収納率は９９．４％でした。

歳入合計は１８億２５６万円で、前年度と比べ７，８０２万円の増額となりました。

続いて、歳出です。１８５ページをご覧ください。

歳出合計は１７億８，７３１万円、前年度と比べ７，９１４万円の増額となりました。

決算については、１８６ページをご覧ください。

歳入金１８億２５６万円、歳出金１７億８，７３１万円、歳入歳出差引額は１，５２４万円となりました。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要です。

次に、１９４ページをご覧ください。

議案第１０５号 「令和５年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は８，４９６万円、前年度と比べ５．８％、４６３万円の増額となりました。

続いて、歳出です。１９５ページをご覧ください。

歳出合計は３，８０９万円、前年度と比べ８１５万円の減額となりました。

決算については、１９６ページをご覧ください。

歳入金８，４９６万円、歳出金３，８０９万円、歳入歳出差引額は４，６８７万円となりました。

以上が、農業集落排水特別会計決算の概要です。

次に、２０４ページをご覧ください。

議案第１０６号 「令和５年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は８，１２３万円、前年度と比べ５６２万円の増額となりました。

続いて、歳出です。２０５ページをご覧ください。

歳出合計は６，５３０万円、前年度と比べ５３９万円の増額となりました。

決算については、２０６ページをご覧ください。

歳入金8,123万円、歳出金6,530万円、歳入歳出差引額は1,592万円となりました。

以上が、境川観光交流センター特別会計決算の概要です。

次に、212ページをご覧ください。

議案第107号 「令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は3,448万円、前年度と比べ782万円の増額となりました。

続いて、歳出です。213ページをご覧ください。

歳出合計は3,221万円、前年度と比べ2,543万円の増額となりました。

決算については、214ページをご覧ください。

歳入金3,448万円、歳出金3,221万円、歳入歳出差引額は227万円となりました。

以上が、森林経営管理特別会計決算の概要です。

次に、議案第108号から議案第116号までの9議案につきましては、いずれも「令和5年度恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」でありますので、一括して説明をいたします。

220ページからになります。

黒駒山財産区ほか8財産区の歳入総額は7,161万円、前年度と比べ304万円の増額、歳出総額は382万円、前年度と比べ87万円の増額、歳入歳出差引額は6,779万円となりました。

財産区特別会計については、いずれも財産区の管理運営を行っており、管理会の活動費などに予算執行されたものです。

それぞれの決算額については、220ページから290ページまでの各財産区管理会特別会計決算書のとおりとなりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

一般会計および15の特別会計の決算については、以上です。

なお、291ページから298ページに「財産に関する調書」がございます。

この中には市の公有財産、備品、基金等の詳細が記載されておりますので、併せて、参考にしたいと思います。

それでは、次に、4つの企業会計の決算です。300ページをご覧ください。

議案第117号 「令和5年度笛吹市水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、決算額18億5,226万円、前年度と比べ6,392万円の増額となりました。

支出ですが、決算額16億3,447万円、前年度と比べ1億1,724万円の減額となりました。

次に、301ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入ですが、決算額4億7,113万円、前年度と比べ1億3,365万円の増額となりました。

支出ですが、決算額9億3,942万円、前年度と比べ4,979万円の増額となりました。

支出に対する収入の不足額4億6,828万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が、水道事業会計決算の概要です。

次に、３３０ページをご覧ください。

議案第１１８号 「令和５年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」です。

まず、収益的収入及び支出のうち収入ですが、決算額７，１７１万円、前年度と比べ１，８６１万円の減額となりました。

また、支出ですが、決算額５，５６２万円、前年度と比べ２，６１９万円の減額となりました。

次に、３３１ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入ですが、決算額１１６万円、前年度から皆増となりました。

支出については、ありませんでした。

以上が、温泉給湯事業会計決算の概要です。

次に、３４７ページをご覧ください。

議案第１１９号 「令和５年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、決算額１８億８，６５３万円、前年度と比べ４，１８０万円の減額となりました。

支出ですが、決算額１８億５０５万円、前年度と比べ３，９７５万円の増額となりました。

次に、３４８ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入ですが、決算額８億３，７７５万円、前年度と比べ１億７，９５１万円の減額となりました。

対して、支出ですが、決算額１５億１，６４７万円、前年度と比べ１億５，７０１万円の減額となりました。

支出に対する不足額６億７，８７１万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が、公共下水道事業会計決算の概要です。

次に、３８３ページをご覧ください。

議案第１２０号 「令和５年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、決算額２，５７１万円、前年度と比べ１２万円の増額となりました。

支出ですが、決算額２，０１３万円、前年度と比べ１５６万円の減額となりました。

次に、３８４ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入ですが、決算額４９８万円、前年度と比べ４０３万円の増額となりました。

支出ですが、決算額７２２万円、前年度と比べ５３２万円の増額となりました。

支出に対する不足額２２４万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

以上が、簡易水道事業会計決算の概要です。

なお、本市の決算について、「令和５年度決算概要及び主要施策成果報告書」を作成し、タブレットに保存させていただきました。

この中に令和５年度の一般会計、特別会計および企業会計の主要な施策の事業概要が記載されておりますので、併せて決算の参考にしていただきたいと思います。

以上で、令和５年度における笛吹市の会計決算内容の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

○議長（古屋始芳君）

日程第5 代表監査委員より決算審査の結果につきまして意見・報告を求めます。

代表監査委員、曾根哲哉君。

○代表監査委員（曾根哲哉君）

令和5年度の笛吹市一般会計、各特別会計、企業会計の歳入歳出決算につきまして、お手元のタブレットに保存されております決算審査意見書に基づきまして、ご報告申し上げます。

まず、審査の方法は、決算書および各主管部局から提出されました審査資料に基づき関係帳簿、証ひょう書類により、計数を証査するとともに、関係職員から説明を聴取し、決算額の正否、予算執行状況および財政状況の適否等について、審査を執行しました。

次に、審査の結果ですが、決算書および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠して作られており、決算計数は、いずれも関係書類、関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であると認められました。

また、決算の内容、予算執行についても、おおむね適正妥当であると認められました。

それでは、一般会計からご報告申し上げます。

令和5年度一般会計の決算状況は、歳入総額423億4,164万円、歳出総額402億3,149万円で、形式収支額は21億1,015万円、翌年度へ繰り越すべき財源、1億3,247万円を差し引いた実質収支は19億7,768万円となり黒字決算でありました。

歳入では、市税は伸びたものの、地方交付税、国庫支出金は減少しています。

一方歳出は、民生費、商工費、消防費が増加し、衛生費、土木費、教育費が減少しました。性質別では、物件費、扶助費が増加し、補助費、普通建設事業費が減少しています。

財政健全化判断比率等の財政指標につきましては、実質公債費比率は7.5と昨年同様、国の健全化基準を大幅に下回っています。

また、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回ることから、将来財政を圧迫する可能性の度合いは示されていませんが、財政の弾力性を測る経常収支比率については、税収の大幅な伸びが難しいこと、扶助費、人件費等の義務的経費の縮減も難しいことから、財政運営にあたっては、引き続き配意をお願いします。

こうした中、事業運営にあたっては、次の点に留意しながら取り組みをお願いします。

まず、事務処理の適正化についてです。

全体としては、おおむね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、事務の適正化の観点から、今後も事務事業を行う上で、市の運営に支障をきたさないよう、リスク管理についても十分に留意し、絶えず、評価、検証をお願いします。

また、日頃から市民の貴重な税金により、運営されているということを念頭に、業務に関係する条例や諸規定への理解を深めるとともに、業務遂行に細心の注意を払い、市民の負託に答えられるよう、工夫と努力をお願いします。

次に、危機管理体制の確立についてです。

近年、災害が激甚化、多発化しています。

市民の生命・財産を守るために、さらに防災意識を高め、避難情報の理解や適切な訓練の実

施などの充実・強化をお願いします。

また、災害ごみの対応や個別避難計画の策定におきましては、関係部署と連携し、対応や研究、策定を進めるようお願いします。

消防本部におきましては、今後も近隣消防本部との共同運用連携も含め、整備強化に努めるようお願いします。

次に、情報環境関連事業についてです。

近年、A I の進化やD X、I C T の活用の動きが加速しています。

今後もD X 事業について検討し、デジタルの活用により、住民誰もが便利で快適に暮らせるよう期待しています。

次に、観光・産業・まちづくり関連事業についてです。

現在、観光ニーズは多種多様化しており、多面的な視点での施策展開が必要となっています。

その中で、本市の主要産業である観光の振興や農業の維持拡大を、なお一層図られるよう望みます。

また、まちづくり事業につきましては、安全で、快適で、利便性が高く、住んで良かったと実感できるまちづくりを目指し、インフラ等の整備を図っていただくようお願いします。

次に、子育て、教育関連事業についてです。

市総合計画における重要施策の一つである「子育てしやすいまちづくり」につきましては、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るとともに、給食の無償化等、数々の支援を実施していますので、今後も関係部署と連携を強化し、さらに充実した施策となるよう取り組みをお願いします。

学校教育現場におかれましては、児童生徒が安全かつ良好な環境で学校生活が送れるよう、教育環境の整備に配慮をお願いします。

今後も国・県を挙げて子育て支援事業の展開も予想される中、子どもたちがこころ豊かに暮らせる環境づくりに、なお一層努めていただきたいと思います。

次に、保健福祉関連事業についてです。

高齢化、長寿命化が進む中で、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう「健康寿命を延ばす事業」の実効ある実施が重要になってきています。今後も関係部署と連携するとともに、それぞれの地域事情に合わせた健康づくり事業や、介護予防事業を実施し、これらを通じて、医療費等の抑制につなげていただきたいと思います。

上記のように変化する時代への課題や取り組みの中で、次の項目に配慮し、行財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

まず、1 つ目として、市税および料金等の収納率の向上についてです。

令和5年度末の一般会計において、市の歳入の根幹をなす市税および負担金や使用料等の収入未済額につきましては4億2,978万円で、昨年度に比べ2,061万円減少しましたが、自主財源の確保のため、収納率の向上や収入未済額の解消に一層努められるようお願いします。

収入未済額の解消にあたっては、市民負担の公平性を図る観点から、関係法令に基づき、収納体制の強化と、関係部署との連携、滞納の実態に即したきめ細かい収納対策をお願いします。

次に、補助金、交付金についてです。

補助金等対象事業の実施にあたっては、公平かつ市民の福祉や生活の向上等に、真に効果があるか否かの観点に立って、慎重かつ十分な評価と検討を行い、交付先における活動内容や会

計処理について、目的や計画が適切に実行されているか、市民、事業者などに、直接または波及的効果が期待できているか等の効果測定をお願いします。

次に、委託契約についてです。

随意契約につきましては、やむを得ない随意契約や安価な事業であっても、複数の事業者から見積もりを徴する等、競争原理を基本として、透明性と公平性の観点に立って、適切な契約手続きを執行するようお願いします。

また、保守委託・工事関連委託につきましては、業務委託の内容、必要人員・時間や価格の妥当性、ランニングコスト等、十分かつ慎重に検討を行い、委託事業者との内容確認、現場での工程確認等を徹底し、適正な契約行為がなされるようお願いします。

次に、指定管理者制度の検証についてです。

市は指定管理者と運営に関する協定を結び、その協定に基づいた施設運営が行われるよう、指定管理者を監督・指導する責務があります。

指定管理者から必要な報告等を徴し、目的が十分に達成されているか否かを検証し、事故や施設の休業が起こらないよう、対応をお願いします。

また、民営化により効果が得られる施設につきましても、十分な慎重な検討をお願いしたいと思います。

以上の点を踏まえ、一般会計においては、継続的な改善と持続可能な財政運営に取り組まれることを期待しています。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計です。

歳入総額83億8,442万円、歳出総額83億3,527万円で、歳入歳出差引額は4,915万円となっています。

国民健康保険税の収入未済額は、1億9,513万円となっています。

国民健康保険の健全な運営に向けて、今後も収納率向上とともに、被保険者の健康管理のため、関係部局と連携した健康づくり事業への取り組み等を推進し、保険給付費の抑制に努めるようお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

歳入総額74億4,738万円、歳出総額71億3,875万円で、歳入歳出差引額は3億863万円となっています。

介護保険料の収入未済額は、2,898万円でした。

介護保険事業の安定継続のために、制度内容の周知方法を検討するとともに、フレイル予防や高齢者の社会参加活動の支援事業に、一層取り組まれるようお願いします。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入総額18億256万円、歳出総額17億8,731万円で、歳入歳出差引額は1,525万円となっています。

保険料滞納額は、前年度より118万円ほど増加しています。

今後も相談しやすい環境づくりに努めるとともに、医療費の抑制にもつながる健康づくり事業等への積極的な取り組みをお願いします。

次に、農業集落排水特別会計です。

歳入額8,496万円、歳出額3,809万円で、歳入歳出差引額は4,687万円となっ

ています。

農業集落排水特別会計は本年度から公営企業会計となりましたが、引き続き公共下水道の料金との公平性についても、検討をお願いします。

次に、境川観光交流センター特別会計についてです。

歳入額8, 123万円、歳出額6, 531万円で、歳入歳出差引額は1, 592万円となっています。

境川観光交流センターにつきましては、運営開始以降、利用者も順調に増えていますが、今後も運営内容、運営方法の見直しを適宜行っていただくようお願いします。

次に、森林経営管理特別会計です。

歳入額3, 448万円、歳出額3, 221万円で、歳入歳出差引額は227万円となっています。

災害防止や地球温暖化防止などのためにも、森林の公益的機能の適正な管理を進めるようお願いします。

次に、財産区管理会特別会計についてです。

9つの財産区とも、構成員の高齢化が進み、管理が大変難しい状況であるとお聞きしております。貴重な資源の保護、育成、また災害への対処としても大変重要であるため、引き続き管理体制の充実にご努力をいただきたくお願いをいたします。

次に、財産に関する調書についてです。

適正な管理が行われていましたが、今後も公金の運用にあたっては、安全性、流動性、収益性の面において十分に検討し、バランスの取れた対応を図るよう、引き続き努力をお願いいたします。

次に、基金運用状況に関する調書についてです。

土地開発基金の運用状況につきましては、規定に基づき適正な管理が行われていました。

今後も運用については、十分な配慮をお願いします。

次に、公営企業会計です。

まず、水道会計です。

令和5年度における水道事業の業務実績をみますと、給水世帯数は前年度比で増加していますが、総配水量と有収水量は、前年度比で減となっています。

給水原価と供給単価の比較であります。給水原価186円60銭に対し、供給単価152円60銭で、1立方メートル当たり34円不足しており、前年度不足額49円70銭より改善はされておりますが、給水原価が供給単価を上回っています。

なお、水道料金の徴収状況については、未収金が5, 203万1千円で、6年連続で減少していますが、これは、料金収納業務の民間委託が要因として考えられます。一方、依然として一般会計からの基準外繰入金も必要な状況であります。

将来的な人口減少社会を見据え、持続可能な安定した経営に向けて、今後、さらに経営努力をされるよう望みます。

次に、温泉給湯事業についてです。

令和5年度においては、契約口数が減少し、給湯世帯数は昨年と同数でしたが、総配湯量は前年度より2, 492立方メートル増え、温泉給湯収益は108万9千円余り増加しました。

本市の温泉給湯事業は、今後大幅な収益増が見込めない中で、施設の維持管理に向けた事業

費用の増加も予想されるため、将来を見据えた事業経営を望みます。

次に、下水道事業です。

令和5年度公共下水道事業は、建設改良費に3億4千万円余りが投じられ、新規に488メートルの污水管が整備されました。企業債残高は、平成28年度には162億円ほどありましたが、ここ数年、新規借入れを抑え、毎年10億円ほどの償還に努め、現在は残高が101億円余りとなっています。

汚水処理原価と使用料原価の比較であります。汚水処理原価1立方メートル当たり136円20銭に対し、使用料単価は1立方メートル当たり131円50銭で、1立方メートル当たり4円70銭不足していますが、昨年度より15円ほど不足額は改善されています。

今後は、未接続世帯への下水道加入促進と共に、下水道使用料、受益者負担金の滞納対策もお願いします。

さらに業務の改善、合理化等により経費の削減に努められ、将来にわたって、持続可能な事業経営ができるよう望みます。

次に、簡易水道事業です。

令和5年度においては、前年度より給水人口、給水世帯数とも減少し、総配水量も減少しました。

今後も給水原価に対する供給単価の適正化を考慮しながら、事業経営を遂行されるよう望みます。

次に、令和5年度健全化比率等についてです。

財政状況につきましては、実質赤字がないことから、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも良好な数値となっております。

これは、地方債残高の縮小や有利な補助制度の活用、効率的な行財政運営などの取り組みに努められている結果と思います。

しかしながら、人口が減少する中、税収の大幅な増加は難しいこと、義務的経費の縮減も難しいことから、財政運営にあたっては、引き続き配意をお願いします。

以上、会計ごとに審査意見を申し述べさせていただきました。

最後になりますが、ますます多様化、複雑化、そして高度化する行政ニーズの中で、新制度や新システムへの対応、情報の共有化、リスク管理への対応等が求められてまいりますが、創意と工夫を発揮され、市民の福祉向上、地域活性化、夢と希望が持て、幸せが実感できるまちづくりを目指し、お取り組みをお願いしたいと思います。

以上、令和5年度決算審査の報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第6 報告第10号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承をお願いします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日9月3日から9月9日までは、議案調査のため休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日9月3日から9月9日までは、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月10日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

令和 6 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 0 日

令和6年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和6年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第77号―議案第121号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	保 坂 利 定
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	17番	小 林 始
18番	渡 辺 正 秀	19番	古 屋 始 芳

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公営企業部長	佐 藤 みのり
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鵜 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案 「議案第77号」から「議案第121号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、代表質問をいたします。

笛新会の皆さまには、この機会を与えていただき、感謝申し上げます。

それでは、以下、質問に入ります。

はじめに、山下市政の基本姿勢、心構えについて伺います。

平成28年11月に就任した山下市長におかれましては、来月10月27日投開票の市長選については、本年2月議会において、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向けて立候補を決意したと述べられましたが、現在の心境について伺います。

次に、令和5年度決算について伺います。

1として、重点事業の実施状況とその検証について伺います。

2として、令和5年度の決算内容を踏まえ、今後の財政運営の方針について伺います。

3として、財政健全化法に基づく4指標については、いずれも健全な状況との判断でありま

すが、令和5年度長期財政推計における推計値との比較、分析について伺います。

4として、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、94.6%となり前年度より6.7%上昇しましたが、その要因について伺います。

5として、自治体が行う事業のうち国が責任をもって対応すべき分野および国の政策と密接に関わる分野については財政融資資金が活用されていますが、笛吹市が主に活用している臨時財政対策債、過疎対策事業債、水道事業債、下水道事業債の決算時における財政融資資金の借入残高について伺います。

6として、財政調整基金の決算時点の現在高と今後の当該基金の活用、積立の方針について伺います。

7として、ふるさと納税寄附金をはじめとする自主財源確保の取り組みと市税等、各種料金の収納状況について伺います。

次に、産業・観光振興の取り組みについて伺います。

1として、若者の地元への就職を促し、定住人口の増加につなげる取り組みについて伺います。

2として、「第3次笛吹市観光振興計画」における、医療・介護福祉と観光団体が連携した観光地づくりの内容と、進捗状況について伺います。

3として、令和5年度における、観光入込数と石和・春日居温泉郷宿泊客数について伺います。

また、笛吹市観光振興計画の中間年度および最終年度の目標値達成見込みについて伺います。

4として、富士山や甲府盆地を眺望できる、東京からのアクセスもいい石和温泉駅北部の大蔵経寺山山頂付近へ、キャンプ場やバーベキュー施設を設置して、夜のイベントや魅力あるコンテンツをつくるなど、観光拠点として宿泊へつなげる誘客促進を図る考えはないか伺います。

5として、市内の森林や金川の森には「トレッキングコース」が設置されておりますが、これらを活用し、アウトドア体験のニーズに対応した集客への取り組み状況について伺います。

6として、森林経営管理特別会計における森林整備について、民有人工林が対象となりますが、対象となる森林の面積と整備の順位付けはどのように行われているか伺います。

次に、子育て環境の充実整備について伺います。

1として、市では子育て環境の充実整備を積極的に取り組んでいますが、病児・病後児保育施設の利用状況と今後の取り組みについて伺います。

2として、小中学生に一人1台のタブレット端末が配備され、日常的な活用が進みつつあると推察いたしますが、教育デジタルトランスフォーメーション推進に向けたデジタル教科書やデジタルドリルの活用状況について伺います。

3として、文部科学省は、教員の働き方改革の一つとして、公立小中学校の授業時間総数を点検し、国が定めている標準の授業時間数を大幅に超過している学校に見直しを求めるとしています。本市の授業時間総数の現状と今後の対応について伺います。

4として、給食費は学校給食法で「保護者が負担する」と定められていますが、全国で約3割、県内では約7割の自治体が、平均月額が5千円から6千円の公立小中学校の給食費を無償提供していますが、笛吹市の現況は。また、県内各市の状況について伺います。

5として、学童保育クラブについて伺います。御坂町と芦川町で学童保育クラブの施設新設に取り組んでいますが、新たな施設の定員の状況および市内の学童保育クラブの中で、厚生労

働省の放課後児童クラブ運営指針で、1つの集団としてまとまりをもって生活をしたり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とするとあります。また、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪いときなどに備えた専用区画が必要であり、子ども1人につき、おおむね1.65平方メートル以上を確保することとあります。令和6年8月末日において、40人を超えるクラブ数と児童1人あたりの専用区画が1.65平方メートルを下回るクラブ数について、伺います。

6として、小学生のランドセルに関して、保護者の経済的な負担軽減と児童の身体的負担軽減が見込まれるナイロン製の軽量カバン導入への取り組みについて伺います。

7として、公立中学校の、部活動地域移行に向けて検討委員会を立ち上げていますが、その検討状況について伺います。

次に、農業の振興、農地の確保について伺います。

1として、今年の果実の栽培は、天候が高温傾向で推移し、果樹カメムシが大量に発生するなど、農家は栽培管理や防除に苦労したところとあります。また、肥料や資材の価格が上昇し、農家の経費負担が増加している状況にあり、適正な価格への転嫁が求められるところではありますが、今年の果実の生産状況と、市場への販売対策について伺います。

2として、果樹の需要の好調を背景に、県農地中間管理機構（農地バンク）が土地所有者から借り入れた農地は328ヘクタール、担い手に貸し付けた農地は358ヘクタールといずれも過去最大でしたが、当市の状況について伺います。

3として、果実盗難被害の発生状況と、盗難防止対策について伺います。

4として、桃、ぶどう日本一の果樹産地を維持していくための農業者の確保、育成対策について伺います。

次に、防災対策について伺います。

山梨県は、2014年大雪を除けば、人的被害が出るような大きな災害を30年以上、経験していません。自然災害を止めることはできませんが、被害を軽減することはできます。普段の暮らしを災害の視点から見直し、より一層防災体制の整備を進めることが必要であると考え、次の点について伺います。

1として、避難行動要支援者台帳登録者数と、要配慮者の「個別避難計画」作成の現況について伺います。

2として、令和3年度から重点事業として取り組んだ、指定避難所への防災備蓄倉庫の整備は、今年度、備品および消耗品を納め事業を完了しますが、今後、災害に備えた市の備蓄の考えについて伺います。

次に、環境推進対策について伺います。

1として、本市においては、令和3年度から10年間を計画期間とした第2次笛吹市環境基本計画を策定し、「水・花・緑 彩り豊かな桃源郷 みんなで未来につなぐまち」を目指す環境像として、市全体で共有し、一体となって環境保全や創造に長期的に取り組むとしています。山梨県においては、令和6年度から10年間を計画期間とした第3次環境基本計画を策定しました。

基本計画から3年間における取組状況について伺います。

2として、市の基本計画は、県の基本計画と整合を図るとしていますが、県の第3次環境基本計画の策定に伴い、整合性を図るための市の計画の見直しについて伺います。

3として、全国の空き家数は昨年10月時点で約900万戸と過去最多を更新し、住宅全体の13.8%を占めています。このうち、賃貸、売却用、別荘などの二次的住宅を除く空き家は約385万戸と、この20年間で1.8倍です。

第2期笛吹市空き家等対策計画の概要と、空き家対策の取組状況について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症について伺います。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類」となって1年以上が経過し、コロナをめぐる国の対策や治療などへの支援も変わってきています。

7月下旬には、エアコンを頻繁に使うため、窓を開けての換気がおそろになったことなどから、1医療機関当たりの患者数は1カ月前の約5倍に上り、5類移行後で患者数が最も多い昨年夏の第9波と同水準まで増加し、「第11波に入った」と報じられています。

市では、引き続き高齢者等への予防接種に係る費用などを予算計上しておりますが、今後の感染対策の方針について伺います。

次に、市内文化施設の在り方について伺います。

私は、昨年の第4回定例会において、春日居郷土館と青楓美術館の統合についての一般質問を行いました。そのときの市の答弁は、今後は、本市の文化施設全体の在り方について、検討委員会などを設置し、検討していくとの内容でありました。現在の取組状況について伺います。

次に、多目的芝生グラウンド整備事業について伺います。

市長は、本年第1回定例会において、多目的芝生グラウンド整備基本計画を基にした、整備候補地および施設内容での整備は見直すと表明されました。一方、多くの市民から一日も早い芝生グラウンドの整備を望む声があります。現在の検討状況や検討内容および今後の事業スケジュールについて伺います。

最後に、再配達削減対策について伺います。

通信販売を頻繁に利用し、かつ再配達の割合が高い世帯が多くみられるなど、物流の2024年問題は喫緊の課題ですが、再配達を削減するため、市民への宅配ボックス購入のための補助制度の創設について伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、武川則幸議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、市長選挙に向けた現在の心境についてです。

私は「市政は市民の皆さまの幸せのためにあるべき」という揺るぎない基本理念の下、平成28年10月の市長就任から現在に至るまで、市民の皆さまの幸せを第一に、まちづくりを進めており、今は残された任期を全うすべく、一日一日、職務に全力で取り組んでいるところです。

これまでの2期8年間、様々な施策を展開する中で「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、力の限り市政運営に努めてまいりました。それらの取り組みの成果もあり、笛吹市は、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして着実に前進をしていると考えております。

1期目は、八千蔵地域要望事業や旧N T T用地問題など、積み残しの課題解決に向けて道筋をつけたほか、市が進むべき方向性を示しました。

2期目は、F U J I Y A M A ツインテラスや笛吹みんなの広場の整備、ふるさと納税を活用したシティプロモーションの強化など、市の魅力を高めるための仕込みや土台づくりを行ったほか、子育て支援や防災力の強化を図る取り組みなど、幅広く事業を展開をしました。

今後は、これまで培ってきたものを最大限生かし、動きを止めずに前に進み、笛吹市をさらに発展させる「飛躍のとき」と考えています。

次期市長選挙において、市民の皆さまからの信任を得られましたら、私が生まれ育ち、愛してやまない笛吹市の更なる発展のため、そしてハートフルタウン笛吹の実現のため、全身全霊をもって市政運営に当たる所存であります。

なお、3期目に向けて重点的に取り組みたい政策については、今後、私の公約としてお示しをしたいと考えております。

続きまして、令和5年度決算についてのご質問のうち、まず重点事業の実施状況とその検証についてです。

令和5年度は、重点事業として、42事業に取り組みました。

主な事業として、学校給食アレルギー対応事業では、食物アレルギーに対応するために、御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターを改修するとともに、栄養士ならびに調理員を増員し、食物アレルギー対応給食の提供を開始をしました。これにより、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担軽減につながりました。

新道峠展望台環境整備事業では、すずらん群生地駐車場に、観光案内所や飲食物の提供、地産品の販売スペースを備えたエントランス施設「リリーベルヒュッテ」を整備をしました。これにより、更なる誘客につなげるための環境が整いました。

令和3年度に着手した防災備蓄倉庫整備事業では、発災直後に円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、令和5年度は12カ所の指定避難所に22棟を整備するとともに、令和4年度に整備した防災備蓄倉庫に収める備蓄品等を購入をしました。令和3年度から令和5年度までの3年間で、28カ所の指定避難所に53棟の防災備蓄倉庫を整備をし、これにより、市内全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備が完了をしました。

窓口業務D X事業では、戸籍住民課の窓口において、来庁者がサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入をしました。これにより、来庁者の負担軽減を図ることができました。

次に、決算内容を踏まえた今後の財政運営の方針についてです。

令和5年度決算における実質収支は19億7,767万円の黒字です。単年度収支および実質単年度収支ともに黒字となりました。

主要な財政指標である実質公債費比率は7.5%で昨年度と同率になり、将来負担比率は昨年度と同様に算出されなかったことから、令和5年度決算は、良好な決算であると捉えております。

今後さらに事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、長期財政推計における財政健全化判断比率の比較と分析についてです。

令和５年度に作成した長期財政推計では、実質公債費比率は７．７％、将来負担比率は算出されないと推計をしていました。

令和５年度決算に基づく実質公債費比率は７．５％、将来負担比率は算出されず、長期財政推計よりも良好な結果となりました。将来負担比率が算出されなかったことなどは、健全な財政運営を行ってきた結果と捉えており、引き続き、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、経常収支比率が前年度より６．７％上昇した要因についてです。

令和５年度は、歳入における市税等の経常的一般財源が微増したものの、施設型給付費や障害者介護給付・訓練等給付事業などの扶助費が増加したこと、介護保険特別会計への繰出金が増加したことなどにより、歳出における経常的一般財源が増加したため、令和４年度から６．７％上昇をしました。

次に財政融資資金における、臨時財政対策債、過疎対策事業債、水道事業債、下水道事業債の借入残高についてです。

令和５年度決算時における財政融資資金の借入残高の総額は２２１億２，９４１万円です。そのうち、臨時財政対策債が１００億４，５２０万円、過疎対策事業債が９億８，６８０万円、水道事業債が４３億５，２８８万円、下水道事業債が４３億４，５１２万円です。

次に、財政調整基金の現在高と今後の活用、積立の方針についてです。

令和５年度決算時の財政調整基金現在高は、令和４年度末から１６４万円増加して、３７億３，２０６万円となりました。

今後も、各種事業の一般財源として活用しつつ、年度間の財政の調整を図っていくための基金として、大幅に減額することがないように、運用してまいります。

次に、自主財源確保に向けた取り組みと市税等の収納状況についてです。

市の主要産業である農業と観光業の成長を促進するとともに、企業誘致を推進することで、本市経済の活性化を図り、市税の増収につなげていきます。

市税等に係る収納状況については、市民税、固定資産税などの市税で、現年課税分収納率９９．１％、過年度分収納率１９．１％、合計の収納率９６％となり、前年度比１ポイントの増で、過去最高の収納率となりました。

国民健康保険税では、現年課税分収納率９７．３％、過年度分収納率２５．６％で、合計の収納率が８９．７％となり前年度比１．２ポイントの増で、こちらも過去最高の収納率となりました。

収納率向上の要因としては、職員一人ひとりがこれまで以上に自己研鑽を重ね、意識レベルが向上したことに加え、新たな滞納を生じさせない取り組みとして、督促状や催告書を適時に発送し、納付を促すとともに、ＱＲコードを利用した納付方法の導入などを行ったこと、預金の電子照会や電子差押を導入をし、滞納整理を効率的に進めたこと、県税事務所への職員派遣による職員の徴収技術が向上したことで滞納整理が効果的に進み、収納率が上昇したものと考えます。

各種料金の収納状況については、後期高齢者医療保険料では、現年度分収納率が９９．５％で前年度を０．２ポイント下回り、介護保険料では、現年度分収納率が９９．２％で前年度を０．１ポイント上回りました。

保育料については、現年度分収納率が９９．３％で前年度を０．６ポイント上回り、市営住宅使用料は現年度分収納率が９９．１％で前年度を０．７ポイント下回りました。

上水道使用料については、現年度分収納率が96.7%で前年度を0.3ポイント上回り、下水道使用料金については、現年度分収納率が87.5%で前年度を6.7ポイント下回りました。

続きまして、産業・観光振興の取り組みについてです。

まず、若者の地元就職を促し、定住人口の増加につなげる取り組みについてです。

本市では、若者の市内企業への就職を促進し、定住人口の増加を図るため、令和3年度から笛吹高校、塩山高校および山梨高校の就職希望生徒を対象にした企業説明会を開催しています。

令和6年度は、7月8日に市内の企業53社が参加をし、各企業の採用担当者が41人の生徒に対して、企業の魅力や業務内容、福利厚生などについての説明を行いました。

この企業説明会を通じて、令和3年度に19人、令和4年度に19人、令和5年度に18人の生徒が市内企業に就職をしており、若者の定住に寄与しているものと考えております。

次に、医療・介護福祉と観光団体が連携した観光地づくりの内容と進捗状況についてです。

市内では、温泉を活用したリハビリテーション病院が7カ所存在しており、その数は全国屈指と言えます。このような本市の強みを生かし、他地域との差別化を図るため、本市では、医療・介護福祉団体と連携をし、障がい等の有無にかかわらず、誰もが安心して温泉地に宿泊できる観光地づくりを進めています。

ホテルや旅館の従業員を対象に、受け入れ態勢の確立に向けた取り組みを進めています。令和6年2月には、甲州リハビリテーション病院の協力を得て、車いすの介助方法についての基礎研修会を開催をしました。また、7月には認知症についての研修会や先進地の視察を行いました。

今後は、市内のリハビリテーション病院に入院している患者とその家族が、石和温泉郷へ宿泊するモニターツアーの実施を予定しております。

次に、令和5年度の観光入込客数および石和・春日居温泉郷への宿泊客数、笛吹市観光振興計画における中間年度および最終年度の目標値達成見込みについてです。

令和5年度の観光入込客数および宿泊者数は、現在、山梨県において集計を行っている段階のため公表されていません。

なお、令和4年度の観光入込客数は222万人、石和・春日居温泉郷の宿泊者数は124万1千人です。

笛吹市観光振興計画における数値目標については、中間年度である令和7年度の観光入込客数は298万4千人、石和・春日居温泉郷の宿泊者数は146万9千人、最終年である令和9年度の観光入込客数は313万3千人、石和・春日居温泉郷の宿泊者数は154万2千人としています。F U J I Y A M A ツインテラスや通年で実施している各種イベントでの誘客が図れていることから、目標値が達成できる見込みと考えております。

次に、大蔵経寺山にキャンプ場等を設置し誘客促進する考えについてです。

民間事業者において、大蔵経寺山の登山道周辺に桜の植樹をしている団体があることは承知しております。また、民間事業者による観光活用に向けた構想があることも聞いてはいますが、現時点で、市としての具体的な計画はありません。

次に、市内の森林や金川の森に設置されているトレッキングコースを活用した誘客促進の取り組みについてです。

本市では、市全域の6割を森林が占め、トレッキングコースを12コース有しております。

毎年、登山者の安全な通行のための整備を行っております。現在、これらを活用した新たな集客イベントを民間事業者やトレッキング愛好者とともに検討しております。

また、金川の森では、山梨県が、森林浴効果など医学的根拠に基づき、令和4年度に認定された森林セラピー基地を活用し、森林セラピーガイドツアーを開催をしています。

今後も自然豊かな本市の魅力を生かし、アウトドアニーズにあったプログラムの充実や、関係者との連携強化を図りながら、観光振興を図っていきます。

次に、森林経営管理特別会計における森林整備の対象となる森林の面積および整備の順位付けについてです。

市内の民有林人工林のうち、森林経営管理特別会計により整備の対象となる森林の面積は、市全体で約1,270ヘクタールです。

民有林人工林を13の区域に分け、経済性・公益性・防災面の3つの観点で評価する森林経営管理制度全体計画を策定をし、順位付けを行う中で、改めて所有者への意向調査や現地調査等を行い、市による整備の必要性について判断していきます。

続きまして、子育て環境の充実整備についてのご質問のうち、まず病児・病後児保育施設の利用状況と今後の取り組みについてです。

現在、山梨県内には23カ所の病児・病後児保育施設があり、市民はどの施設でも利用することが可能です。

市内には、一宮温泉病院内に病児・病後児保育所「そらいろ」が開設をされています。令和5年度の利用者数は「そらいろ」が延べ164人、市外の施設が延べ350人です。

今後の取り組みについては、令和6年10月1日から、山梨県の補助制度を活用する中で、施設を利用する保護者に対して、通常2千円から2,500円程度かかる施設利用料のうち、1千円を軽減する「笛吹市病児・病後児保育利用料軽減事業」を実施することとし、補正予算案に必要な経費を計上しております。この事業により、利用者の経済的負担が軽減され、これまで以上に施設を利用しやすくなります。

次に、教育DX推進に向けたデジタル教科書やデジタルドリルの活用状況についてです。

本市では、教育DXの推進に向けて、デジタル教科書やデジタルドリルの活用を進めており、現在、市内の全ての小中学校の英語にデジタル教科書を導入しています。また、国の実証事業の指定を受けた小学校8校、中学校2校では、算数や数学においてデジタル教科書を導入しております。

デジタル教科書では、紙媒体では困難であった拡大表示や動画・音声の再生、情報の書き込みや削除、編集などを容易に行うことができます。これらの機能を活用することで、児童生徒が自らの興味関心に基づいて学習をし、他者との対話を通じて考えを深める学びが実現されています。

また、市独自の取り組みとして、小中学校全学年に導入したAI機能を有するデジタルドリルは、小学校の国語、算数、理科、社会、英語の5教科、中学校の全9教科に対応しております。個々の理解に応じた問題に取り組むことができるため、個別最適な学びの促進につながっています。これにより、児童生徒の学習への意欲や学び方が変化し、自ら進んで学ぶ姿や友だちと協力して学ぶ姿が多く見られるようになりました。

今後も教育DXの推進により、学力や情報活用能力の向上に努めてまいります。

次に、本市の授業時間総数の現状と今後の対応についてです。

令和5年9月8日付けで、文部科学省通知「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組む施策を踏まえた取り組みの徹底等について」では、公立小中学校の1年間の授業時間数を点検するとともに、その授業時間数が国の標準を大幅に超過している学校に対しては、年間1,086時間以内にするよう求めています。

市では小中学校に対して、国の通知を踏まえた令和6年度の教育課程の作成を指示をし、各学校において授業時間数の見直しや行事の精選を進めた結果、今年度、全ての小中学校で1,086時間以内の教育課程を編成をし、適正な管理が行われています。

今後も各学校には教育課程の検証を指示する中で、学校行事の精選や効率的な教育課程の編成を進め、教員の負担軽減と教育の質の向上を図ってまいります。

次に、学校給食費の現況と県内各市の状況についてです。

本市の学校給食費は、笛吹市学校給食費徴収規則に基づき、小学校では1食当たり290円で月額5,800円、中学校では1食当たり330円で月額6,400円としています。

本市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年度の下半期および令和5年度は国の交付金を活用して、また、令和6年度は市独自の取り組みとして、給食費を無償化としています。

県内各市の状況は、令和6年8月末現在、本市を含む9市が完全無償化、2市が一部無償化としています。

次に、学童保育クラブについてです。

令和7年4月に開設する学童保育クラブの定員については、御坂学童保育クラブが現在の194人から13人増え207人、芦川学童保育クラブは17人を予定しています。

市内にある31の学童保育クラブのうち、令和6年8月末日現在、登録者人数が40人を超えるクラブは、御坂第四学童保育クラブ、一宮第一学童保育クラブ、一宮第二学童保育クラブ、八代第一学童保育クラブ、八代第二学童保育クラブおよび境川学童保育クラブの6クラブです。

また、児童一人当たりの専用区画が1.65平方メートルを下回るクラブは、1.37平方メートルとなる境川学童保育クラブの1カ所です。これは施設の専用面積77平方メートル、定員45人に対し、待機児童とならないよう利用希望児童の56人全員の登録を行っていることが理由です。利用者数はおおむね8割であるため、専用区画面積は確保できていると考えております。

今後も利用状況を見ながら、適切な定員数と施設環境の確保に努めてまいります。

次に、ナイロン製の軽量カバン導入への取り組みについてです。

市内の小学校における通学用カバンについては、ランドセルと限定している学校もありますが、多くの学校では、「背負うことができるカバン」とし、各家庭での自由な選択に任せています。

市では、市内全ての小中学校の校長で構成している学校経営者会議において、軽量のナイロン製のカバンを含めた、背負うことができるカバンのランドセル代わりとしての使用について柔軟に対応するよう求めているところです。

次に、中学校部活動の地域移行に向けた検討状況についてです。

市では、部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、令和6年1月11日に中学校の校長やPTA連合会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団など関係団体の代表者で構成する笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置をしました。

これまでに3回の会議を開催し、地域クラブ活動の推進に係る基本的な考え方や地域クラブ活動の在り方などをはじめ、多岐にわたる課題について、検討してきました。今後は、10月末をめどに、2回程度の会議を開催をし、地域クラブ活動の整備に向けた取り組みの方向性について取りまとめる予定です。

その後は、検討結果を踏まえ、地域クラブ活動への移行を推進していきます。

続きまして、農業の振興、農地の確保についてのご質問のうち、まず果実の生産状況と市場への販売対策についてです。

桃、すももは、7月上旬から高温が続いたことから、果実の日焼けや過熟の発生がみられたとともに、カメムシによる被害の発生も例年より多くみられました。

また、例年より1週間程度早い収穫期を迎えたため、全体的に小玉傾向となりましたが、収穫量が減少したことから、販売価格は昨年より上昇しました。

ぶどうは、高温や長雨が続いたため、日焼け、着色不良、病害などが若干発生しております。巨峰などの黒系ぶどうは、天候不順により出荷量が減少したことから例年より高値傾向となっています。シャインマスカットは全国的に生産面積が拡大しており、生産量が増加していますが、市場価格は前年並みで推移していると伺っております。

市場への販売対策として、今年度もJAと連携し、東京大田市場、豊洲市場、大阪本場市場においてトップセールスを行うとともに、資材費等の高騰により生産者の負担が増加していることから、卸売り業者に対して販売価格の底上げを行うよう働きかけを行いました。

なお、本年は9年ぶりに台湾においてトップセールスを行い、これまで以上に輸出販路の拡大を図ったところです。

次に、県農地中間管理機構が土地所有者から借り入れた農地と担い手に貸し付けた農地についてです。

市内の農地のうち、令和5年度に県農地中間管理機構が土地所有者から借り入れた農地は29.8ヘクタールです。県農地中間管理機構から担い手に貸し付けられた農地は29.5ヘクタールです。

農地中間管理機構の制度が始まった平成26年度から令和5年度末までの累計は、県農地中間管理機構が土地所有者から借り入れた農地は164ヘクタール、担い手に貸し付けられた農地は163.7ヘクタールとなっています。

次に、果実盗難被害の発生状況と盗難防止対策についてです。

今年度、笛吹警察署において被害届を受理した件数は、桃の盗難が5件、被害総額は31万円相当、なしの盗難が1件で被害総額は3万円相当となっています。

市では、6月3日に関係機関と連絡会議を開催をし、協力体制を確認しました。盗難防止対策として、防災無線による注意喚起、笛吹市消防団による夜間パトロールの実施のほか、音や赤外線センサーを利用して異常を検知し、盗難の可能性がある場合と人工知能が判断した場合に通報する、盗難防止システムの試験運用を市内10カ所の圃場で行っております。

JAでは、警備会社や営農指導員による夜間パトロール、防犯カメラ・センサーライト・警戒プレートの設置の呼びかけを、笛吹警察署では、民間協力団体との共同によるパトロール、各種媒体を活用した啓発活動を実施しております。

次に桃、ぶどう日本一の果実産地を維持していくための農業者の確保および育成対策についてです。

市では、独自の事業として、Iターンによる新規就農者に対して最大で200万円を交付するほか、Uターン、転職等による就農者に対し、最大で100万円を交付する新規就農者支援事業や、農家の後継者に対しまして、継続して就農することなどを条件に1世帯あたり毎月3万円を最長5年支援する新規就農農業後継者支援事業を実施しております。

また、国による認定新規就農者の機械、施設等の導入や農業経営開始資金の支援、県の親元就農促進支援事業なども活用し、新規就農者や後継者の確保、育成を図っているほか、平成30年度に開設した農業塾では、果樹栽培の講習会を年40回以上開催するとともに、就農や営農に関する相談窓口として、農業の担い手の育成に取り組んでおります。

桃、ぶどうをはじめ、果樹栽培を中心とした農業は市の基幹産業であり、引き続き国や県、JAと連携を図る中で、農業者の育成と支援に向けた取り組みを強化をし、地域農業の持続的な発展に努めてまいります。

続きまして、防災対策についてのご質問のうち、まず個別避難計画作成の現況についてです。

令和6年8月末現在、避難行動要支援者台帳には、1,927人が登録をされております。

個別避難計画については、令和6年3月末までに作成の同意をいただいた830人のうち133人分を作成をし、本年8月までに最新の避難行動要支援者台帳と併せて、区長、民生委員などの避難支援等関係者へ配布をしています。

計画作成については、専門職であるケアマネジャーの協力を得ながら進めていますが、発災時に避難を支援していただく、近隣住民などの避難支援等実施者の確保に苦慮していることなどから、作成に時間を要しております。

昨年度に計画作成の同意確認ができなかった方々等に対して、本年7月に通知を発送するとともに、市の広報紙による周知を行った結果、8月末現在、新たに108人の方から同意をいただきました。

今後は、区長や民生委員にも協力を仰ぐなどして、避難支援等実施者の円滑な確保に取り組んでいくとともに、引き続き、避難行動要支援者の安全と安心を確保するため、計画の作成と周知に努めてまいります。

次に、指定避難所の防災備蓄倉庫の整備についてです。

令和3年度に着手した指定避難所備蓄倉庫整備事業では、28カ所の指定避難所に53棟の備蓄倉庫を設置をし、指定避難所の開設初期のおおむね3日間に必要となる備品や消耗品を整備をしました。

今後は、国からの、令和6年7月4日付け「避難所開設当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置について」の通知に基づき、ワンタッチパーティションや簡易ベッドなど、中長期の避難に必要となる備品の備蓄に努めるとともに、備品の保管、支援物資集配の拠点となる倉庫の確保等について検討してまいります。

続きまして、環境推進対策についてのご質問のうち、まず笛吹市環境基本計画の策定から現在までの3年間における取組状況についてです。

令和3年3月に策定した第2次笛吹市環境基本計画に基づき、本市が目指す環境像「水・花・緑 彩り豊かな桃源郷 みんなで未来につなぐまち」の実現に向け、自然環境、生活環境、文化環境、地球環境、環境保全活動基盤の5つの分野ごとに様々な取り組みを展開しています。

この3年間における主な取組状況を分野ごとに述べると、「自然環境」では、豊かな農地の保全・維持に向け、農業塾をはじめとした農業の担い手育成の推進、農産物の認知度向上など、

「生活環境」では、限りある資源の有効活用とごみの減量化に向け、民間事業者と連携した小型家電等有価物のリユース活動の促進、ごみの減量や分別方法に関する周知徹底など、「文化環境」では、身近でこころ安らぐ空間の確保に向け、笛吹みんなの広場や八代ふるさと公園の整備など、「地球環境」では、再生可能エネルギーの活用に向け、住宅用太陽光発電システムを設置する方への補助制度の創設など、「環境保全活動基盤」では、自ら考え行動できる人材の育成に向け、小中学校における環境教育の充実などに取り組んでいます。

次に、第3次山梨県環境基本計画との整合性についてです。

第2次笛吹市環境基本計画は、策定時において、第2次山梨県環境基本計画との整合性を図っています。

計画の実行性を高める観点から、環境に対する社会情勢や技術の進歩に合わせた、柔軟に対応する必要があるため、中間年に当たる令和7年度に、現行の第3次山梨県環境基本計画との整合性を図った上で、見直しを行います。

次に、第2期笛吹市空き家等対策計画の概要と空き家対策の取組状況についてです。

第2期笛吹市空き家等対策計画は、令和5年3月、適切に管理されていない空き家の増加を防止するとともに、その所有者もしくは管理責任者に適切な指導等を行うこと、空き家の発生を防止するための利活用方法について検討、普及を促進していくことなどを目的に、令和5年度から令和9年度までの5カ年を計画期間として策定をしました。

空き家対策の取組状況については、空き家等の所有者を特定し、適切な管理の指導や啓発を行っているほか、空き家等の解体費に対する補助金の交付などを行っています。

また、芦川地区において空き家が増加している状況を踏まえ、令和3年度から令和4年度にかけて、芦川地区の全域で空き家の実態調査を行いました。現在、この調査結果を踏まえる中で、空き家バンクを活用した空き家の有効利用の促進にも取り組んでいます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についての、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、感染対策は個人や事業者の判断が基本となりました。市では、場面に応じたマスクの着用や手洗い、換気など基本的な感染対策について、引き続き、市のホームページや広報紙等を活用して、情報発信を行います。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種は、令和6年3月で全額公費負担となる特例臨時接種が終了し、今年度から、高齢者インフルエンザ予防接種と同じ定期予防接種に移行をします。10月1日から令和7年3月31日まで、県の相互乗り入れ制度を利用している県内の医療機関で接種が可能となります。約7割を市が公費負担することにより、おおむね3,500円の自己負担で接種ができるように、市民の皆さまの負担軽減を図っていきます。

続きまして、市内文化施設の在り方についてです。

将来を見据えた望ましい文化施設の在り方を検討するため、令和6年8月28日に笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会を設置しました。

検討委員会は、学識経験者として、地域振興や公共施設のマネジメントを専門とする方や観光振興に見識のある方などを、関係団体として、笛吹市美術館運営協議会、笛吹市博物館運営協議会、笛吹市文化協会、笛吹市社会教育委員会兼公民館運営審議委員会、笛吹市連合区長会、石和温泉観光協会などの代表者と、市職員として総合政策部長を委員とし、計15名で構成をしています。

第1回の会議では、委員の皆さまに委嘱状を交付したあと、市内の文化施設の概要や各施設

のこれまでの経過などについて意見を交わしました。

今後のスケジュールとしては、会議を計7回開催する予定で、各施設の現状と課題、課題解決の方法などについて議論を深め、今年度末までには、検討委員会において、文化施設の在り方の参考となる最終報告を取りまとめていただくこととしています。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備事業についてです。

現在、市内において、芝生グラウンドの整備について、既存施設の活用も視野に検討を行っており、年内には、整備方針を決定する予定です。

各スポーツ団体をはじめ、多くの市民の皆さまからの一日も早い整備を望む声に応えるため、方針が決まり次第、早期実現に向けた取り組みを進めていきます。

続きまして、再配達削減対策についてです。

トラックドライバーの時間外労働の上限規制適用に伴い、物流の停滞が危惧される、いわゆる物流の2024年問題に対し、再配達削減による事業者の負担軽減や温室効果ガス削減による環境負荷の軽減、再配達依頼の不要等による市民の利便性向上に寄与する取り組みとして、宅配ボックスの購入補助事業を10月から実施することとし、補正予算案に必要な経費を計上しています。

令和7年度末までの期限として、市民が宅配ボックスの購入に要した費用の2分の1で、最大1万円の補助金を交付する予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

丁寧なご答弁、ご回答ありがとうございました。

その中で、山下市長は、この8年の在任中、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」に基づく、F U J I YAMAツインテラスや笛吹みんなの広場の整備、ふるさと納税や書かない窓口の導入、またドローンショーを取り込んだ石和温泉花火大会など、様々な施策、市民の皆さまが喜ぶイベントなどを実行されてまいりました。

今後とも健全な財政運営に努められる中で、市長の強いリーダーシップで福祉や教育などの施策に取り組むなど、よろしくお願いいたします。

令和5年度決算については、主な事業として御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターを改修し、栄養士および調理員を増員し、食物アレルギーを持つ児童生徒も安心して給食の時間を過ごせるようになりました。安心安全の推進に引き続き取り組むようお願いいたします。

実質収支については、19億7千万円の黒字で、実質公債費比率は7.5%で、昨年度と同率となるなど、良好な決算であったと思います。

市税等の収納状況については、前年度比1.0ポイントの増、国民健康保険税では前年度比1.2ポイントの増で、どちらも過去最高の収納率とのことですが、市民の皆さんが不公平感を感じないよう、引き続き滞納整理に取り組むようお願いいたします。

次に、観光振興の取り組みについてであります。笛吹高校、塩山高校および山梨高校の就職希望生徒を対象とした企業説明会などを開催し、毎年20人弱の生徒が市内の企業に就職しているとのことですが、一人でも多く若者の定住に取り組まれることを要望いたします。

さて、本市には、良質な温泉、また日本一の生産量を誇る桃やぶどうなどの果実など、様々な魅力があります。

しかし、富士山の全景を見れる富士五湖地域のようなロケーションはなく、また若者を呼び込むアミューズメント施設などもなく、一年を通して集客する魅力は乏しいと感じられます。

市では桃源郷春まつり、笛吹川石和鵜飼、石和温泉花火大会、川中島合戦戦国絵巻、さくら温泉通りイルミネーションなどのイベントを開催していますが、市民や観光客の満足度を上げるための更なる受け入れ環境の整備に取り組む必要があると感じます。

大蔵経寺山の開発による誘客促進については、私は眺望エリアでの賑わい創出が大いに期待できると思います。笛吹市の北部にアミューズメント施設や夜景ツアーなど、家族で遊べる施設ができることによって、石和・春日居温泉郷の賑わいが再来することを期待する次第です。

次に、子育て環境の充実整備については、1つ目の一宮温泉病院内に、病児・病後児保育施設そらいろが開設され、令和5年度の利用者が延べ164人とのことですが、本年10月1日から施設を利用する保護者の施設利用料を1千円軽減する事業が始まり、経済的負担が軽減されるとのことですが、更なる施策として、私は笛吹市A I デマンド交通「のるーと笛吹」についても、地域の生活道路まで入り込んで身近な乗降ポイントが設置され、多くの高校生が石和温泉駅から通学しており、1カ月当たり6千円程度となる利用料金を、例えば1回300円の運賃を半額とする学割制度を設け、保護者の経済的負担の削減について検討すべきと提案いたします。

さて、本市の授業時間総数については、全ての小中学校で1,086時間以内の教育課程を編成し、適正な管理が行われておりますが、更なる教員の負担軽減と教育の質の向上に取り組んでいただくよう期待をいたします。

学童保育クラブについては、40人を超える学童保育クラブは、平成29年3月、7年前の一般質問での答弁時は12クラブでしたが、先ほどの市長の答弁で6クラブに、また児童1人当たりの専用区画が1.65平方メートルを下回るクラブ数は、7年前の8クラブが1クラブへ大いに改善されていることが分かりました。素晴らしい取り組みで、今後も引き続きよろしく願いいたします。

次に防災対策について、山梨県では、南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想され、県内では最大震度7の地震が発生し、強い揺れや火災などで最大約6万棟が全壊・全焼し、県全体で最大で1万9千人程度の死傷者が出ると予想されています。

個別避難計画の作成については、133人分を作成したとのことですが、避難所を開設した場合、避難行動要支援者の確認は早期に行わなければならない重要な仕事です。万一の場合に備え、避難所運営に万全の対応を取れるよう、訓練時などでの徹底を望みます。

市内文化施設の在り方については、6,500人を超える現地存続を求める署名を提出したと聞き及んでいます。青楓美術館など様々な課題を持つ多くの文化施設がありますが、それぞれの施設としての在り方について十分に議論し、市民の知識、教養の向上に役立つようご検討をお願いいたします。

この件につきましては、今後も注視してまいりたいと思います。

今回、個別の再質問はありませんが、ここで山下市長から、今任期最終議会での代表質問に対し一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変、この8年間の事業について、私以上によく検証していただきまして、大変取り組みが進んだ部分のご紹介をいただきまして、本当に誠にありがとうございます。

いずれにしても、今、全国的に言われている少子高齢化、高齢化はいいにしても、少子化というですね、人口減少という問題が最大の、今の日本の課題であり、本市の課題でもあります。ただ、それを、じゃあどういうふうに具体的にやっていくかというふうなときにですね、当然のごとお金が必要になるわけでございます。

私が就任して、平成28年11月に就任させていただきました。先生方、議員の先生方にもかなり口酸っぱく、何かまたあいつ言っていらんて言われるかもしれませんが、笛吹市、700億円の借金でございます。700億円という、どういう数字かと言えば、甲斐市の大体倍、同じ人口規模でいけば。南アルプスの1.5倍。合併してからずっと12年間、大体10億円から20億円の借金をずっと重ねてきました。その累積が700億円までいったということでございます。ちょっと言葉が悪いかもしれないけど、右も左も行けないような状態。もう本当に財政再建が、もう急務でございました。この8年間でふるさと納税という、また大変ラッキーな部分もあったんですけど、事務事業の見直し、そしてまた議員の先生方にも大変ご協力いただき、市民の皆さんにも大変ご協力いただいて、おかげさまで約150億円の借金を返すことができた。基金にも37億円の積み増しができたということでございますから、よく私が、今年で笛吹市は20年目の年を迎えます。まさにこの20年間は創成期じゃないかなというふうに、よく言わせていただきました。これからの20年間は飛躍の時、まさに成長期じゃないかなというふうに思っております。

片方でしっかり財源を確保していきながらですね、この笛吹市の更なる発展、そしてまた、先ほど一番最初に申しました少子化という問題に正面から向き合っていきたいというふうに考えておりますので、今後ともまた議員の皆さま方、そしてまた市民の皆さま方のご協力をいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。引き続き、山下市長におかれては、少子高齢化対応など様々な事業に積極的に取り組まれることを期待いたします。

なお、笛吹市には優秀な人材がおりますので、3期目においては、日常的業務は任せていただき、私よりも少し若い山下市長におかれましては、峡東地域あるいは県全体を見渡し、今、話にもありましたが、20年あるいは30年先を見据えた夢のある政策に取り組んでいただきたいと思います。

いまだ根絶とならず、第11波の発生など報じられる新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努められておられる医療機関関係者の皆さまの健康をご祈念申し上げ、以上で笛新会を代表しての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午前11時35分といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、清心会、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長の許可をいただきましたので、会派を代表して質問します。

まず、令和5年度決算についてお伺いします。

令和5年度は新型コロナウイルス5類移行後、最初の決算となりました。自粛から前進へと切り替わるタイミングでの舵取りでは、市長が陣頭に立ち様々な事業に取り組んでいたと思います。

令和5年度の一般会計は歳入総額423億4,163万9,705円、歳出総額402億3,149万3,381円、実質収支額19億7,767万8,007円となり、4年連続で歳入、歳出ともに400億円を超える規模となりました。

一方、令和5年度市債残高は364億8,154万円で19億1,525万7千円減少し、平成28年度から8年連続で減少しています。笛吹市の財政指標を示す数字も軒並み良好な数値であり、健全な財政運営が行われていると言えるでしょう。

以上を踏まえて、以下お伺いいたします。

（1）令和5年度の予算執行は計画通り行われたのかお伺いします。

（2）重点事業の成果と課題をお伺いします。

（3）令和5年度ふるさと納税の評価をお伺いします。

（4）財政状況の評価は、また改善点はあるのかお伺いします。

（5）市債を令和5年度も19億1,525万7千円返済し、平成27年度の市債残高が439億1,593万3千円から令和5年度の364億8,154万円へ74億3,439万3千円減少させたことは、大いに評価したいと思います。8年連続して返済減額できたことについての見解をお伺いいたします。

次に、石和温泉街の現状と今後についてお伺いします。

高度成長期、バブル景気に沸いた時期、石和温泉街は大勢の県外からの観光客、地元の方などで大いに賑わっており、繁忙期などは車がすれ違いうことができないほど大勢の人が通りを歩いていた。その後、高度成長期の終了、バブル崩壊に始まりいくつもの試練により往年の姿はなくなってしまいました。同じ笛吹市石和に住む人間としても何とか活気を取り戻せないかと考える一人であります。そこで気になったレポートがSNSに上がっておりまして紹

介します。

石和温泉の現状という題で、県外の方が石和温泉の歴史、最盛期の検証、現状と現場を見て歩きながら分析をし、外から見る客観的な視点で問題点をいくつか挙げていました。温泉地として計画的な開発ができていないこと。石和温泉は畑、住宅、店舗、娯楽施設、ホテルや旅館が広い範囲に混在しており、他の有名温泉地と比べると歴史も浅く温泉街としての風情にかけること。近くに景勝地がないことなど、他にも何点か原因を挙げていましたが、これは県外の人が過去を考察し、現状を見た上での率直な感想であるにとらえました。しかし、計画的な開発というところは時間を巻き戻すことができないので現状を生かすしかありません。景勝地については工夫と整備、連携を取れば解決できるかと考えます。そこで地元や関係者、行政などの意見を踏まえ、客観的な視点で見られる方々を加えた上で研究チームを作り、検討を重ねて再生へ向けた取り組みを行うべきではないかと考えますが見解をお伺いします。

次に、災害時避難について伺います。

近年、災害の激甚化は今までの想定や経験をはるかに超える規模で起きることが多く、特に線状降水帯を伴う長時間の豪雨、ゲリラ豪雨では突風を伴うことが多く被害が拡大している現状です。その中、避難指示を出す防災放送は住宅の気密断熱構造、豪雨による騒音で聞き取りにくく、防災放送による市民への避難指示伝達が難しくなってきました。

スマホなどの緊急速報は、スマホなどを所持している世代には伝わるが高齢者は所持していない方が多く、避難指示伝達の方法を作ることが緊急の課題であると考えますが見解をお伺いします。

次に、行政区の抱える問題と現状について伺います。

近年、行政区では消防団員の確保とともに役員のなり手不足も問題化しています。新規に他地域から引っ越してきて行政区への加入をしない方が増える一方、古くから居住されている方も高齢となり健康上の理由から役員を断る方が増えています。また、分譲地では同年代が多いため全体が高齢化し、組を解散するところも出始め、解散しなくても比較的若い方が続けて組長をして辛うじて存続をしている組もあります。私の住む行政区は笛吹市では一番大きく、市の基本台帳では戸数で1,400戸超、人口で3千人超ではありますが、行政区へ加入している戸数は1千戸弱、実際には970戸ぐらいと認識しておりますが、実戸数と加入戸数で開きがあります。近年では組長はするが、役員はしたくないので行政区から組ごと抜けるといった事例もあり、高齢化とともに役員へのなり手不足に繋がっています。若い世代の行政区への未加入は、生活様式の多様化、共働き、子育てなどで時間の制約が厳しいことが挙げられます。また、職場の地域活動への理解欠如も原因ではないでしょうか。行政区へ加入することの魅力とメリットを説明してもなかなかご理解をいただけず、加入促進、脱退の回避に繋がりにくいのが現状です。本来、行政区で解決する問題ではありますが現状では難しいところもあります。行政サービスを含めた検討も考えなければならないと考えますが見解をお伺いします。

次に、市政運営4年間の総括についてお伺いします。

令和2年度からの山下市政2期目は新型コロナウイルス対応から始まりました。コロナ対応を行いながら、適切に市政運営を行うことは、大変な苦勞があったのではないのでしょうか。振り返ってこの4年間の総括をお伺いしたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、山田宏司議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和5年度決算についてのご質問のうち、まず令和5年度の予算執行についてです。

予算計上した全ての事務事業は、各課において、効果的かつ効率的な実施に向け、管理職によるマネジメントのもと、計画的に実施をしております。そのような中であっても、当初の想定ではない不測の事態により年度内に完了が困難となり、28事業を令和6年度に繰り越しました。

今後も、事業の進捗管理を行い、適正な予算執行に努めてまいります。

次に、重点事業の成果と課題についてです。

令和5年度は、重点事業として42事業に取り組みました。

主な事業として、学校給食アレルギー対応事業では、食物アレルギーに対応するため、御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターを改修するとともに、栄養士および調理員を増員をし、食物アレルギー対応給食を開始をしました。これにより、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるとともに、お弁当を作る保護者の負担軽減につながりました。

新道峠展望台環境整備事業では、すずらん群生地駐車場に、観光案内所や飲食物の提供、地産品の販売スペースを備えたエントランス施設「リリーバルヒュッテ」を整備しました。これにより、更なる誘客につなげるための環境が整いました。

令和3年度に着手した防災備蓄倉庫整備事業では、発災直後に円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、令和5年度は12カ所の指定避難所に22棟を整備するとともに、令和4年度に整備した防災備蓄倉庫に収める備蓄品等を購入をしました。令和3年度から令和5年度までの3年間で、28カ所の指定避難所に53棟の防災備蓄倉庫を整備をし、これにより、市内全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備が完了をしました。

窓口業務DX事業では、戸籍住民課の窓口において、来庁者がサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入をしました。これにより、来庁者の負担軽減を図ることができました。

課題として、アクティブシニア応援事業など、周知活動を行い、相談や問い合わせはあったものの、実績のなかった事業もありましたので、取組方法等を検証をし、見直しを図ってまいります。

次に、令和5年度ふるさと納税の評価についてです。

令和5年度の寄附金額は28億9,177万6千円で、令和4年度から2億7,123万8千円の減額となりました。減額となったのは、令和5年4月から中間事業者を変更したことに伴い、新体制への移行やシステム更新に1カ月程度を要したことも要因のひとつと考えています。

ふるさと納税の返礼品として、多くの方に選ばれているシャインマスカットや桃は、全国で多くの自治体が返礼品としており、自治体間の競争が激しくなっています。

こうした中、今後も安定した寄附額を確保するため、返礼品の数量を確保することはもちろんのこと、「世界農業遺産」に認定された地域のブランド力を最大限生かしながら、味、品質において、他の自治体と差別化を図っていくことが重要であると考えます。

寄附を受け付けるポータルサイトの拡大や効果的な広告宣伝の強化を図るとともに、シャイ

ンマスカットや桃だけに頼らず、年間を通じて提供できる返礼品や魅力ある返礼品の拡充にも積極的に取り組んでまいります。

次に、財政状況の評価、改善点についてです。

令和5年度決算では、実質収支が19億7,767万円の黒字で、単年度収支および実質単年度収支についても黒字となったこと、主要な財政指標である実質公債費比率は7.5%で昨年度と同率となり、将来負担比率は昨年度と同様に算出されなかったことから、健全な財政運営を行うことができたものと考えております。

一方で、令和5年度の経常収支比率は、昨年度より上昇し94.6%となり、財政の硬直化が見られることを踏まえ、今後も事務事業の見直しを不断に行い、経常経費の削減に努め、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、市債残高の減額に対する見解についてです。

起債の発行を抑制するため、積極的に国や県の補助金、交付金の獲得を図りました。また、決算剰余金を財源とした繰上償還を行ったことから、市債残高を削減することができました。

引き続き、市債残高の削減を図り、健全な財政運営に努めていきます。

続きまして、石和温泉郷の現状と今後についてです。

市では、学識経験者や石和・春日居温泉旅館協同組合をはじめ旅館事業者、旅行会社、交通事業者などの代表とともに検討を重ねる中で、令和5年3月、第3次笛吹市観光振興計画を策定しました。この計画において、地域資源の保全と活用、医療機関との連携、通年型観光の確立、インバウンド観光の推進、情報発信の強化および広域連携の推進の6つの基本方針を定め、観光振興の推進を図っております。しかしながら、石和温泉郷の活気を取り戻すことは、残念ながら行政だけでできることではなく、簡単なことではありません。

議員ご指摘のとおり、温泉地として計画的な開発ができていないこと、住宅、店舗、旅館等が混在していること、温泉郷としての風情にかけることなど解決していかなければならないことは様々あります。

研究チーム等での検討も必要と考えますが、これら諸問題を解決し、観光振興計画を実行していくためには、実際に観光客の皆さまと接する宿泊施設、飲食店関係者などが今以上に、自ら行動していくことが重要であり、民間事業者の本気の取り組みが必要であると考えます。

私も、石和温泉郷の活気を取り戻すことが、市の観光振興における最重要課題であると考えております。

本市が観光地として目指す姿をしっかりと描きながら、今後も関係者の皆さまとともに、観光振興に取り組んでまいります。

続きまして、災害時避難についてです。

現在、市では、高齢者等でも避難情報を取得できるよう、情報伝達手段の多様化を進めており、防災行政無線放送による音声のほか、防災無線メールの送信、山梨県総合防災情報システムの機能を活用した携帯電話およびスマートフォンへのエリアメールの発信、Lアラートを活用したテレビやラジオにおける避難情報や指定避難所開設情報の発信を行っています。

また、聴覚障がい者には、文字表示機能付き戸別受信機を配布しています。今年度中には、防災アプリを導入し、防災行政無線の放送内容を文字と音声で伝えることが可能となるため、さらに多様化が進みます。

これらと併せ、災害時の避難の際、隣近所でお互いに声かけを行い、避難する体制の構築に

も取り組んでいます。

続きまして、行政区の抱える問題と現状についてです。

本市では、日常生活での触れ合いや共同活動を通じて、連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていくための自治組織として、132の行政区が存在しております。

行政区の課題として、加入率の低下、役員のなり手不足、地域活動への参加者の減少、近所付き合いの希薄化など、地域へ積極的に関わる人が減り、一部の人に負担が偏るなど、全国の自治体と同様の問題が生じていると認識しております。

このような課題を解決するためには、加入率向上や担い手確保のための現役世代等の参加の促進、役員の負担軽減、市から行政区への依頼事項や行政区の活動内容の見直し、住民の皆さまに行政区の理解を深めていただくための活動状況や会計情報の周知方法の見直しなどが必要であると考えます。

今後も行政区、各地域の区長会、連合区長会と連携をする中で、課題解決に向けて取り組んでいきます。

続きまして、市政運営4年間の総括についてです。

2期目は、新型コロナウイルスの感染者数が全国で連日過去最多を記録するなど、感染が拡大しているさなかに始まりました。また、国際的な原材料価格の上昇や円安による輸入コストの増加等により、物価高騰にも見舞われるなど、任期中は幾多もの大きな課題に直面しました。

これらの課題に対し、私は、市民の皆さまの健康と命を守る取り組みを最優先としつつ、停滞していた経済活動の回復に向けた施策にも積極的に取り組んだほか、国や県の支援策を整理した上で、支援が行き届かない方々に対し、市独自の支援を幅広く行ってまいりました。

また、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、様々な施策を展開しています。

子育て世帯の負担軽減を図るため、市内初となる病児・病後児保育の設置や子ども医療費の対象年齢の拡大、安全安心な教育環境の整備を図るため、浅川中学校の改修や教育支援センター「ステラ」の開所、新たな観光拠点としてF U J I YAMAツインテラスや笛吹みんなの広場の整備、地域農業の維持と発展に向けた農業塾などに取り組みました。

また、地区防災計画の策定支援や全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の整備など、「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化する取り組みにも注力してまいりました。さらに、石和小林公園や八代ふるさと公園の改修、公共交通網の利便性向上を図るA Iデマンド交通「のーと笛吹」の実証運行の開始など、市民の皆さまの暮らしやすさを追求するための施策を推進していきます。

将来を見据えた行財政づくりにも努めており、市債残高は市長就任後から公営企業会計も含め約152億円削減、基金残高は約37億円増加するなど、健全な財政運営を維持しております。

このような成果の下、笛吹市は、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして進化しております。この歩みを止めることなく、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、今後も邁進してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございます。非常に丁寧な答弁をいただいたので、再質問はございません。意見として少しお話をしたいと思います。

財政運営については、しっかりとしたマネジメントの下、的確に管理して行っているとのことなので、気になる数値もありましたが、今後も見守っていきたいと思います。

重点課題の成果ですが、時の移り変わりが早い現在では、多面的・同時進行で事業を行う必要性が生じることもあります。その中、限られた財源で重要性を精査し、42の重点事業を計画・実行したと捉えています。

人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が進む中、次世代を担う子どもの教育環境や子育てしやすい環境づくりは、今後も特に力を入れていかなければならない事業だと考えます。

笛吹市は、多くの事業を行っており、他市より先んじて行っている事業も多くあります。幸せを実感できるまち実現のためにも、今後もしっかりと計画をし、取り組んでほしいと思います。

ふるさと納税が本年度は前年より減額になりました。システム更新期間を差し引いても、残念ながら減額した金額を考慮すると伸びが鈍化したと捉えています。

伸び代のあるふるさと納税の寄附額を増やすためにも、今後、更なる魅力ある返礼品を開発して、それを提示することは急務であると考えています。

災害時避難についてですが、行政でもできる限りのシステムを活用しているとのことですが、そのシステム活用で大多数の市民へは、避難指示等重要な情報は伝達できることでしょう。しかし、高齢者や障がいのある方には伝わりにくく、つながらないおそれがあります。

そこで、市長の答弁にもありました隣近所の声かけが重要であると考えます。行政区の組単位より小さい、一昔前にあった隣組、一隣家などの単位で声かけを行う運動を行ってはどうでしょうか。行政区によっては、組の戸数が30を超える組がいくつも存在します。小さな単位で声かけを推奨することで隣家を知ることにつながり、この輪が広がることで行政区加盟への足がかりになるかもしれません。ぜひ今後、研究し、推奨していただきたいと思います。

石和温泉街の現状と今後ですが、現状を見ると観光振興を行う上でしっかりと考えなければならない、目をそらしてはならないと考えます。

一昔前の賑わいを知る者としては現状は寂しい限りで、あの頃のように戻ることは難しく、しかし何とかせねばならない笛吹市温泉街は、温泉街として終わりかねない危機感を感じてまいります。

市長の答弁にもありましたとおり、行政だけでできることではありません。一番は民間業者の取り組みに対しての本気度と意識改革が必要であることは理解しています。

私が意見として申し上げた研究チームとは、行政が主導して行政の支援ありきという意味ではありません。本当に必要な支援は行うべきかと考えますが、まずは民間の業者の方々の意識改革、考える視点の変化に目覚めてもらうためのチームと捉えてください。変化することへの恐怖感の排除、客観的に見ることで現状の問題点を見つめること、しっかりとした分析をして活路を見出す手伝いをしてほしいのです。

全国的には、危機的な状況から復活した温泉街がいくつもあります。事例の中には、大きな投資をせず、民間業者が自ら行える復活の手がかりがあるはずです。温泉街の民間業者に気づくきっかけをつくり、復活をする手助けをお願いしたいと思います。

行政区の抱える問題と現状についてですが、今後少子高齢化が進むこと、共働きが当たり前になった生活環境を考えると、今後も継続して考えていかなければならない問題だと思います。

今後もこの問題を取り上げていかなければならず、私たち議員も共に考え、研究していかなければならないと考えています。それぞれが良い意見、考えを出し共有し、問題解決に取り組む事案であると考えています。

市政運営4年間の総括ですが、答弁の中でおっしゃっていましたが、山下市政2期目の船出は、コロナウイルスの感染者が過去最多を更新する中で始まりました。非常に困難な船出だと私は思っています。

通常の市政運営に加え、新型コロナウイルス対応に始まり、様々な課題に対応を迫られ、苦心をしながら乗り切ったことには、市長以下、職員の皆さまの高い意識とたゆまぬ努力の賜物ではないでしょうか。市長の意思をしっかりと理解し、42の重点事業に取り組んだ職員の皆さんにも賛辞を送りたいと思います。

市長就任後8年間に企業会計も含め総額約152億円の削減をし、なおかつ基金残高約37億円の増加と答弁にありました。この市債削減は、市長が一貫して言ってきたことであります。借金は増えるときは簡単で、減らすときには大変な苦労が伴うものです。それを実行し、なおかつ基金を増やした実績は称賛に値すると思います。

市長が掲げる「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の計画には、市民の皆さまのためになるであろうことがたくさん詰まっています。この計画が完遂したときには、住みやすい素敵なまちになることでしょう。私は、この計画が実現する姿を見てみたいと強く願っています。

ぜひ市長には、今後も「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」実現に向け、市民のために頑張っていただきたいとお願いをして、私の代表質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時09分

再開 午後 1時29分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします

次に、笛政クラブ、岡由子君の質疑および質問を許可します。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1. 笛吹市内夏祭りについて。

本市の夏を彩る「笛吹川石和鵜飼」に続き、8月24日には「笛吹市市制施行20周年記念、第60回石和温泉花火大会」が開催されました。当日は、雨の心配もありましたが、無事開催され、素晴らしい花火とともに400基のドローンによる本市を象徴する桃やぶどう、ワインやリニアを題材としたアートが夜空に浮かび、見る者の心を奪いました。市民の皆さまからは、「ドローンショーが素晴らしかった、ぜひ、来年も取り入れてほしい」との感想を多くいただきました。

市内では、旧町村で実施した地域のお祭りや各行政区で実施したお祭りがあります。伝統を継承するものもあれば、新しい交流の場として開催されたお祭りもあります。観光を基幹産業とする本市においては、今後に期待するものでもあります。

私も、市内で開催された夏祭りの何カ所かへお邪魔させていただきました。地域の消防団の方や、安全協会の方も多く出労され、交通整理や警備等に当たられていました。

また、地域で活動される商工会の皆さまや、ボランティア団体の皆さまも場を盛り上げるような出品を工夫され、子どもから大人まで楽しい時間を共有できるイベントとなっていました。

事前の準備から当日の役割まで、何度も打ち合わせを重ね、地域の皆さまのご協力の下、盛大な開催となり、安全に開催できたことと思います。

夏祭りに代表される市民の活動が盛んな地域は、顔の見える関係がより深く、災害時の連携等にも役立つと思われます。また、参加する子どもたちのふるさとを思う心を育む場でもあると感じます。

行政としての関わりについてお伺いいたします。

(1) 笛吹川石和鵜飼ではどのくらいの来場者がありましたか。また、支援や取り組みはありますか。

(2) 笛吹市市制施行20周年記念、第60回石和温泉花火大会ではどのくらいの来場者がありましたか。また、支援や取り組みはありますか。

(3) 旧町村の時から継承されている夏祭りはありますか。

(4) 旧町村で実施した夏祭りに対しての補助金やボランティア等への支援はありますか。

(5) 今回、石和温泉花火大会では従来からの日程が変更されました。変更された理由と周知方法はどのようにされましたか。

2. 中学校部活動の地域移行について。

国は、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定・公表しました。

令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置づけし、休日の運動部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携すること、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行するなど、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされました。

運動部活動の地域移行は、少子化等による社会背景の変化の中にあつて、子どもたちにとって望ましい多様なスポーツ活動が選択できるようにすることを目的としています。

県内では、例えば甲府市では2024年8月から、中学1～2年生を対象に、休日の部活動の一部を地域クラブ活動に移行しています。剣道、バレーボール、バスケットボールの3種目では、市内を4地区に分け、月2回程度実施されているようにしたそうです。

また、令和6年度、甲州市では実証事業として、拠点校活動女子ソフトボール部、地域クラブラグビー部の2競技を取り上げ、市内の全中学校を対象に活動を始めました。

競技種目ごとの地域クラブ化、拠点校活動など、今後の方向性を探りながら、令和8年度から円滑な実施を目指すそうです。

山梨県では、令和8年度までに全ての市町村で1つ以上の部活動が地域移行の実現を目指す考えを示しました。

本市における中学校部活動の地域移行について伺います。

(1) 本市では、地域移行についてどのような方針でしょうか。具体的に検討対象となる部活動はどのくらいありますか。

(2) 中学校からの要望はありますか。

3. AIデマンド交通「のるーと笛吹」について。

本市のホームページにある説明では「のるーと笛吹は、路線バスのように決まった時刻表や運行ルートがなく、利用者からの予約に応じて、AI（人工知能）が最適なルートを考えながら運行する新しい乗合交通です。利用者は、乗りたいときに電話やスマートフォンアプリ、LINEなどから予約し、最寄りの乗降ポイントから希望する目的地まで、ほかの利用者と乗り合って移動することができます。利用には事前の登録や予約が必要となりますが、幹線道路沿いしか運行しない路線バスと異なり、地域の生活道路まで入り込んで、より多くの乗降ポイントを設置できる点がAIデマンド交通の大きなメリットとなります。」とあります。令和6年1月15日から実証運行が開始されましたが、市内を移動中にみる車には、常に4～5人の乗客があるように見え、市民の足としての利便性が良いように感じております。

令和7年4月1日から本格運行に移行しますが、実証運行で見てきた利便性や課題について伺います。

(1) 市立甲府病院や山梨厚生病院など、市外の施設への乗り入れを希望する市民の声をいただいておりますが、乗り入れを検討する考えはありますか。

(2) 本格運行へ向けての課題は何ですか。

4. 御坂路さくら公園オートキャンプ場について。

御坂路さくら公園は、山の起伏を活用した広大な公園です。公園内には約600本以上のソメイヨシノやシダレザクラなどの桜の木が植えられており、春は桜の名所として、秋には紅葉も楽しめる市民の憩いの場所です。自然豊かな場所にあり、夜は澄んだ空気、空が広がる満点の星空を楽しむことができます。

公園内には、広い芝生や遊具もあり、子どもはのびのびと自然を満喫できる場所として、やさしい環境を提供しています。令和5年4月1日には、その一部をオートキャンプ場へリニューアルオープンしました。キャンプやバーベキュー、水遊びといった子ども連れでも安心して過ごせる施設として整備しました。

ペット同伴でのキャンプも可能ですし、家族全員でのキャンプを楽しむことができます。

笛吹市の市街地からも近く、十分なスペースの駐車場が整備されていますので、安心して利用できるオートキャンプ場です。オートキャンプ場の整備から1年以上が経過し、利用者の状況や課題も見えてきたと思います。

以下、伺います。

(1) 利用者が増加しているように感じますが、リニューアルオープン後の利用者はどのように変化しましたか。

(2) 利用者の声はどのようなものでしょうか。

(3) 課題は、どのようなことがありますか。また、課題解決に向けた取り組みはありますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、岡由子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、笛吹市内の夏祭りについてのご質問のうち、まず笛吹川石和鵜飼の来場者数および補助金やボランティア等への支援についてです。

今年の鵜飼は天候にも恵まれ、18日間の開催期間中、一度も中止することがなく実演ができ、約1万2,900人にご来場をいただきました。

鵜飼事業に対しましては、笛吹市観光物産連盟に会場整備、警備などに係る経費として補助金を交付をしております。

また、鵜飼の実演を行っている笛吹川鵜飼保存会に対しまして、年間を通じた鵜の飼育管理委託料および鵜飼実演料を支払っています。

なお、地域の伝統芸能である鵜飼の継承という観点から、笛吹高校の生徒向けに鵜匠の補助者を募集をし、学校の許可、保護者からの承諾書を提出いただいたあとに、雇用契約を結び、応募された生徒には賃金を支払っております。

次に、石和温泉花火大会の来場者数および補助金やボランティア等への支援についてです。

5年ぶりに1日での実施としたことに加え、土曜日の開催ということもあり、約4万5千人もの大勢の方々にご来場いただきました。これは実数でございますからね。付加していませんから。

花火大会の実施に当たっては、笛吹市観光物産連盟に会場整備、警備、トイレ設置などに係る経費を補助金として交付をしています。

また、大会当日の来場者の安全な通行を確保するため、笛吹交通安全協会に警備のご協力をいただいております、謝礼を支払っております。

次に、旧町村のときから継承されている夏祭りについてです。

石和温泉花火大会や笛吹川石和鵜飼、甲斐いちのみや大文字焼のほか、各地域で行われていた納涼祭りが現在も継承をされています。

次に、旧町村で実施した夏祭りに対しての補助金やボランティア等への支援についてです。

各地域の祭りを実施する実行委員会に対して、補助金を交付をしております。

ボランティア等には、無償でご協力いただいておりますが、各実行委員会において、祭り当日にお弁当および飲み物を提供しております。

次に、石和温泉花火大会の日程変更の理由と周知方法についてです。

石和温泉花火大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度から複数日を設けた分散開催としていました。感染症収束後の大会の在り方を検討していくため、昨年度の花火大会後に協賛企業や旅館等にアンケート調査を行いました。

その結果を基に、花火大会の実施主体である笛吹市観光物産連盟において、多くの人出が見込まれる１日での開催で、かつ宿泊や観光消費に結びつく土曜日での開催が望ましいとして、８月２４日に開催することが決定されました。

周知については、５月下旬から市や観光物産連盟のホームページで告知、県内メディアや大手旅行者への情報提供、SNS、ラジオCM、新聞、雑誌への掲載、県内各所へのポスターやチラシの設置により行いました。

続きまして、中学校部活動の地域移行についてのご質問のうち、まず本市における方針および検討対象となる部活動についてです。

本市では、部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、令和６年１月１１日に中学校の校長やPTA連合会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団など関係団体の代表者で構成する笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置をしました。

これまでに３回の会議を開催し、地域クラブ活動の推進に係る基本的な考え方や地域クラブ活動の在り方などをはじめ、多岐にわたる課題について、検討してまいりました。今後は、１０月末日をめどに、２回程程度の会議を開催し、地域クラブ活動の整備に向けた取り組みの方向性について取りまとめる予定です。

その後は、検討結果を踏まえ、地域クラブ活動への移行を推進していきます。

市内の中学校には、令和６年８月現在で、２５競技９２の運動部、６分野１３の文化部、合計で１０５の部活動があり、これら全ての部活動が検討対象となります。

次に、中学校からの要望についてです。

これまでに、検討委員会において、中学校を代表する委員から、少子化の影響などにより、競技に必要な部員数が集まらず、十分な練習や単独校として大会に出場することができない部活動などもあることから地域移行を進めてほしいとの意見が出されております。

続きまして、ＡＩデマンド交通「のるーと笛吹」についてのご質問のうち、まず市外の施設への乗り入れについてです。

のるーと笛吹は、運行エリアを市内として、利用者を原則、市民に限定することで、タクシー事業者の理解を得て運行をしております。市外への運行エリア拡大や施設への乗り入れの要望があることは十分承知しておりますが、タクシー事業者への影響が大きいことから、現時点では考えておりません。今後の要望状況やタクシー事業者との協議の中で、引き続き、検討してまいります。

次に、本格運行に向けての課題についてです。

のるーと笛吹の運行開始に伴い、市営バスを順次廃止することから、公共交通の利用環境が大きく変わります。また、のるーと笛吹の利用には、事前に登録と予約が必要なため、市民への周知が課題であると考えております。

続きまして、御坂路さくら公園オートキャンプ場についてのご質問のうち、まずリニューアルオープン後の利用者の変化についてです。

御坂路さくら公園オートキャンプ場は、令和５年４月のリニューアルオープンと同時に、指定管理者制度を導入し管理運営を行っております。利用者については、昨年度の７月末日時点の１，２４０人に対して、今年度は７月末時点で１，４７８人と、約２０％増加をしております。リピーターも多く、年間を通して定期的に利用されるお客さまもおり、大変好評をいただいているというふうに聞いております。

次に、利用者の声についてです。

施設の設備や管理の状況、指定管理者の対応について好意的な意見が寄せられており、リピーターの増加につながっていると考えております。

特に、春の桜の開花時期には、施設内の景色について賞賛の声をいただいております。

次に、課題と課題解決に向けた取り組みについてです。

課題は、平日の利用者が少ないということです。

今後は、指定管理者とSNSの活用やアウトドアショップを介した広報活動を行うことを検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。おおむね市民の声をもとに、前進して当たっていただけているという感想を持ちました。引き続きよろしくお願いいたします。

意見を少し述べさせていただければと思います。

市内の夏祭りについてですが、鶺鴒については、笛吹高校の生徒とともに、伝統芸能の継承に取り組み、ふるさとを大切に思う心を育むことにつながる活動だと思いますので、今後とも大いに応援していただきたいと思います。

市内のお祭りに対しては、ボランティアへのお弁当、飲み物等の支援があるとのことですが、必要に応じて警備、また会場の整備等の経費で補助金等、担当の方たちとよくご相談いただいて、また支援していただければと思います。

2の中学校部活動の地域移行についてですが、メリットとデメリットがあるかと思います。野球やサッカー、ラグビー等団体競技は、1校だけで1チーム作ることが難しい場合もあるかと思います。地域で合同して練習することでチームができる場合もあるかと思います。しかしながら、練習場所が遠方になって、送迎をする家庭の負担が増えることも想定されます。運動部だけでなく、文化部についても同様の課題があるかと思います。

また、地域で指導できるクラブ等の受け皿があるのか、演劇であったり、伝統文化であったり、吹奏楽など少人数では対応が難しい文化部もあるかと思いますので、このへんは文化協会などとも連携をして、うまく子どもたちの応援をしていただければと思います。

学校の働き方改革を推進するとともに、地域の文化芸術活動に参加するなど、豊かな感性を育む機会でもあるので、そのように応援していただければと思います。

A I デマンド交通のルートについては、市民の声としては、画期的な交通手段になるかと思います。人口が減少している中で、移動手段は大きな課題です。住んでよかったと思える笛吹市であるため、市民のニーズに対応していくことが必要かと思います。

生活圏が近隣の市と重なる市民も多くいると思いますので、山梨市でもA I デマンド交通の実証運行中ですし、甲州市でもデマンドバスを運行していますので、より近隣の市との連携も視野に入れて、また前進させていただければと思います。

御坂路さくら公園のオートキャンプ場は、もともとあった公園の一部を改修したことによって、公園の魅力が高まったと思います。自然豊かな笛吹市を実感してもらえる場所として、首

都圏からの利便性もあり、ペットのいるご家庭でも安心してキャンプができる場所だと思います。

そういったペットの写真をSNSで紹介していただくとか、交流会を設けるとか、そういった利用者の声をSNSで発信していただいたりということも魅力が伝わるのかなと思いますので、今後ともSNS等を使った課題解決に向けた取り組みをしていただければと思います。

以上、私の意見を述べさせていただきました。

笛政クラブの代表質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了します。

次に、誠和会、中村正彦君の質疑および質問を許可します。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

誠和会の中村です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して、通告しました内容で質問を行います。

この夏は連日35度以上の猛暑日が続き、日中は外にも出られないような危険な暑さが続きました。そんな中、8月8日は宮崎南部で震度6弱の地震が発生し、気象庁は初めてとなる南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

また、9月1日、予定されておりました市内防災訓練は台風10号の影響で中止となり、当初、列島の横断も心配されましたが、本市の被害は最小限にとどまりましたが、西日本や東日本太平洋側では大きな被害をもたらし、被災された方々に一日も早い復興をお祈り申し上げるとともに、市民の皆さまにもいつ襲ってくるか分からない災害に、日ごろから十分な備えをしていただきたいと思います。

それでは、通告いたしました質問に入りますが、4番目ということでかぶるところもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

はじめに、令和5年度決算状況についてであります。

令和5年度一般会計の決算額は、歳入合計423億4,163万円、歳出合計402億3,149万円で、対前年度を比較すると歳入2.8%減、歳出0.8%減となり、歳入歳出差引額は21億1,014万円となっており、繰越財源を引いた実質収支額は19億7,767万円の黒字となりました。

令和5年度の決算では、市の第2次総合計画「ハートフルタウン笛吹」に掲げた、将来像実現のために基本目標の「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」では17事業、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」では11事業、「幸せ実感 100年続くまち」では14事業の合わせて42の重点事業を含む240事業に取り組まれたかと思われます。

それでは、以下お聞きいたします。

はじめに、令和5年度一般会計決算の特徴としてはどのように取られているのか。例年との違いはあったか伺います。

次に、令和5年度の重点事業42事業のうち、新規24事業で特に成果が上がった事業は何か、その成果はどのようであったか伺います。

次に、令和5年度は主な事業が240事業でした。目標以上に成果が上がった事業は何か。

目標を達成できなかった事業はどんな事業か。その理由は何か。また、未着手の事業はあったのか、理由を伺います。

次に、誠和会では、今までも繰越事業や、翌年度繰越額が多額なのはいかなものかと指摘してきました。令和5年度決算では、繰越明許費23事業、17億6,584万円、事故繰越5事業、3,919万円となっています。繰り越した理由は何か、今後の事業執行に課題はあるのか伺います。

次の質問として、空き家の適正管理と利活用についてであります。

全国の空き家数は昨年10月時点で約900万戸と過去最多を更新し、このうち長期にわたり活用されていない放置空き家も増加していると報道されています。老朽化した空き家は、災害の際にも倒壊の危険や、復興の妨げになると指摘されております。

笛吹市においても、空き家は年々増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題だと思います。

市では、近隣住民に悪影響をおぼす管理不全の空き家等について、所有者調査を行い、所有者等に適正な管理の促進や啓発をする空き家対策推進事業や、適切な管理が行われていない空き家等を解体するための、空き家等解体費補助事業を行っています。

また、空き家の解消にはリフォームなど、修理をして再利用できるものと、取り壊して更地を有効活用することなど選択されますが、取り壊してもすぐに活用が見込めない場合には、その土地に対して、固定資産税の住宅用地特例が解除され、税負担が増えることから、所有者が空き家の解体をためらい、放置していることが考えられます。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

管理不全な空き家および危険な件数と、これまで対策によって解消された空き家の件数について伺います。

次に、解体費補助により解消された空き家数と補助金額について伺います。

次に、空き家を撤去後の土地の固定資産税の課税はどのように変わるのか。増額になる税額と割合について伺います。

次に、全国的に、空き家対策の推進を図るため、固定資産税の増額分を減免する自治体もあります。本市でも空き家撤去後の固定資産税の減免制度の導入を図ったかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問ですが、水害対策についてであります。

全国で豪雨災害が発生し、被害が激甚化しております。線状降水帯の発生により、猛烈な雨が降り、河川の氾濫や土砂崩れなど、10年前には考えられなかったような災害発生の危険度が高まっています。

市の「ハザードマップ」では、笛吹川右岸の石和地区は、広範囲で3メートルから5メートル浸水する地域や、5メートル以上浸水する地域もあります。

笛吹川周辺地域に避難勧告が発生された場合、地域内の指定された安全な避難所に避難をすることになっていますが、石和地区には主要な病院が多く所存します。そこで次の点についてお聞きします。

浸水が起きた場合、避難所では、高齢者や持病を抱えた人や子どもなど医療対策が必要になると考えられますが、避難所での医療体制はどのように行うのか伺います。

次に、浸水地域の中には、地域災害拠点病院や地域災害支援病院などがありますが、災害時に緊急対応する病院数と各病院の浸水対策の状況について伺います。

次に、建物内部に浸水被害および浸水後に、外来診療や救急外来などに支障が起きることが想定されますが、病院の水害対策への推進と行政側の支援も必要だと考えられますが、その対策を伺います。

次に、感染症指定医療機関が浸水のため機能停止になった場合は、地域の感染症医療体制の弱体化を招き、公衆衛生の危機につながりかねないと考えられますが、その点をどう考えているのか伺います。

次に、浸水地域内にある備蓄品の数と浸水時の対応について伺います。

続いて、ふるさと納税事業の状況についてであります。

多くの皆さまに、ふるさと納税寄附金を通じて、笛吹市の新しいまちづくりを応援していただいておりますが、令和5年度は歳入額28億9,177万円に対し、支出額は15億9,647万円でした。ふるさと納税は自治体間の競争が一層激しくなっていくと思われます。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

令和5年度の目的別寄附額と基金への繰入額について伺います。

次に、本市のふるさと納税額の全国または県内での順位はどのくらいか伺います。

次に、令和6年度の現在の寄附額と年間の見通しおよび令和5年度と比較して、希望される返礼品の傾向に変化はないか、返礼品の多いものは何か伺います。

次に、県内において、返礼品のシャインマスカットの品質の悪い物の報道がありましたが、本市でもあったのか、今後の希望数量に影響はないか伺います。

次に、シャインマスカットの品質について、県で示した品質基準・確保の対策や、生産者と商品のチェック体制はどのようにしているのか伺います。

最後に、山下市政、2期目の4年間の公約、施策の検証についてであります。

4年前、令和2年10月25日に多くの市民の指示を受けて再選し、11月14日に山下市長の2期目がスタートしてから、早くも4年を経過しようとしております。市長の市政運営方針において、市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念の下、一貫して市民ファーストを基本とした考えで、市民の皆さまと対話しながら、第2次笛吹市総合計画を実現するため、失敗を恐れずチャレンジを続けていきますと申しておりました。

4年経過する中で、その施策の実現についてお聞きいたします。

はじめに、市長が掲げた3つの基本目標別の実現は十分に実施できたのか。まだ道半ばとなっている施策・事業はあるのか。

新たな課題にも積極果敢に取り組むとしていましたが、特に成果があった施策は何であったか伺います。

以上、誠和会の代表質問といたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、中村正彦議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和5年度決算状況についてのご質問のうち、まず一般会計の特徴と例年との違いについてです。

令和5年度決算の特徴として、単年度収支および実質単年度収支は、令和3年度以降赤字で

したが、単年度収支が1億8,739万円の黒字、実質単年度収支が1億8,904万円の黒字になったことが挙げられます。

また、昨年度と同様に、主要な財政指標である実質公債費比率は7.5%となり、将来負担比率は算出されなかったことから、健全な財政運営を行うことができたと考えております。

次に、新規の重点事業のうち、特に成果が上がった事業についてです。

新規の重点事業のうち、学校給食アレルギー対応事業は、食物アレルギーに対応するために、御坂学校給食共同調理場と八代学校給食センターを改修するとともに、栄養士および調理員を増員をし、食物アレルギー対応給食の提供を開始をしました。食物アレルギーを持つ児童生徒も給食の時間を安心かつ楽しく過ごし、お弁当を作る保護者の負担軽減につながりました。

空き店舗活用促進事業は、空き店舗を利用し飲食店を開業する事業者支援として、建物改修に係る経費および契約日から開業日までの賃貸料に対し補助金を交付するもので、令和5年度の補助金交付件数は5件となり、空き店舗の解消につなげることができました。地域のにぎわい創出に寄与できるよう、更なる活用促進を図ってまいります。

窓口業務DX事業は、戸籍住民課の窓口において、来庁者がサインのみで手続きが完了できる「書かない窓口」を導入をしました。これにより、来庁者の負担軽減を図ることができました。

次に、成果が上がった事業、成果が上がりなかった事業および未着手事業についてです。

成果が上がった主な事業として、笛吹市農業塾推進事業は、令和5年度に新規就農希望者からの相談件数が58件、就農者からの経営相談件数が22件、認定農業者に関する相談件数が260件であり、新規参入者の定着支援などを行いました。また、果樹栽培技術講習会を34回開催をし、延べ1,389人の参加があり、果樹栽培技術などの向上に資することができました。これらの取り組みにより、地域農業の維持と発展につなげることができました。

成果が上がりなかった事業として、高齢者の社会参加活動を支援するため、健康づくりや生きがいづくりに関する活動を行う団体を新規に立ち上げる際に補助金を交付するアクティブシニア応援事業では、周知活動を行い、相談や問い合わせはあったものの、交付実績はありませんでした。今後更なる周知を図ってまいります。

なお、全ての事務事業に着手しており、未着手事業はありません。

次に、繰越理由と今後の課題についてです。

防災行政無線高度化事業は、不安定な国際情勢により、部品調達に時間がかかり機器等の納期が遅延したこと、住民基本台帳事務および戸籍事務におけるシステム改修は、国からの仕様の提示が遅れたこと、市単独道路改良事業は用地取得に期間を要したことなど、繰り越した事業は、いずれも当初の想定にない不測の事態により、年度内の完了が困難になったことから繰り越しをしました。

今後も、事業の執行にあたり不測の事態があった場合は、適切な対応に努めてまいります。

続きまして、空き家の適正管理と利活用についてのご質問のうち、まず管理不全な空き家および危険な空き家の件数、これまでの対策で解消された空き家の件数についてです。

空家等実態調査等における建築物の不良度判定では、令和6年3月末時点で、今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しい建物が63件、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い建物が9件です。

平成30年度以降、所有者に対する適切な管理の指導や啓発などの対策により解消された空

き家の件数は、令和6年8月末現在で35件です。

次に、解体費補助により解消された空き家数と補助金額についてです。

笛吹市空き家等解体費補助金を活用して解消された空き家数は、令和3年度が1件、令和4年度が4件、令和5年度が4件、令和6年度は8月末現在で1件です。

補助金額については、昭和56年5月31日以前に建築された空き家等で、公共施設や周辺に悪影響を及ぼすおそれのあるものなど、一定の条件のもと、空き家等を解体する工事費の2分の1以内の額で、20万円を限度としています。

次に、空き家撤去後の土地の固定資産税についてです。

住宅の敷地として利用されている住宅用地は、その税負担を軽減するため、地方税法の規定により、土地の面積が200平方メートル以下の部分については、固定資産税の課税標準額を6分の1に、200平方メートルを超える部分については3分の1に軽減する特例があります。空き家を撤去したあとの土地は、この特例の適用対象から除外されるため、当該土地の固定資産税額は、最大で4.2倍となります。

次に、空き家撤去後の固定資産税の減免制度を導入する考えについてです。

空き家撤去後の固定資産税の減免制度の導入については、他の更地との税負担の公平性の観点などから、現段階では考えておりません。

空き家対策については、引き続き適切な管理に関する指導、啓発活動と併せて、空き家等の解体に対する支援や空き家バンクなどの取り組みを進めるとともに、空き家対策に関する制度の周知を図り、地域住民の生活環境の維持に取り組んでまいります。

続きまして、水害対策についてのご質問のうち、まず避難所の医療体制についてです。

災害時には、保健師が避難所を巡回するとともに、避難所で傷病者に対する医療行為が必要な場合には、市と「災害時における医療救護についての協定」を結んでいる笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会および笛吹市薬剤師会に派遣を要請して、指定避難所や医療救護所で医療救護活動を行います。

医療救護スタッフが不足する場合は、峡東保健所に設置される峡東地区医療救護対策本部を通して、災害派遣医療チームDMATや医療救護班等の派遣を要請するとともに、市内の医療機関と連携を図りながら、効率的な救護活動を実施をします。

次に、災害時に緊急対応する病院数と各病院の浸水対策についてです。

市内では、災害時に重症者の受け入れを行う災害拠点病院として、笛吹中央病院が県の指定を受けております。また、拠点病院を支援する災害支援病院として、石和温泉病院、石和共立病院、一宮温泉病院、甲州リハビリテーション病院および富士温泉病院の5病院が県の指定を受けております。

ハザードマップによると、一宮温泉病院を除く5病院が浸水想定区域にあり、各病院では、平時から排水溝を適切に管理するほか、自主的に作成している業務継続計画や防災マニュアルに基づき、土嚢や止水板などの備品の準備、水害を想定した訓練を行っております。

次に、病院の水害対策推進と行政側の支援対策についてです。

水害時に各病院では、業務継続計画や防災マニュアルに基づき、警戒レベルに応じて、外来患者の避難誘導や入院患者の垂直避難、医療機器を安全な場所に移動するなど、病院内の被害を最小限に食い止める体制を図っています。

また、現在、市と笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会および笛吹市薬剤師会が災害時の医療

救護体制について、協議を行っております。水害時は浸水区域以外の安全な場所に医療救護所を設営することや、安全な医療機関に搬送することなどと併せて、市の支援対策について検討してまいります。

次に、感染症指定医療機関が浸水のため機能停止した場合の感染症医療対応についてです。

笛吹市内には、感染症法で定められている感染症指定医療機関はありませんが、峡東圏域では、山梨厚生病院が指定をされております。

災害時に、発熱や下痢嘔吐等の軽度な症状がある患者については、避難所の一部に感染症に対応する避難室を設けて隔離し、療養できる体制を整備しています。

結核などの指定医療機関でなければ受け入れができない感染症患者については、峡東地区医療救護対策本部と連携して、山梨厚生病院または受け入れが可能な県内の指定医療機関に搬送をします。

次に、浸水地域内にある備蓄品の数と浸水時の対応についてです。

浸水深さ50センチ以上の浸水想定区域である、春日居中学校付近から富士見小学校付近までのエリアには、拠点防災倉庫が四日市場地内に、指定避難所防災備蓄倉庫が石和南小学校、石和北小学校、富士見小学校、石和西小学校、石和中学校、スコレーセンター、春日居中学校にあり、これらの倉庫内に備蓄品を配備しています。

主な備蓄品と数量は、アルファ米2万7,900食、保存水4,548リットル、災害用毛布1,780枚、災害用トイレ2万400回分、成人用おむつ3,640枚、子ども用おむつ5,198枚、生理用ナプキン7,032枚、ブルーシート240枚、カセットコンロ109台、作業用扇風機104台、石油ストーブ109台、投光器15台、ポータブル発電機14台、災害用移動炊飯器6台などを備蓄しています。

これら備蓄品は、地震災害も想定して、指定避難所などに分散して配備しており、水害発生時に移動することは危険であることから、発災時の移動は考えておりません。

続きまして、ふるさと納税事業の状況についてのご質問のうち、まず令和5年度の目的別寄附額と基金への積立額についてです。

まちづくり寄附条例による目的別寄附金額の内訳は、1. 実り多い産業と人々が集うまちづくりを推進するための事業が2億5千万円、2. 環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するための事業が6億2千万円、3. 地域の将来を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業が6億9千万円、4. 市民協働のまちづくりを推進するための事業が2億5千万円、5. その他目的達成のために市長が必要と認める事業が10億8千万円でした。

条例に基づき、寄附金の全額、28億9,177万6千円をまちづくり基金に積み立てました。

次に、ふるさと納税額の順位についてです。

令和5年度における本市の順位は、全国で65位、県内で5位でした。

次に寄附額の現状、年間見通し、希望の多い返礼品および令和5年度からの傾向の変化についてです。

令和6年8月末現在の寄附額は13億3,200万円で、昨年度の同時期と比べて0.6%、金額にして約800万円増加しています。

令和4年度の寄附額である約31億円を上回ることができるよう、寄附が多く集まることが見込まれる12月に向けて、寄附を受け付けるポータルサイトの拡大や効果的な広告宣伝の強

化を図っていきます。

なお、希望の多い返礼品は、前年度と同様にシャインマスカットで、寄附額全体の約7割を占めております。

次に、本市におけるシャインマスカットの粗悪品の状況および希望数量への影響についてです。

令和5年度において、返礼品として提供されたシャインマスカットを含めたぶどう12万5千件のうち、クレームの件数は310件で、0.25%でした。クレームの主な内容は、傷みや脱粒に関するものでした。

今年度については、シャインマスカットを返礼品とした寄附金額が昨年度並みに推移しており、影響は少ないと考えています。

次に、シャインマスカットの品質基準・確保対策および品物のチェック体制についてです。

シャインマスカットをはじめとする果実の返礼品の品質確保を図るため、令和6年3月、県、市町村、関係事業者等が協力をし、品質基準のガイドラインを作成をしました。このガイドラインでは、県の出荷基準に基づき、出品する果実の等級や糖度の選別、検品、梱包方法などに厳格な基準を定めたほか、返礼品提供事業者に対し、目合わせ会への参加も求めています。

市では、ガイドラインの内容について、事業者にも周知、徹底を図るとともに、必要に応じて、職員が事業者を訪問し、糖度計を用いた糖度確認から品物梱包後の状態までを確認するなど、本市の返礼品にふさわしい品質確保に取り組んでいます。

続きまして、2期目の公約、施策の検証についてのご質問のうち、まず3つ目の基本目標別の公約の達成状況についてです。

2期目の公約に掲げた40の取り組みは、全て着手をしました。石和温泉駅南口駐車場の拡張や、指定避難所への空調整備など、実現に向けた道筋を模索しているものもありますが、ほとんどの取り組みは目標どおり実現することができました。

その一部をご紹介しますと、「幸せ実感 ころも豊かに暮らせるまち」では、市内初の病児病後児保育施設「そらいろ」を一宮温泉病院に設置をし、働きながら子育てができる環境を整えたほか、市立保育所の完全給食化、全ての小中学校におけるトイレの洋式化、シニア世代の生き生きとした活動を応援するアクティブシニア応援事業、ご家族がお亡くなりになったときの様々な手続きをワンストップで支援するおくやみコーナーの開設など、誰もが安心して生活できる、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。

「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」では、さくら温泉通りの魅力を高めるイルミネーションの設置や、桃・ぶどう日本一の郷「笛吹市」の更なるブランド化を進めるための、農業塾による担い手の育成、峡東地域の果樹農業の「世界農業遺産」認定など、市の農業や産業により活力をもたらすための取り組みを進めたほか、移住や二地域居住を希望する方に、きめ細かな相談支援を行うための「移住コンシェルジュ」の設置、多くの人に笛吹市の魅力を発信するふるさと納税を活用したシティプロモーションなど、本市を新たなふるさととして多くの人に応援していただけるよう、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

「幸せ実感 100年続くまち」では、命を守るまちづくりを目指し、行政区の地区防災計画の作成支援に取り組んだほか、全ての指定避難所への防災備蓄倉庫整備など防災・減災に向けた取り組みを進めました。

また、道路の破損や防犯灯の不点灯、ごみの不法投棄など、市民の皆さまにスマートフォン

などを利用して通報していただく市民通報システムの導入といった、市民の皆さまとともに地域社会を支えていく取り組みを実施をしました。

これら２期目の公約としてお示しした取り組みを着実に進めていることで、笛吹市は、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして進化し続けております。

一方で、依然として人口減少は収まりを見せず、本市のみならず、多くの自治体が直面している大きな課題であり、更なる対策が必要であると認識をしております。

次に、特に成果があった施策についてです。

２期目に実現した施策は、その多くにおいて成果をあげることができました。中でも、世界的な異常気象や、可能性が高まっているとされる南海トラフにおける大地震など、大規模な災害の発生が懸念される昨今にあつて、「防災新時代 命を守るまちづくり」を具体化する、行政区の地区防災計画作成支援や、全ての指定避難所への防災備蓄倉庫整備などは、自助、共助、公助、その役割を明確にする中で、それぞれが補い合つて機能することができる仕組みを形作る、市民の皆さまの命を守るための重要な取り組みであつたと考えます。

市の財政面に目を向けますと、ふるさと納税は、毎年３０億円前後の寄附金額を維持しており、市の財政基盤の強化に寄与する大きな成果を上げている事業であると自負をしております。同時に、業務改善や最適化をはじめとした行財政改革や、費用対効果の低い事業の見直しなどを進めたことで、市債残高は市長就任後から公営企業会計も含め約１５２億円削減、基金残高は約３７億円増加するなど、健全な財政運営を維持しております。

これらの歩みを止めることなく、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、今後も邁進してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○１２番議員（中村正彦君）

丁寧な答弁を、市長、ありがとうございました。

再質問はありませんが、山下市政２期目の４年間の公約検証について、少しでも述べさせていたきたいと思います。

山下市政２期８年が終わろうとしておりますが、この間、コロナ禍により世界中、日本中が衰退をする中、この笛吹市も市長のリーダーシップの下、職員とともにこの危機を乗り越え、前進できたことを高く評価いたします。

１期目に種を蒔き、すぐに実を結んだものもあれば、２期目に継続して実を結んだもの、多くの施策に着手し、市民生活向上に向けた献身的な姿勢に敬意を表したいと思います。

しかし、まだまだ取り組まなければならない問題も多くあります。人口減少、施設の老朽化、後継者不足、石和・春日居温泉への誘客、数々ありますが、基本理念の「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」のため、なお一層、頑張つていただきたいと思います。

最後になりますが、９月半ばに入り、いよいよ秋の行楽シーズンを迎え、ぶどう狩り、石和・春日居温泉郷へと多くの観光客が訪れ、賑わうことを期待しながら質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後２時４５分といたします。

休憩 午後 ２時３３分

再開 午後 ２時４５分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、公明党、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、公明党を代表して、３点伺います。

はじめに、带状疱疹ワクチンへの助成について。

带状疱疹は、過去に水痘などに罹患した人が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏していた带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものです。

日本人では、５０歳代から発症率が高くなり、８０歳になるまでに３人に１人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後、痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残るケースもあるとも言われています。

そこで、一定の年齢以上の方に対するワクチンの有効性を検証していただき、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設を強く感じますが、見解をお伺いいたします。

２点目としまして、地方就職学生支援事業について。

地方創生１０年を迎え、少子高齢化が進む中、人口の東京一極集中が解消せず、喫緊の課題となっております。若者の地方へのＵターン支援が重要であります。

地方の高校を卒業して、大学進学のために若者が東京に転居し、その大半が地元には戻らず、東京で就職することが地方人口の社会減の要因と言われています。

このたび、国の政策である「地方創生移住支援事業」の一環として、「地方就職学生支援事業」が新設されました。

具体的には本部が都内にある大学の学生が地方企業へ就職する、その活動の際の交通費の支援をするために、最大２分の１の交通費を支援する内容になっています。また、令和７年度からは、支援額等、詳細は未定ですが、実際に就職や移住する際の移転費（引っ越しの費用）の支援も予定されています。

この支援を受けるためには、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）にあるキャンパスに原則４年以上在学し、卒業年度の学部生が対象であり、移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」を実施していることが要件とされております。

笛吹市においては、奨学金返還支援を実施されています。ぜひ、若者のＵターンを促進する

ためにも、地方就職学生支援事業の実施を検討いただきたいと思います。見解を伺います。

3点目としまして、認知症の人に寄り添うケア技術「ユマニチュード」の普及について。

国では、2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計しています。

本年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持したまま、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民の方が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状（BPSD）の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」、そのことを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように伝える、届けるケア技法である「ユマニチュード」が注目されています。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%くらい改善し、ケアする方の負担感も20%軽減されたとの有効性も確認されています。

また、ユマニチュードに先進的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度に、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験が実施されました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下していった効果があるということが分かりまして、2018年度に福岡市は、まちぐるみで認知症対策に取り組み、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市の職員の方々や救急隊員の方など多岐にわたります。

そこで、本市においても、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及の必要性を考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、渡辺清美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、带状疱疹ワクチンへの助成についてです。

带状疱疹は、50歳代から増加をし、合併症の「带状疱疹後神経痛」は、特に70歳代以降で増加をしています。

带状疱疹ワクチンについては、国において、带状疱疹の発症と重症化予防を目的として、2種類のワクチンが薬事承認されております。いずれのワクチンも带状疱疹と带状疱疹後神経痛に対する有効性が確認をされ、任意接種が行われていることから、予防に効果があると認識しています。

現在、本市では带状疱疹予防接種に対する費用助成は行っておりませんが、国において带状疱疹を予防接種法に基づく定期予防接種の対象とする方向で検討を進めていることから、その動向を注視しながら国の方針に沿った対応を行ってまいります。

次に、地方就職学生支援事業についてです。

県内では、3市が今年度から地方就職学生支援事業を実施しております。

事業を導入することで、若者たちの本市への移住定住の促進が期待できることから、先進自治体の実施状況や利用ニーズ、事業効果を研究する中で、実施について検討を進めてまいります。

続きまして、認知症の人に寄り添うケア技術「ユマニチュード」の普及についてです。

ユマニチュードは、認知症の人とのコミュニケーションを重視をし、安心して生活できる環境を整えることで、認知症の進行や行動・心理症状の発生を抑制することが期待できるケア方法の一つであり、本市においても、その有効性は認識をしております。

市内にある一部の介護施設においては、ユマニチュードを活用しながら認知症高齢者へのケアにあたっております。

本市においても、今後は、このユマニチュードを認知ケアにおける効果的手法の一つとして、認知症の人とそこのご家族等が尊厳ある生活を送ることができるよう、普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。再質問はありません。

意見を述べさせていただきます。

1問目の带状疱疹ワクチンでございますけれども、公明党は3千人の国会議員、地方議員で連携をとっているネットワーク政党でございます。何年も前から一生懸命、皆さまのお声を国に伝えております。もう一步、また公明党がしっかりと訴えて、そして実現しましたら、即座にまた対応していただきたいと思います。と思っております。

2点目の地方の就職学生支援事業についてでございますけれども、これは公明党が部会において提案したものでございまして、政府がこれを重く受け止めまして、6月の予算となりました。

先ほど市長さんが、本当に少子化問題を真正面から取り組むと力強く言ってくくださった、その決意をしっかりと公明党もありがたく感謝しております。また、これもしっかりと進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、最後の認知症対策のユマニチュード、これはフランス語で「人間らしさ」という意味だそうです。やさしさを届けるユマニチュードということで、本当に人の対応の仕方、人の位置、その人に対する位置によって、まるっきり、皆さんもNHKか、テレビでやってみたいもって、市民の皆さんから私、それをお聞きしたんですけれども、口をまったく、口のケア、口腔ケアをする看護婦さんが一生懸命、口を開けようとさせるんだけど、90歳代のおじいちゃんが本当に暴言を吐いたり暴れたりして、一生懸命やってる看護婦さんたちが、自分はこの仕事は向いてないんじゃないかと辞めていく方も多い中、ほんのわずかの2分ぐらいの間に、今度その専門家が来まして、同じ老人の方に口腔ケアを行ったところ、しっかりと口を開いて、そして満面の笑顔できれいになったということを書いていました。これはその病院の勤めてい

るお医者さまが、そのお父さまの息子さんで、父親の笑顔を、ここへ来て初めて見たと感激していました。

このように様々な方の対応の仕方、また救急隊員の方々は認知症の方を運ぶことが結構多くて、そして時間がかかるということで、この福岡市で勉強会をしたときも、北海道から救急隊員の方が駆けつけて講習を受けたそうです。

そういったことがありますので、またこの地方公共団体のこういった市役所の方々は、この認知症の施策をしっかりとやっていくことは大変な任務だと思いますけれども、どうか市民の皆さまの安全と安心のためにやっていただきたいと思います。

支援をするという考え方ではなくて、お互いに共生しながら、ともに自分の能力、いろんなものを発揮しながら、そして支え合いながら尊厳を持って生きる、そういった笛吹市を、何とぞよろしくお願いしまして、公明党の代表質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

次に、日本共産党、河野智子君の質疑および質問を許可します。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表いたしまして、質問いたします。

1問目、給食費無償化の継続を求めるについて、質問いたします。

小中学校の給食費については、子育て支援や物価高騰対策として無償化する自治体が増えていきます。笛吹市も令和6年度末までの無償化を決めていますが、来年度以降については未定であり、子育て世帯からは不安の声も聞かれます。山梨県内のほとんどの自治体が無償化を実施していますが、甲府市や甲斐市は物価高騰による増額分を助成しており、これらの自治体に住む方からは不公平との声が上がリ、山梨県知事に無償化を求める署名活動が行われ県に提出されました。しかし、今年出された山梨県人口減少危機対策パッケージからは、「給食費無償化を実施する市町村への支援検討」の文言がなくなっており、県からの支援は期待できない状況となっています。

今夏は主食である米の品不足による価格高騰が家計に大きく影響しました。スーパーに行っても米がなく、何件もハシゴしたが買えなかったという話を聞きました。

政府は、新米が出回ったらコメ不足は解消すると言って、対策には消極的でした。9月に入り、新米がスーパーに置かれていますが、価格は3割ほど上がっているような実感があります。

そのほかの食品も値段が高くなっており、広告商品や値下げシールの貼ってある商品を選ぶなど、苦労されている方もいるのではないのでしょうか。

物価の上昇は今後も続くと思われ、子育て支援・物価高騰対策として給食費無償化の継続を求めますが市長の考えを伺います。

（1）市として来年度の給食費を無償にする考えはあるのでしょうか。

（2）国・県へ財政的支援を求めるべきと考えますがどうでしょうか。

2問目、市民への物価高騰対策を求めるについて質問いたします。

コロナ禍、ウクライナとロシアの戦争、異常な円安等の影響により、何年にも渡る物価高騰

により、市民は疲弊しています。インバウンド需要や輸出により売上を伸ばしている企業もありますが、年金生活の高齢者や給与の増えない労働者にとっては、大きな痛手となっています。今年度の後期高齢者医療保険料の引き上げは、75歳以上の高齢者にとって更なる負担増となりました。夏の異常な暑さ対策のため、エアコンを使用する時間が増え電気代の負担も増えました。

価格高騰、米不足の影響は困窮世帯を応援するフードバンクや子ども食堂を運営する団体へも影響を及ぼし、食品の寄附が減っているといいます。苦しい生活を何とかしてほしいとの市民の声に応え、物価高騰対策をすべきと考えます。

他の自治体では、市民への商品券配布や高齢者世帯への電気料金支援、上下水道料の基本料金免除等の支援を行っているところもあります。以下伺います。

- (1) 市民全員を対象とした対策を考えているでしょうか。
- (2) 高齢者・生活困窮者への対策を考えているでしょうか。
- (3) 子育て世帯を対象とした対策を考えているでしょうか。
- (4) 困窮者を支援する団体への支援を考えているでしょうか。

3問目、軽度・中等度の方の補聴器購入に助成を求めるについて質問いたします。

読売新聞の2023年11月12日付け記事によりますと、「加齢性難聴」は誰にでも起きる可能性があり、65歳以上の1,500万人以上が難聴だという推計もあるそうです。

加齢性難聴と身体機能との関係を研究する東京都健康長寿医療センター研究所の桜井さんは、「耳の聞こえが悪くなると歩行速度が遅くなり、バランス能力が低下して転倒が起きやすくなる、社会的孤立を招きやすく、認知症のリスクも高まる。」といいます。他人との関わりが少なく気づかないことがあるため、単身で暮らす高齢者の割合が高い東京都豊島区は、加齢性難聴を早期発見するための聴力チェック会を開いており、専用のアプリを使い音を聞き取り、60%未満なら耳鼻科医の受診を勧めているそうです。

補聴器は高額であるのと同時に調整に時間がかかり、手が出しにくいものですが、難聴による身体への影響を考えると早めに対処するべきと考えます。全日本年金者組合大阪府本部の調べによりますと、軽度や中等度の難聴の高齢者などに補聴器助成を行う自治体が、2021年には36でしたが、2024年1月時点では239となり6倍以上に増えており、難聴への対策が必要と考える自治体が増えていることが分かります。

県内の自治体では、山梨市、甲州市、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村で助成制度を行っています。身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の方で、対象年齢は18歳以上としているところと、65歳以上としているところがありますが、上限金額は3万円となっています。

笛吹市としても対策を考えるべきと思いますが、以下伺います。

- (1) 健康診断で聴力検査をするべきと考えますがどうでしょうか。
- (2) 笛吹市では高齢者に対し定期的にフレイルチェックを行っていますが、そのときにアプリを使った聴力チェックを取り入れたらどうでしょうか。
- (3) 軽度・中等度で補聴器が必要な方が購入時に助成を行うべきと考えますがどうでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、河野智子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに給食費無償化の継続を求めるについてのご質問のうち、まず来年度における給食費の無償化についてです。

令和7年度については、社会情勢や国の動向等を見極めた上で、検討をします。

次に、国・県への財政支援の要望についてです。

国に対しては、子育て世帯の経済的負担軽減等のため、小中学校および保育所等の給食費について、国の財政措置により無償化することを要望しています。

また、県に対しても、小中学校や保育所等の給食費の無償化を実現するよう、国に働き掛けるとともに、国が措置を講じるまでの間、県独自で給食費の無償化を実施することを要望しています。

続きまして、市民への物価高騰対策についてのご質問のうち、まず市民全員への対策についてです。

物価高騰は、本市のみならず全国的な課題であり、国の責任において積極的な対策を講じるべきと考えます。

社会経済情勢や国の動向等を踏まえ、その時々状況に応じて、必要な施策を検討してまいります。

次に、高齢者・生活困窮者への対策についてです。

本市では低所得世帯への物価高騰対策として、令和3年度から住民税非課税世帯等へ給付金を支給しています。令和6年8月末までの支給総額は20億4,833万円となっており、物価高騰の影響を受ける低所得世帯に対し、速やかな生活支援を行うための措置を講じてきました。

現在は、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯を対象に1世帯当たり10万円、さらに該当世帯の18歳以下の子ども1人当たり5万円のこども加算を支給をし、9月5日現在、664世帯に7,315万円の給付金を支給しております。

また、今年度実施されている所得税および住民税の定額減税対象者で、それぞれの税額が定額減税可能な額を下回る方に対しては、その差額を定額減税補足給付金として9月上旬から給付をしております。

なお、本年8月30日まで申請の受付を行った令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金の支給実績では、支給した1,322世帯のうち、65歳以上の世帯が873世帯と全体の66%であることから、給付金の支給が高齢者世帯の支援につながっているものと考えております。

今後も生活困窮者や高齢者の生活を支えるため、必要な対策を講じてまいります。

次に、子育て世帯への対策についてです。

本市では、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない状況を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、今年度、市独自に小中学校および保育所等の給食費の無償化を実施しております。

また、住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の受給世帯のうち、18歳以下の児童を同一世帯で養育している世帯に対し、子ども1人当たり5万円の加算を支給しております。

今後についても、社会情勢を見極めた上で、国の動向等を踏まえて検討してまいります。

次に、困窮者を支援する団体への支援についてです。

本市では、生活困窮者自立支援事業を実施しており、NPO法人フードバンク山梨と連携をし、生活困窮世帯に対して食料品や生活必需品の配布を行うほか、経済的、社会的に自立できるよう自立相談支援を行っております。

フードバンク山梨への支援として、毎年10月、家庭や職場で眠っている食品を寄附していただく「フードドライブ」を実施していますが、今年度は、フードバンク山梨の備蓄している食品が不足している状況から緊急的に6月にもフードドライブを実施をし、食品提供を行いました。

また、ひとり親世帯や生活に困窮した世帯を支援する団体に対しても、笛吹市地域づくり市民活動応援補助金を交付しております。令和5年度は3団体、今年度は2団体の申請があり、補助金を交付をし、活動の支援を行っております。

続きまして、軽度・中等度の方の補聴器購入助成についてのご質問のうち、まず健康診断での聴力検査についてです。

本市で行っている健康診断のうち、国保人間ドックおよび後期高齢者人間ドックでは、検査に適した環境で聴力検査を行っています。

集団健診については、健診を委託している山梨県厚生連健康管理センターに確認したところ、集団健診で聴力検査を実施するためには、防音室や検査技師の確保について課題があり、現状では実施が困難であるとの回答をいただいております。

現在、集団健診に聴力検査を導入する予定はありませんが、先進的に取り組んでいる自治体の実施状況について研究をしてまいります。

次に、アプリを使った聴力チェックについてです。

アプリを使用した聴力チェックは、あくまで目安としての結果を提供するものであり、正確な聴力検査とは異なります。

フレイルチェックの段階で聴力を簡易的に評価するアプリの使用については、先進自治体の事例を参考に研究をしてまいります。

次に、軽度・中等度の方への補聴器購入助成についてです。

補聴器購入費助成制度の創設については、先進自治体の助成制度を参考に研究をしてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

1問目、(1) 来年度の給食費無償化については、社会情勢や国の動向等を見極めた上で検討するということでしたが、社会情勢という点では、全国の3割の自治体が給食費無償化を実施しており、県内のほとんどの自治体も無償化を実施していること、現在、物価高騰で多くの家庭が困っていること、そして今後も物価は高いまま推移すると思われることから、このまま無償化を続けるべきではないでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

令和6年度は、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状を鑑み、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため無償化を実施しました。

令和7年度についても、物価や賃金水準などといった社会経済情勢や、給食費無償化に向けて方策を検討していくとしている国の動向等を踏まえて、検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

2問目、（3）子育て世帯への物価高騰対策として、本市では、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状を鑑み、子育て世帯の負担軽減を図るため、今年度、市独自に小中学校および保育所等の給食費の無償化を実施しているという回答をいただきました。ここは判断が難しいところですが、全ての世帯で収入が増えているとはいいがたく、年々物価が上がり、食費が増えている現状です。

給食費は1人の子どもに対し月数千円、子どもが多ければその人数分かかることになります。この数年、コロナ対策や物価高騰対策等で給食費は無償となっていたのに、来年度は負担してくださいと言われたとすると、支払いに困る家庭が多くあると考えます。

さらに、お隣の甲州市や山梨市は期限を切らずに無償化しているのに、笛吹市はなぜ毎年社会情勢を見極め、国の動向等を踏まえなければ無償化できないのでしょうか。

基金が200億円近くあり、令和5年度決算においても借入金を減らし、基金を増やすことができたとおっしゃっていました。市長の考えを伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

学校給食費については、学校給食法により、市が人件費や施設設備費を負担し、保護者が食材料費を負担することとなっています。

本市においては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策の一環として令和2年6月から11月まで物価高騰による子育て世帯の経済負担の軽減を図る取り組みとして、令和4年10月から無償化を実施しています。

さらに、令和6年度は、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない現状を鑑み、市独自の取り組みとして無償化を継続し、子育て世帯の負担軽減を図っています。

恒久的な無償化については、子育て支援や人口減少対策などに寄与するかどうか、継続的な財源をどこから捻出するかなども含め、総合的に検討していきます。

なお、基金については、使途目的があり、単なる余剰金ではありません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

給食費の無償化については、これから検討していただいて、ぜひ来年度も実施していただきたいと思います。

3問目、（1）健康診断での聴力検査については、人間ドックでは聴力検査を行っているが、集団健診では防音室や検査技師の確保に課題があるということで、実施は難しいということが分かりました。

普段から会話をする機会がある方は、聞こえにくさを自覚することができると思うのですが、ひとり暮らしで会話する機会が少ない方は、難聴になっても自覚できないので、アプリを使って簡単に聴力チェックする機会があれば、早めに分かるのではないかと思います。ぜひ研究していただきたいと思います。

高齢者にとって、人との関わりがいかにか大事かということを日々実感しています。会話が聞こえにくくなり、人との交流が途絶えてしまったならば、寂しい人生になってしまいます。補聴器は値段が高く、種類も様々あり、本人に合い、きちんと聞こえるようになるには、何度も調整が必要だということを聞いています。なかなか手が出しにくいものですが、助成制度があることによって、使ってみようと思う方もいるのではないのでしょうか。

軽度・中等度の方への補聴器購入助成は、高齢者からの要望が多く、近隣自治体でも始めていることから、笛吹市でも始めていただきたいと思います。

物価高騰については、いつまで続くのかと本当に不安になります。県、国に対し対策を求めると同時に、市独自の対策をぜひ考えていただきたいと思います。

自民党の総裁選や立憲民主党の代表選が行われようとしています。候補者の方々は、それぞれの政策を発表していくことと思います。総裁選のあとには総選挙が行われるとも言われています。どのような政策が出されるかは分かりませんが、暮らしやすい世の中になることを願い、そのために微力ではありますが力を尽くしていきたいと思います。

以上で、日本共産党を代表しての質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は明日9月11日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

令和 6 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 1 日

令和6年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和6年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第77号―議案第121号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	保 坂 利 定
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	17番	小 林 始
18番	渡 辺 正 秀	19番	古 屋 始 芳

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鷺 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第77号」から「議案第121号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会は、4名から8問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了したあととなりますので、ご承知を願います。

それでは通告に従い、神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

8番、神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司でございます。

通告に従いまして、2問質問させていただきます。

まず1問目、「世界農業遺産認定地」の更なる農業対策拡充を望むということで質問させていただきます。

今年も、地球温暖化の影響で本市の農産物の主力品種である桃・ぶどうの生育状況が心配される今日この頃でございます。地球温暖化を通り越して、地球沸騰化の時代とさえ言われております。

今月、9月5日には、年間猛暑日が福岡県太宰府市で47日を観測し、今なお更新もされて

いるような感じでございます。

現実、桃にありましては、年々熱波の影響を受けまして収穫の時期が1週間から10日ほども早くなり、例年ではお盆のころ収穫予定の果物が盆頃にはすでに終了となる状態と聞き及んでおります。

高温の影響で果物の落果はもとより、高温障害によりまして、ぶどうの着色も悪く、また停滞した、なかなか進路の定まらない迷走台風10号の影響を受けました長雨の影響から、多量の水分超過からぶどうの玉割れや病気の発生等、被害果樹農家は大変なご苦勞をされております。

そこで、峡東3市の「世界農業遺産認定地」としての一角を占め「桃・ぶどう生産量日本一」を名実ともに自負する本市の農業について、お尋ねをいたします。

まず、今年の本市の桃、ぶどうの作柄の状況と市場の価格はどのような状況であるのか、お尋ねをいたします。

次に、新ブランド、新品種として期待されているぶどうの「サンシャイン・レッド」の出荷量と市場の評価はどのようなものであったのか、お伺いをいたします。

次に、全国有数の果樹産地として、温暖化が進む気候変動への対応はいかがでございましたでしょうか。

次に、毎年、中山間地域を中心に鳥獣による農作物への食害被害が発生しておりますが、昨年および本年の被害の状況とその対策の現状はいかがでありましたでしょうか。

最後に5点目、現在、市内の中山間地域において、県が実施している畑地帯総合整備事業の基盤整備事業の進捗状況、それと事業における獣害対策の実施状況はどうでしたでしょうか。

まだ、もう2つあります。

次に、市内の農業従事者数と平均年齢、また65歳以上の割合はいかがででしょうか。

最後に、桃、ぶどう日本一を掲げる本市において、持続可能な農業経営のためには、後継者の育成、対策が急務であると考えますが、市の対応とその成果はいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、今年の本市の桃、ぶどうの作柄の状況と市場の価格状況についてです。

今年の桃は、7月上旬から高温が続き、例年より1週間程度早く収穫を迎えたことなどから、小玉傾向で、収量も前年より若干減少しています。また、果樹の日焼けや過熟が発生し、カメムシの被害も例年より多く見られましたが、桃の市場価格については、出荷量が減少したことにより、昨年より販売価格が上昇しました。

ぶどうは、高温や長雨が続いたため、日焼けや着色不良が見られ、病害などが若干発生しています。巨峰など黒系ぶどうは、天候不順による出荷量の減少から、例年より高値で販売されています。シャインマスカットは全国で生産面積が拡大し、生産量が増えているものの、市場価格は前年並みと伺っております。

次に、サンシャイン・レッドの出荷量と市場の評価についてです。

県のオリジナル品種であるサンシャイン・レッドについては、本年が本格的な出荷の1年目ということもあり、市内では今期、3トン程度の出荷が見込まれています。

市場からは、大粒で糖度も高く、豊かな香りと適度な酸味があるなど食味が良く、皮ごと食べられることから、新たな赤系品種として、評価は上々であるとのこと。

次に、温暖化への対応についてです。

温暖化の進行は、果実の着色不良などの高温障害や病害虫の発生など、これまでに確立されてきた果樹栽培のあり方に大きな影響を及ぼすことから、JAにおいては、高温対策として必要な栽培管理上の留意点や、かん水、防除といった農作業の工程等について、営農指導員による現地指導を行うほか、メール配信などにより組合員への周知を図っています。

また、県では、温暖化の抑制に貢献する取り組みの一環として、土壌中の炭素量を毎年4パーミル、0.4%増やすことで、大気中に排出される二酸化炭素の量をゼロにすることができるという考え方に基づいた国際的な取り組み「4パーミル・イニシアチブ」に参画しています。

農業分野では、果樹園で毎年剪定枝を燃やすことで、温暖化の原因とされる二酸化炭素が発生しますが、代わりに剪定枝を炭にして畑にまくことで、半永久的に炭素を土壌中に留め、大気中の二酸化炭素の増加量を抑制するという取り組みで、市ではこの推進を図るため、県の事業を活用し、農業者等が無煙炭化器を導入する際の補助等を行っています。

今後も、県やJAと連携を図る中で、高温による農作物への被害の防止や、温暖化の抑制に向けた取り組みを進めていきます。

次に、鳥獣による農作物への被害の状況と対策についてです。

令和5年度の鳥獣による農作物への被害は、果樹、野菜などにおいて、被害面積38.6ヘクタール、被害金額は2,570万円でした。令和6年度の被害は、出荷期の終了後に調査が行われるため、現時点では被害面積や金額は集計されていません。

対策としては、有害鳥獣駆除や管理捕獲事業により加害鳥獣の駆除を実施しています。令和5年度は、主なもので、イノシシ157頭、シカ600頭、アライグマ61頭、カラス280羽の捕獲、駆除を行いました。

また、農家への支援として電気柵等の購入補助や地域で管理する防獣フェンスの原材料支給を行っています。

次に、畑地帯総合整備事業等の基盤整備事業の進捗状況および獣害対策の実施状況についてです。

県が市内7地区で実施している基盤整備事業の令和5年度末時点の進捗率は、事業地区別に、御坂町の黒駒東地区が91.3%、黒駒西地区が98.1%、みさか桃源の郷地区が57.4%、八千蔵・蕎麦塚地区が32.2%、一宮町の一宮南部地区が68.5%、境川町の藤垜地区が56.3%、春日居町の梅沢・日向山地区が50.3%となっています。各地区で事業開始年度が異なるため、進捗率に差がありますが、各地区とも順調に推移しています。

獣害対策では、各地区の必要に応じて獣害防止柵を設置しており、これまでに黒駒東地区で5,394メートル、黒駒西地区で2,942メートル、一宮南部地区で4,796メートル、藤垜地区で2,233メートルが設置されています。さらに今後は、黒駒東地区で3千メートル、梅沢・日向山地区で3千メートルの設置を予定しています。

次に、市内の農業従事者数と平均年齢、また65歳以上の農業者の割合についてです。

直近の統計資料となる2020年農林業センサスによると、令和2年における市内の農業従

事者数は7, 141人、平均年齢は64.7歳、65歳以上の割合は56.7%です。

次に、農業後継者の育成と対策、成果についてです。

農家の後継者を支援するため、市では、専従者として親の農業経営に従事する35歳未満の後継者に対して、継続して就農することなどを条件に、1世帯あたり毎月3万円を最長5年支援する新規就農農業後継者支援事業を市の単独事業として実施しています。平成22年度に事業を開始してから、これまでに63人が利用し、そのうち59人が引き続き農業に従事しています。

また、県では認定農業者である親元で就農する50歳未満の後継者を対象に、経営の継承などを条件に1世帯あたり100万円を支援する親元就農促進支援事業を昨年度から開始し、本市では1件が交付を受けています。

今後も引き続き農家の後継者の就農、農業経営の継承につながるよう支援していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。部長には丁寧な回答をいただきました。

総体的に見まして、作柄等、これはある程度順調で良質あるというふうに理解をさせていただきました。

地球環境での温暖化、沸騰化は、なかなかわれわれには簡単には止めることは不可能ですが、今ある事象への対応は可能だと思っております。

先ほど、4点目、5点目の質問の回答で、昨年、令和5年度のお答えをいただき、鳥獣による農作物への被害の状況をお答えをいただきました。

獣害防止策はかなりの地区で設置、また、新たに新設置を予定されているようですが、最近、私どもに地域の相談が増えているのは、特に鳥、カラスの被害がこのところ多く来ております。防護柵がかなり設置をされているんですが、カラスは空を飛んできますので、ちょっとこちらのほうで追い払っても、またどこかへ行く。またしばらくすると、そちらで追い払えば、また元に戻ってくる。最近、桃のうまいものを知って、上のほうから食べているようなことで、非常に地域の方は困っています。追いかければまた戻ってくる、イタチごっこが続いているというふうな状況だと理解をしておりますが、また獣害防止柵にありましては、設置されてからかなりの年月が経ちですね、台風等での山崩れ、これによりまして破損をしているところがありまして、動物が自由自在に侵入をしている箇所が多数見受けられるというふうな報告も来ております。河川敷を住まいにしまして、そこに巣を置く、そこから耕作地のほうに入ってくるというふうなことも見受けられております。

そこで、再質問をさせていただきますが、地域で管理する防獣フェンスの原材料支給を行っているとの答弁がございました。今年度の状況はいかがであったでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

地域で管理する防獣フェンスについては、今年度、1地区から要望がございました。60メートルの防獣フェンスを設置する予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。今年度は1地区から要望があつて、それにすぐ応えてあげたというふうに理解をさせていただきました。

こういうことって、やはり設置をしてから日にちが経ちますとですね、なかなか元のままではない。古くなってきますし、いろいろな状況でもって破損されている部分も出てくると思います。ぜひ、こういうことには、また速やかな対応をお願いしたいなというふうに思っています。

次に、もう1つ、山梨県が実施しております畑地帯総合整備事業等の基盤整備事業、各地区とも順調に推移をしているとの答弁でありましたが、中には50%台のところも先ほど聞いていまして、あるというふうなことから、地元とですね、しっかり協議をしながら進めていくべきであると思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

各事業地区には、地権者や地区の役員等で構成する推進協議会というものが設置されております。事業の実施にあたっては、県とともに推進協議会に説明する中で、取り組みを進めているところでございます。

今後も推進協議会を通じて、地域の皆さまのご理解を得ながら事業を推進していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありますか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。ぜひいろんな協議会の方のほうにも説明をされて、進めていってほしいなというふうに思います。

また、部長をはじめ市の幹部の皆さんにはぜひお願いをしておきたいんですが、予定計画地の方々からするとですね、俯瞰、バードアイ、空から見ますと一目瞭然、あちらの地域は耕作、畑総が入りまして耕作がしやすくなったり、農道もきれいになった、安全になった。その圃場を目の当たりにすれば、うらやましくなるのが当然であると私も考えます。

できるだけそれぞれの地区の方々には、丁寧な説明と計画を早期に提示してあげるようお願い

いをしたいなというふうに思います。

折しも峡東3市の世界農業遺産フェスティバルが、今度の、あと10日もしますと、9月の22日、第2回目として本市で開催されますが、3市の先駆けとしてですね、畑地帯総合整備事業等の積極的導入と持続可能な圃場整備は多くの希望でありますので、整備さえしておけば、後継者の問題、また新規就農者も現れてくると思います。

ぜひ、費用対効果ばかりではこの事業は進まないと思いますが、ぜひ先行投資というふうなことで、市のほうも対応してあげてほしいなというふうに思いまして、次の質問に入ります。

次に、小中学校教育現場の諸課題について、伺いをいたします。

近年あらゆる職場環境で働き方改革が叫ばれ、法的整備がなされてきております。教育現場においても例外なく、長時間勤務の実態が明らかになるなど、多様化する教育現場の職場環境は、われわれの成長してまいりました時代とは比べようがないと考えております。

山梨県では、国の学級編成基準35人より少ない25人学級を国に先んじて、公立小学校4年生まで導入したことにより、よりきめ細やかな学習指導が可能になってきてはおると思いますが、一方、GIGAスクール構想などの新たな取り組みへの対応は、現場にも多くの不安や負担があると聞き及んでおります。

そこでお尋ねをいたします。

まず、少人数学級の導入に伴い、学校での今後の課題・問題点は何でしょうか。

次に、教職員の働き方改革が問われておりますが本市の教職員の長時間勤務の実態および取り組み状況はいかがでございましょうか。

次に、小中学校の教職員の充足状況について、これはいかがでしょうか。

次に、部活動での教職員への負担はどのようなことがあるとお考えでございましょうか。

最後に、対外試合等での費用に係る担当教職員の皆さんの自己負担はあるのか。

以上5点、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、少人数学級の導入に伴う課題や問題点についてです。

少人数学級の導入により、児童一人ひとりの学習状況や個別のニーズに応じたきめ細かな指導ができるようになり、基礎学力や学習意欲の向上が図られています。また、授業では、児童生徒同士のコミュニケーションが活発になり、協力し合う力や社会性の育成にも寄与しています。

課題や問題点としては、学級数の増加に伴う教室の不足や教員の配置などが挙げられます。教室については、必要な数が確保できるよう校舎の改修等の対応をしていきます。また、教員の配置については、十分な人員を確保できるよう県に働きかけていきます。

次に、教職員の長時間勤務の実態および取り組み状況についてです。

教職員の長時間勤務の実態については、令和5年度、時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員の割合は7.2%です。この割合は令和3年度の11.2%、令和4年度の8.1%と比較して年々減少しており、改善に向かっています。

教職員の働き方改革への取組状況については、勤務時間管理の徹底、学校閉庁日の設置、定時退勤日の推進、行事や会議の見直し、校務支援システムの活用などに取り組んでいます。また、教育委員会では、各学校に対して、時間外勤務の削減についての指導を行っています。

次に、小中学校の教職員の充足状況についてです。

本市の小中学校の教職員の充足状況は、小学校高学年の理科指導に配置されるべき非常勤教員が2校で1人ずつ不足しています。当該校では、学級担任が理科の授業を行うなど、教育活動に支障がないよう取り組んでいます。

教育委員会では、この状況を解消するため、県教育委員会と連携しながら教員の募集活動を行うなど、教員の確保に努めています。

なお、市費負担教職員につきましては、年度当初は未配置校がありましたが、現在は解消しています。

次に、部活動での教職員の負担についてです。

教職員は、部活動に係る生徒への指導や監督のほか、指導計画の作成、練習や試合の対応など、部活動の運営全般を担当します。また、部活動の活動日程や予算の管理、保護者との連絡や説明会の開催など、組織的な運営にも携わります。これらは、勤務時間外に行われることが多く、長時間勤務の一因となっています。

本市では、教職員の負担軽減を図るため、令和5年度から始業時間前の部活動をなくしています。また、外部の部活動指導員の積極的な任用のほか、県のガイドラインに基づき、平日の1日と土曜日または日曜日のいずれか1日を休養日としています。

次に、対外試合等での費用に係る担当教職員の自己負担についてです。

教育内大会といわれる山梨県小中学校体育連盟が主催する大会および、それに勝ち上がって出場する大会については、山梨県職員旅費条例により、必要な諸手当が支給されます。また、宿泊を伴うものや週休日に行われる場合には、山梨県人事委員会が定める特殊勤務手当に関する規則第30条第3項の規定により、手当が支給されており、担当教職員の自己負担はありません。

週休日に行われる練習試合等では、山梨県人事委員会が定める特殊勤務手当に関する規則第30条第4項の規定により手当が支給されますが、支給額を超える場合の費用は、担当教職員の自己負担となります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

またまた丁寧な答弁を、太田部長にはいただきまして感謝を申し上げます。

子どもの数はですね、どんどん減っていくのに教室が足りない、その問題。これらハードの整備については急に賄うことができませんので、財政当局とお話、あるいは校長先生方ともお話をされて、しっかりと連携をして対応していただきたいなというふうに思います。

また、教職員の働き方改革について、各種の改革を取り入れて対応しておられるとの回答をいただきました。

それでは、また再質問をさせていただきますが、私の手元に、9月2日付けの山日新聞、こ

これは40分授業を県内2小学校で導入したという記事が、新聞がございました。教員の働き方改革の一環として、県内2小学校が45分の授業を、これは1コマと言うんだそうですが、40分に短縮する、5分短縮する取り組みをしている記事が掲載されておりました。

先ほど、教職員の働き方改革への取組状況といたしまして、勤務時間管理の徹底ですとか、学校閉庁日の設置、定時退勤日の推進、また行事や会議の見直し、校務支援システムの活用などを取り組んでおられると答弁でいただきましたが、その取り組みの中には授業短縮のこと、これは含まれていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

現在、授業時間の短縮は行っておりません。40分授業の導入につきましては、教職員の授業準備や事務作業の時間が確保できることで、働き方改革につながると言われております。一方で授業時間が不足し、深い学びができないとの指摘がございます。他市の導入状況を踏まえ、校長会と協議する中で研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。含まれてはいないというふうなことです。先の記事の2校を伺いまして、1コマ40分とすることで、この新聞の中にも書いてありますが、最大、いろいろなことの調整の中で50分短縮できたというふうなこと、この50分の短縮、これはものすごい、僕は大事だなというふうに思っています。これは50分、単純に言えば、早く先生方が帰られるのかな、今までの予定よりもというふうなことで、時短にはものすごくいいなというふうに思っています。

いろいろなところと協議して決めるというふうなことでしょうが、昔からの先生方のこととは今の状況は違うかもしれませんが、先生方の目指してですね、教員を目指そうとした教員の先生方、あるいは教員になろうとしたけれども途中で挫折してしまったというふうなことになったら非常に残念です。

教育は百年の大計だというふうにも思っていますし、私も本当にそう思っています。子どもたちはもちろんのこと、子どもを教える先生方も、心にですね、ぜひゆとりがなければいけないと私は考えております。それでないと、子どもたちのしっかりした教育ができないのかなというふうに思いますので、どうか笛吹市は、小中学校どこに行っても、先生方が心の余裕があったり、子どもたちとしっかり遊べたり、元気で明るく楽しく朗らかでゆとりがあって、素晴らしい、全国からも地方自治体から笛吹市の教育へ視察に来るような学校になってほしいというふうに思いますので、よその状況を見ながらとかではなくて、積極的に笛吹市教育を考えて、先生方の時短をぜひ取り入れていってほしいなというふうに心から思います。

そして、忙しくて、今度、教育委員会の事務局が視察対応でもって残業するようじゃあ困り

ますから、またぜひ、これは先生方のこと、子どもたちのことをしっかり考えて対応してほしいと思ひまして、以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

10番、保坂利定君。

○10番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂でありますけれども、神宮司議員の一般質問に対しまして、2問の関連質問をしたいと思ひます。

まず1問目でありますけれども、桃・ぶどう日本一の産地維持のためにですね、本市は大変な農業振興対策を行っておる。農業塾をはじめ、補助制度をはじめ、後継者対策等々、大変に充実していると私は認識をしております。

ただ、今の答弁の中で、桃・ぶどうの作柄と市場価格の状況について、桃・ぶどうについては、高温・長雨で生産量が減少したけれども、市場価格は高騰しているというような状況で認識をしております。

ただ、答弁の中で、カメムシの被害が例年より多く見られたということであります。私どもも無尽へ行った折に、今年はカメムシがすごいすごいと、全滅だと、1反歩全滅だというような声も聞きました。中山間地については、もう家の側まで来ているというような状況であります。

そこで、カメムシに対する被害状況を把握しているか、あるいは今後の対策をどういうふうに考えておるかということで、今、被害状況といっても大変難しいと思ひますけれども、考え方は、JAあるいは農業委員会等々と連携を取りながら一斉防除という方法が一番いいんじゃないかと、組合単位とか行政区単位で一斉防除がいいかなというような考えを持っておりますけれども、ぜひ市のほうのカメムシに対する防除対策の考え方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

保坂利定議員の関連質問にお答えをいたします。

カメムシにつきましては、暖冬の影響で越冬した個体が多いということで、特に今年発生が見られるという状況でございます。

おそらく防除が最も対応すべきところだと思いますので、農協とも協力をしながら、今後の営農指導等も含めて対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

被害状況につきましては、まだ出荷物も出ておりますので、特別調査はしていませんが、そのところもちょっと、また農協さんと相談をしてまいりたいと思ひます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○10番議員（保坂利定君）

分かりました。ぜひ被害状況の確認とですね、今後の防除対策を問題提起として投げかけておきますので、ぜひ農業委員会、あるいはJ Aと連携を取りながら、問題提起をしておきます。よろしくお願いします。

2問目でありますけれども、本議会の冒頭に市長のほうからですね、中学校の総合体育大会、陸上、柔道女子、水泳等とかですね、全国大会で4種目出席しているような説明を受けました。大変これは、市民にとっても明るく活力ある話題だと認識をしております。

そこで、部活動指導員の積極的な任用についてお聞きをしたいところではありますが、長時間勤務の要因は大変理解できましたけれども、始業時間の前の練習はもうやめたと。県のガイドラインに沿って、平日の1日を休んで、土日の休養日も1日休むというような状況であります。

そこで、現状の外部活動指導員の任用の状況、それから今後の任用の推進計画、あるいは予算的な状況等をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

保坂利定議員の関連質問にお答えします。

部活動の指導員につきましては、山梨県教育委員会の部活動指導員任用事業というものを活用する中で、平成29年度、5人でスタートしております。現在は各中学校に2人ずつ、合計10人、任用をしております。

県の教育委員会の規定の中で、任用時間については1人当たり年間210時間としておりまして、令和6年度の当初予算としましては、10人分の報酬336万円を含めました350万円を予算計上しております。

今後についてですけれども、現在、部活動の地域移行に取り組んでおりますが、その計画に応じまして、必要な部活動指導員の配置をしていきたいと考えております。それによりまして、教員の負担の軽減につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○10番議員（保坂利定君）

地域移行、大変人材確保を含めて大変難しい問題だと認識はしております。ただ、中学校総合体育会で中学生が活躍すると。それから全国大会へ出場すると。将来的には、ぜひ笛吹市出身の方がオリンピックで活動するような形をぜひ設けるような、地域移行を含めて外部指導員の確保にまた全力を挙げていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い野澤今朝幸君の質疑および質問を許可します。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

私は2点、大雨・台風時の避難場所を芦川地区に設けることについて、そしてもう1点は、小規模特認校 芦川小学校の通学用スクールバスの利用についてということでお伺いしようと思います。

大雨・台風時の避難場所を芦川地区に設けることについて。

まず、これまで、数年前から八代総合会館に避難させた経験から、それをどのように評価しているか、まず伺いたいと思います。

2点目に、芦川小学校（体育館）を避難所にすることはできないかということです。

3点目は、区域に避難所を設ける場合の、差し障りとなる点は何か、この点についてお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えをいたします。

大雨・台風時の芦川地区避難場所についてのご質問のうち、まず八代総合会館に避難させた経験の評価についてでございます。

芦川町は、ほぼ全域が土砂災害警戒区域に指定をされております。土砂災害の発生の恐れがある場合の避難方法としては、早期に土砂災害の恐れがない地域に避難することが重要であり、八代総合会館に避難することは適切な避難方法であると考えます。

次に、芦川小学校の避難所としての利用についてです。

芦川小学校は、土砂災害警戒区域内にあるため、当該施設に避難した際に土砂災害に襲われる危険性と、避難した状態で孤立する恐れがあることから、芦川小学校を大雨の際の指定避難所として開設することは難しいと考えます。

次に、区内に避難所を設ける場合に差し障りとなる点についてです。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で、知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができるとされております。

芦川町は、先ほど述べましたとおり、ほぼ全域が土砂災害警戒区域に指定されていることから、当該地区内への指定避難所の設置は難しいと考えます。

なお、地震災害の際には、芦川小学校に指定避難所を開設いたします。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

芦川で、昭和41年に大きな災害がありました。19名ほど亡くなりました。3名ほどまだ

行方不明ということですが、平成の初期にもまったく同じような状態で流れました。そして昭和41年には鶯宿の里道が、平成には中芦川の里道がまったく同じような状態で流れました。

41年は夜中に、しかも稲の刈り入れ時、そういうときで、ちょうど夜中に来たんで、高校生が帰ってきて、それを手伝うということで、土曜日の夜だったと思います。それで被害も大変な被害、人的被害が生まれたわけです。

そういう中から、平成初期の災害はまったく同じだったけど、昼間、ちょうど昼2時ごろかな、流れたのは。市役所の役場のほうに避難したほうがいいじゃないかということで、避難したところにちょうど土砂崩れがあったということです。

そして、そのような状態を見まして、中芦川において学校の裏というのは極めて安全だと思っていたんです。今も安全だと思います。学校の裏の浮き石をみんな太いワイヤーで全部押さえてあります。そういうとこで、砂防の壁がもし弱かったならば、強くするような方法はあると思います。そしてこの中芦川の小中学校から八代総合会館に移るときには、非常に安易に決められたと思います。われわれには、議員をしていましたけれど、結果としての、移行しましたよということだけであったと思います。もう少し慎重に地域のことは考えてもらいたい。

そして、先ほど数年前からやっていた人数、バスに乗った人数、緊急避難の出る前にバスに乗った高齢者の人数がまったく、1人あるいはゼロというようなことが多かったと思います。そのようなことを考えましても、今後もそういうことが多いと思いますので、芦川地区内、学校がもしまづかったら地区内に1カ所くらい、そういう箇所があってもいいじゃないかと思います。

そして、台風とかの場合、ゴタゴタしていますので、本所のほうも大変だと思います。30分、1時間前にそういうことを発令して迎えに来る。そういうことを考えますと、もう一度しっかりそのへんを検討してはどうかと思いますけれど、この点についてお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

経験に基づく貴重なご意見、ありがとうございます。

ただしですね、先ほどの答弁で申しましたとおり、土砂災害警戒区域につきましては、この推進に関する法律の第3条において、この基本方針が定められておりまして、この指針に基づいて、政令において土砂災害警戒区域というのはこういう場合が指定になるんだよということで、大臣告示によってその計算方法、計算式等も標高差でありますとか水平距離、また傾斜角度等を算出する中でですね、警戒区域というものが知事によって定められているということです。

ですので、こういった危険が伴う可能性のある土地が、先ほど申しましたように芦川町については非常に多うございます。ですので、この住民の方たちの命を守るという立場に立って、市としては安全であるという、八代の総合会館のほうを指定避難所に指定をし、事前に土砂災害、また豪雨災害については、事前にある程度予想ができる災害が多うございますので、そうしたときにはバス等を仕立てて、住民の方たちを安全に避難するというのは、市の基本方針として持っております。

また、芦川町内についてはですね、土砂災害の警戒区域に該当しない箇所もゼロではないの

で、今後ともそういったところへの避難ということも含めて、研究についてはしていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今後も考えていただけるということですので、大いに期待するところです。

何しろ芦川の場合は、緊急避難のバスが来ても乗らないというのがほとんどなんです。30分から、年寄りが八代に来るとするのは非常に難しいことです。そのへんを見極めながら、また今後の方針を決めていただきたいと思います。

2問目、小規模特認校 芦川小学校の通学用スクールバスの利用についてということで、まず1. 区外から通学する児童に、スクールバスの利用はできないかということです。

2番目、その場合の財源の一部として、過疎債を活用できるのではないかと。

3点目として、スクールバスを運行する上で、差し障りとなる点についてお聞きしたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、区外から通学する児童のスクールバス利用についてです。

本市では、各小中学校に通学区域を設け、就学すべき学校を指定しています。特別な事情があり、指定された通学区域以外の学校に就学を希望する場合は、保護者による送り迎えを要件の一つとしています。

芦川小学校は、小規模特認校として運営しており、笛吹市立小学校小規模特認校実施要綱の規定により、保護者の責任と負担において通学することとされています。

この小規模特認校制度は、保護者の申し立てにより実施しているものであり、区域外の学校に就学を希望する場合と同様と考えることから、スクールバスの運行については考えていません。

次に、過疎対策事業債の活用についてです。

笛吹市立小学校小規模特認校実施要綱の規定において、保護者の責任と負担において通学することとしていることから、過疎対策事業債の活用はできないものと考えます。

次に、スクールバスを運行する上での支障についてです。

小規模特認校は、市内に住所を有する児童が対象となり、通学範囲が広くなることから、効率的なスクールバスの運行ルートを確保することができません。

また、各家庭の事情に沿った運行時間の設定はできないため、遠距離通学の児童がいる場合には、始業時間に間に合わせるために早朝からの運行となり、長い通学時間を強いる可能性があります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

保護者の責任と負担において児童を通学させることというのが、要綱が何かで決まっていると思いますけれど、これは市で考えて決めたことでありますので、それは根本的に見直す必要があると考えるならば、できると思うんです。

例えば、甲府市の千代田小学校は、北中かどこかに児童を集めて送り迎えをしています。そして芦川の場合も、芦川から通う児童が半数、そして半数が市内から通っているということで、ただいま12人ほど通っているそうです。

そういう中で、この保護者の責任と負担において児童を通学させること、これをもう一度、見直したらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

野澤今朝幸議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁いたしましたとおり、小規模特認校につきましても、通学区域以外の学校を希望する場合と同様と考えております。

また、市では、来年4月から芦川小学校における学童保育の運用が始まります。通常で事業終了後から18時半まで運営となっております。学童の目的につきましては、子どもたちの放課後の安全安心な居場所ということもありますが、一方で保護者の就労支援ということも目的に入っていると思います。

今後、学童保育施設についての情報提供も保護者のほうにさせていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

特認校の場合が本当に市内の小中学校と同じでいいかということもありますので、ぜひその点を考えて、芦川小中学校、そして先ほど神宮司さんの質問でもありましたように、少人数学級にして、校舎も狭くなっているというようなことも考え合わせますと、それがどれほど、これが役に立つか分かりませんが、そういう事情も踏まえて今後も考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

私としては、たぶんこれが最後の一般質問になろうかと思います。

よろしくお願いいたします。

はじめに、中曽根政権以降、特に小泉政権、安倍政権、そしてそれを引き継ぐ菅政権、岸田政権の手によって新自由主義政策、権力の一極集中、アベノミクスなどが進められました。その結果として、2000年には世界第2位だった1人当たりGDPは、世界第34位にまで転落しました。いまや韓国にも抜かれました。格差と貧困が拡大しました。地方自治においてもこの間、国の支配が強化され、新自由主義的行財政改革が進められました。

笛吹市の行財政改革も国の方針に沿う形で行われ、様々な問題が出てきていると思います。

今回は、新自由主義的行財政改革を見直し、人事政策の改善、自治の再生・発展を求める、これが第1問でございます。

その中身として、1番、公務と人事の現状について。

ア. 第5次行革大綱によると職員数は平成18年と令和3年を比べますと、正職員は721人が577人に144人減り、非正規職員は279人が449人に170人増えております。全職員数は1千人が1,026人、26人増えております。それでは最初に、現在はそれぞれ何人になるか伺います。

イ. 非正規職員が28%から、令和3年度で44%に増えておりますが、これを適切と考えるかどうか伺います。

ウ. 行政職正職員、定年延長職員、再任用職員、会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、臨時職員それぞれの最低位の時間給換算賃金を伺います。

エ. 定年延長職員の3割給与減額について、前回質問いたしましたが、その後、民間高齢従業員の各省庁の調査を目にして、国は最低の、しかも定年延長とは関係のない調査結果に準じて3割削減を打ち出したことが分かりました。市はこれをどう思い、どうするのか伺います。

オ. 指定管理者制度の適用に伴い、各公民館に生涯学習コーディネーターが配置されなくなるなど住民支援と協働が後退しているのではないかと。支所の人事体制・機能の縮小によって、やはり住民支援と共同が後退しているのではないかと、伺います。

カ. 第3次行革大綱には指定管理者制度導入で7,357万円、10.2%の経費節減ができたとしておりますが、これは、内訳はどうなっているのか、人件費の減か、それ以外なのか。経費節減ができたという内訳の説明を求めるものであります。

キ. 公務員と指定管理者の非正規職員拡大は、格差と貧困の拡大に手を貸すことになってはいいのだろうか、伺います。

大きい2として、職員の処遇改善および公共と自治の再生・発展について伺います。

提案して質問いたします。

ア. 公共性の高い施設・事務の民営化、指定管理者制度導入は見直すべきではないでしょうか。

イ. 福祉分野でも防災分野でも地域づくりが強調されております。しかし、正職員が減少し、正職員が計画づくりと日常業務であっふあっふしており、支所が縮小されている今の状況で、職員がきめ細かく地域づくりに携わることは、果たしてできるだろうか伺います。

ウ. 高齢者部分休業制度などを活用して正職員の多様な働き方を普及するべきではないか。

エ. 定年延長は熟練の正職員確保につながります。定年延長職員の役割を明確にし、処遇を改善し、定年延長職員が地域自治活動の発展、その他、様々な業務で貢献できるようにすべきではないか。

オ. 公務員は全体の奉仕者であり、かつ市民による自治を支え発展させる専任者・専門家だと、私は理解しております。しかるに非正規職員には、特定の事務をこなすことしか期待されず、また地方自治を担う総合的な能力の育成も期待されておりません。非正規職員が44%という事態は自治発展の障害となると思います。非正規職員の正職員化を進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

カ. 非正規職員の給与は、あまりにも低いと思います。同一労働同一賃金の原則に立ち抜本的に処遇改善を行うべきだと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

行財政改革の見直し、人事政策の改善、自治の再生・発展についてのご質問のうち、まず、公務と人事の現状についてです。

正職員および非正規職員数については、令和6年4月1日現在、正職員は576人、会計年度任用職員は428人です。

非正規職員が増えているが適切と考えるかについて、会計年度任用職員については、所属の業務の状況を十分に検証した上で、必要性を判断し適正に配置をしております。

職員の最低位の給料の額については、一般職、定年の引き上げとなった職員、再任用職員の給料は、笛吹市職員給与条例により給料月額として定められており、正職員16万6,600円、定年の引き上げとなった職員28万5,300円、再任用職員17万2,960円となります。

また、会計年度任用職員については、笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定められており、16万2,100円となります。

次に、俸給月額の7割措置については、地方公務員法第14条により、情勢適用の原則として「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」と定めています。

また同法第24条第2項では、均衡の原則として「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と定めています。

本市においても、国家公務員法の一部を改正する法律に準じ給与水準を7割としています。

次に、指定管理者制度の導入や支所の人員体制、機能縮小による住民支援と協働の後退についてです。

市では、指定管理者の選定の基準に、地域との連携および地域活性化の促進に対する項目を設けており、指定管理者に対して地域や地域団体との連携や協働について促進するよう求めています。

また、市が定期的実施するモニタリングにおいて、指定管理者の運営について確認を行い、地域や団体との連携状況を把握するほか、市民からの要望について指定管理者と情報を共有することで、すぐに要望に対して対応できる体制を整えていることから、指定管理者制度導入後も地域や住民との連携が図られていると考えています。

ご指摘のありました生涯学習コーディネーターについては、令和元年度から令和2年度にかけて、コーディネーターの業務を効率的かつ効果的に行うため、職員数や配置場所、業務内容の段階的な見直しを行いました。その中で行政区などが企画運営し、地域の集会施設を活用した講座や教室などの開催を支援する「スコニティ講座」の実施や各地区の青少年育成推進協議会の事務局を担うなど、必要な支援を行っており、コーディネーターが施設ごとに配置されていなくても地域との連携は図られていると考えております。

なお、コーディネーターを配置していた社会教育施設へは、スコレーセンターが平成18年度から、八代総合会館が平成28年度から、境川総合会館が平成25年度からそれぞれ指定管理者制度を導入しており、コーディネーター配置の見直しは、指定管理者制度の導入によるものではありません。

支所については、令和5年度から総務部の所管とし、身近な「地域サポートセンター」として、標準的な業務内容の整理を行い、効果的な体制を構築しております。

今後も、地域に寄り添ったサービスの提供および人員配置を行ってまいります。

次に、第3次行財政改革大綱における指定管理者制度導入による経費削減の内訳についてです。

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費から利用料などの収入を控除したものです。そのため、収入が増額することにより、公費負担である指定管理料が減額されることとなります。

第3次行財政改革大綱における10.2%の経費節減については、直営の場合と比べ、利用料収入が4,348万円、直売所等の売上などのその他収入が9,416万円増えたことで、市が支出する指定管理料を7,357万円減額したことによるものです。施設を管理運営する支出は、直営の場合と比べ4,378万円増えていますが、委託料が6,837万円、修繕料が1,173万円、使用料及び賃借料が327万円削減されており、指定管理料が減額となった要因は人件費ではありません。

次に、公務員と指定管理者の非正規職員についてです。

会計年度任用職員については、処遇の改善を行っており、適正な給与としています。

指定管理者に関しては、制度を導入する際、職員の雇用形態は指定管理者の判断としております。指定管理者には、正規職員で雇用している事業者、非正規職員で雇用している事業者のどちらもあり、指定管理者制度の導入が直ちに非正規職員の雇用につながっているものとは考えておりません。

次に、職員の処遇改善および公共と自治の再生・発展についてです。

公共性の高い施設や事務・事業における、民間委託および指定管理者制度導入の見直しについては、行政事務の窓口業務などの民間委託について、本市では水道料金に関する事務を上下水道料金センターに委託しており、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上と業務の効率化を図っており、引き続き民間の活用を推進していきます。

また、指定管理者制度の導入について、市民サービスの向上が期待できるか、コスト削減ができるかなどを総合的に検討し、一定の効果が得られると判断できる施設について、導入することを基本としていますが、導入効果が乏しい施設については直営に戻すなど、より効果的な指定管理者制度の運用を進めていきます。

次に、職員が地域づくりに携わることについては、支所の地域サポート機能を充実させたことにより、職員が地域との連携や協力をしやすくなり、これまで以上に地域づくりに貢献できるものと考えております。

次に、高齢者部分休業制度についてです。

いわゆる高齢職員の多様な働き方として、柔軟な働き方の選択肢を提供し、安心して働ける環境を整えることは大切であり、制度の導入については、これを検討していきます。

次に、定年延長職員の役割についてです。

60歳に達した年度の翌年度に降任となった職員には、その経験と能力を業務に生かすことを期待し、上司の命を受け、特に指定された事務を処理し、その事務を処理するため所属の職員を監督する職である副主幹として任用をしています。また、市役所職員であるからこそ、地域の活動に貢献しているものと認識をしております。

次に、非正規職員の正職員化については、会計年度任用職員を正職員に置き替えることについては、業務の内容に応じて検討しています。

次に、会計年度任用職員の給与については、かつての臨時的任用職員は、令和2年4月の地方公務員法の改正により会計年度任用職員に移行をしました。これにより、職員の給料表が適用され、期末手当については引き上げられ、退職手当の支給や休業、休暇制度も適用となりました。

令和4年10月には共済保険が適用となり、令和5年度には人事院勧告等により給料の引き上げを行いました。また、令和6年6月からは勤勉手当が支給できることとなり、段階的に処遇の改善を図っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

いろいろと適切だったという話だったんですけども、先日、教育厚生常任委員会と文化協会の話し合いもありましたけれども、そのときも出された意見というのは、公民館にコーディネーターがいなくなって、今までに比べて本当にやりにくくなったという話をされておりました。こういう話をやっぱり素直に聞いていただきたいと思います。と思っております。

さて、合併当時は非正規職員の割合が20%台だったものが、今年度、先ほどの答弁で言うと42.6%を占めております。これについて答弁は、所属の業務の状況を十分に検証した上で、必要性を判断し、適正に配置している、適正だという答弁でありました。私は、基本的に

非正規職員はまさに一時的、臨時的に必要なときに勤務をお願いするものであると考えております。

市の姿勢は、率先して不安定雇用を増やし、同時に笛吹市の総合力を低めるものと断ぜざるを得ないと思います。

また、会計年度職員の最低の給料は16万2,100円ということですが、時給換算で996円であります。

山梨県の最低賃金は10月から988円になりますので、公務員は最低賃金に縛られるというわけではございませんが、最低賃金をわずか8円、上回るにすぎません。非正規職員の処遇改善が必要であると主張するものであります。

さて、再質問の中身でございます。

1つ、定年延長職員の給料3割減についてです。

60歳過ぎたらいきなり3割減、60歳までの給料の7割になるということは、あまりにも不合理で、また過酷であります。民間に準拠するということですが、民間でもそこまで減額はしておりません。定年延長による給料の減額に関する調査を人事院が平成30年から令和5年まで行っております。これによりますと、定年延長に伴い給料を減額している事業所は4割弱です。6割の事業所は減額をしていないのであります。また60歳で減額している事業所だけを拾って調査もしておりますが、これを見ますと、減額幅は約23%、約77%を維持しているのであります。これでは民間に準拠するどころか、国と地方自治体が率先して定年延長職員の給料引き下げを進めていると言わざるを得ないのであります。

笛吹市独自で定年延長職員の給料を改善することはなかなか難しいという事情は、私も分かります。その上でせめて、民間に比べても減額幅が大きすぎると、これはおかしいと、国に意見を上げるべきではないか。

もう1点、一部の定年延長職員に適用されておりますが、一定の指導的任務を与え、給料にも反映する仕組みをつくるというであります。これを広く準用して定年延長職員のモチベーションを高め、経験と能力を活用するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林匡君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

定年の引き上げとなった職員の給料月額の7割措置につきましては、先ほども答弁したとおり、地方公務員法第14条の情勢適用の原則、同法第24条第2項の均等の原則を基に、本市においても国家公務員法に準じ給与水準を7割措置としております。

当該職員につきましては、その経験と能力を業務に活用するために、上司の命を受け、特に指定された事務を処理し、その事務を処理するため所属の職員を監督する職である副主幹に任用しております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

それでは、もう1つ聞きたいと思います。

非正規職員の比率が4割以上、その最低の賃金は山梨県の最低賃金をわずか8円上回る996円、やはりこれが適正だと考えるわけですか。再度、答弁をお願いします。

○議長（古屋始芳君）

答弁をお願いします。

小林総務課長。

○総務課長（小林匡君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

会計年度任用職員につきましては、学校給食調理員、図書館司書、保育士、学力向上支援スタッフ、介護保険認定調査職員など、専門性や特殊性の業務に多く配置しております。

配置する際には、それぞれの所属業務の状況を十分に検証した上で、必要に応じて適正に配置しております。

また、会計年度任用職員の給料につきましては、学歴や職歴などの前歴を加味し、正職員に準じて定めております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

第2問に移ります。

「核兵器廃絶平和都市宣言」にふさわしい平和事業をというテーマでございます。

ロシアのウクライナへの侵攻、イスラエルによるガザへの無差別攻撃。悲惨な戦争が続いております。戦争は始めたらなかなか止まらない。決して始めてはならないと思います。今政府は軍拡と軍事同盟強化に躍起であります。これはむしろ戦争に参加する道につながっていると思います。

今ほど憲法の平和主義が生きる時はないと思っております。かつて西欧の植民地だったアジア、アフリカ、中南米の国々が独立し、国内には様々な問題を抱えながらも、自主独立、相互互惠、非同盟の立場に立ち、存在感を高めております。特に東南アジアでは意見の違いはあっても徹底的に話し合い、戦争にはしないという平和の仕組みを作ってまいりました。憲法を生かし、こうした世界の流れに合流していくことが、平和を作る理想的で、かつ現実的な道だと、私は確信するものであります。

さて笛吹市は平成17年6月24日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。また春日居郷土館では合併前の春日居町時代から「わが町の八月十五日展」を行っております。

さらに「核兵器廃絶平和都市宣言」にふさわしい取り組みを求めるものであります。

1つ、核兵器廃絶平和都市宣言の名称が本庁前の表示板には「平和を愛する核兵器廃絶都市宣言」となっております。正規には何という名の宣言か、伺います。

(2)「宣言」に沿った取り組みは何か。今後積極的に取り組みたいことは何か伺います。

(3)様々な平和活動への積極的な支援とともに、市として広島・長崎の平和式典への代表派遣を実施してほしいと思うがどうか伺います。

(4) 市役所前に「平和の塔」が立てられております。これは旧石和町の遺族会の要望や寄附などに基づいて、旧石和町が立てたものだと聞いております。戦争体験の伝承が必要だが戦争体験者も少なくなっております。遺族会とも話し合い、笛吹市全体の、平和を求める象徴とすることはできないか。大変目立たないことになっておりますが、当該地は誰の土地か。中銀キャッシュコーナーや自販機に隠れたような感じになっているわけですが、これを移動していただき、整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしい平和事業についてのご質問のうち、まず、核兵器廃絶平和都市宣言の正規名についてです。

平成17年笛吹市議会第2回定例会において、「核兵器廃絶平和都市宣言」が決議されました。

次に、宣言に沿った取り組みについてです。

市内小中学校においては、児童生徒が総合的な学習の時間等を通じて、平和学習を行っています。教職員は毎年一人一実践以上を目標に掲げ、平和教育を行うとともに、その実践を集めた「平和教育実践集」を発行し、継続的に取り組んでいます。

また、毎年8月には、春日居郷土館で「わが町の八月十五日展」を開催し、戦没者を追悼するとともに平和を祈念しています。

このような取り組みを今後も継続しつつ、来年は戦後80年を迎えることから、新たな取り組みについて検討していきます。

次に、平和式典への代表派遣についてです。

平和の尊さと命の尊厳について後世に伝えていくことは大切なことであり、意義深いものと考えています。

平和式典への代表派遣については、その取り組みの一つの方法として県や他の自治体を参考にしながら研究します。

次に、平和の塔についてです。

平和の塔は、昭和44年9月7日、当時の石和町が建立をいたしました。当時は現在の北隣の場所に設置されており、塔の高さは7.6メートルでございました。平成26年3月の本館耐震改修工事の際に、当該施設の耐震性と来庁者の駐車場を確保するため、遺族会の理解を得る中で塔の高さを3.4メートルとして、現在の場所に移設をいたしました。

存置している土地は、笛吹市の所有地でございます。

建立されて以来、長い間、市民に親しまれていますが、平和の象徴として後世に伝えていくために、市のホームページや広報紙等を活用して、情報発信を行ってまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

核兵器廃絶、そして平和を守っていく、これは大変大事な時期に入っております。今、答弁にもございましたけれども、ぜひ平和のための積極的な事業を検討、そして展開していただきたいと思います。

そうした中で、先ほどの答弁の中で、表示板の件ですね、表示板というものにはやっぱり正式の名称を記すべきじゃないかということですね、伝言ゲームのように変わってしまっちゃいけないというふうに思っております。ただそれだけの話でちょっと質問したわけです。

次に、答弁されていない点について再質問いたします。

平和の塔周辺も笛吹市の土地だという答弁でございました。中銀キャッシュコーナーや自動販売機、これが影になっちゃって、本当に目立たなく、そして慰霊の場、戦争体験伝承の象徴の場としては、あまりにもふさわしくないと。やっぱりこれは整備してほしいといったわけですが、この点について明確な答弁がなかったものですから、ぜひ明確な答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えをいたします。

本館耐震改修工事に併せて設置されました平和の塔でございますが、この塔、改修の際にはですね、市の遺族会の役員の方々にお集まりをいただいて、その位置や形状、構造等をお示しする中で、ご理解をいただき、現在の場所へ移設いたしました。完成後は、遺族会の皆さまにご披露いたしまして、感謝の言葉をいただいたということを承っております。

ATMについては、旧石和町時代から現在の場所に設置されておりまして、市民の皆さまにも広く認知をされており、非常に多くの利用が見られます。

また、自動販売機については、県道の敷地内に民間業者が占用等を行う中で設置しているものでございます。

したがいまして、この両者を一緒にして、再整備を行うということは考えておりません。

今後、これを含めた平和の塔周辺整備等のご要望でありますとか、そういった機運が高まった場合については、改めて検討したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

中銀は、ここの下にもあります。移動はそんなに難しいことではございませんので、ぜひとも、これからやはり市民と、それから市と市の職員が一体となってこの自治を高めていくと、そういうためにぜひそうした改革を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

まず1問目、円安、エネルギー価格や物価高騰を乗り越える市の取り組みについて伺うです。

2021年8月5日付けの日本経済新聞の記事によりますと、デジタル地域通貨という名称で、特定の地域内で使える電子通貨を、スマートフォンの専用アプリなどを使って決済することができる。こうした商品が出ました。この商品券のように消費者から事業者への支払いだけに使えるものや事業者間の決済にも使えるものがあるそうです。

また、プレミアム商品券のようなチャージした金額への一定額の上乗せや、決済額に乗じたポイント付与などの特典を付ける仕組みも多いと聞いております。この導入には、地域内での資金循環促進や、地域のつながりの強化などが狙いであると言われております。

地域通貨は2000年代ですね、盛り上がっておりましたけれども、徐々に下火となっていったとされておりますが、この4年間、コロナを受けた非接触需要の高まりや、スマホ決済の普及など、デジタルの形で再び注目されているとの報道でありました。

公明党では、これまで電子地域通貨や電子決済サービスの普及を推進してまいりました。国会では、地域通貨の導入・運用などに活用できる国の地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金の普及を強く主張してまいりました。

スマートフォンアプリのキャッシュレス決済などを通じて特定の地域のみで利用できる電子地域通貨で、わが地域内の消費を促し、まちの経済を元気にしようと近年全国の自治体などで導入があります。

一例を申しますと、千葉縣市川市は本年4月から、市内の加盟店で使えるデジタル地域通貨「I C H I C O（イチコ）」の運用を本格的にスタートされました。これは昨年5月から9月末までの実証実験で経済効果が推定3億1千万円に上り、好評だったことを踏まえ、ポイント付与の対象となる各種市民活動を拡大するなどして、更なる地域経済と市民活動の活性化につなげたいという考えだそうです。

また山梨県内では、甲府市が昨今のエネルギー価格、また物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援および市民の家計負担の軽減を図るためプレミアム付商品券を、昨年、2023年12月より2月まで「がんばろう甲府！プレミアム付き商品券」として、デジタル商品券の活用を開始。本年も第2弾として、5月20日から8月末まで第2弾が実施されていると伺いました。

このように先進自治体を踏まえて、本市としても円安や、またエネルギー価格、そして物価高騰の影響で疲弊する市民への個人負担軽減、また消費喚起や市内の中小・個人事業主への事業支援の目的として、国の地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金をはじめふ

るさと納税、また基金などを活用して電子地域通貨や電子決済サービス等の早期実現を求め、
笛吹市の取り組みについて、課題と以下、市当局のご見解をお伺いいたします。

(1) スマートフォンアプリのキャッシュレス決済など、これを通じた特定の地域のみで利用できる「電子地域通貨」に対する市の取り組みは。

(2) 甲府市など、先進自治体を参考に紙商品券とデジタル商品券を併用した場合での課題は。

(3) その他、地域振興券や電子決済サービスなどを活用した景気対策の計画は。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、電子地域通貨に対する市の取り組みについてです。

電子地域通貨は、利用者が購入金額のチャージができるほか、自治体が地域への貢献活動や健康づくりなどに参加した方へポイントを付与し、自治体内の加盟店で利用してもらうことで、地域内の経済循環を促し、地域の事業者支援、地域経済の活性化につながるものと認識しています。

その一方で、民間大手のキャッシュレスサービスが普及する中で、導入コストや継続的な運用コストがかかることに加え、地域内のみ利用が限定されること、また、スマートフォンを持っていない人や苦手な人は、利用できないというデジタルデバイドの問題も、電子地域通貨普及の課題として指摘されていることから、引き続き、その導入の可能性について研究していきます。

次に、紙商品券とデジタル商品券を併用した場合の課題についてです。

紙商品券とデジタル商品券を併用した場合、デジタル商品券については、デジタルに慣れていない市民に対して、サポート体制窓口の整備が必要になるとともに、2つの異なるシステムを管理する必要が生じるため、準備作業や事務費用が増加するなどの課題があると考えています。

次に、地域振興券や電子サービスなどを活用した景気対策の計画についてです。

市民生活の支援と消費喚起による事業者支援を図り、地域経済の活性化につなげるため、令和3年度から5年度にかけて、ハートフルタウン笛吹商品券事業を2回、Pay Payポイントの還元による笛吹市消費喚起キャンペーンを2回行いました。いずれも多くの方の市民の皆さまに活用していただき、地域の景気対策として大きな効果があったと認識しています。

今後の計画については、社会経済情勢や国の動向等を踏まえ、その時々状況に応じて、必要な施策を検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。調査研究をしていただけるということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

特に県内、甲府市での実績として、昨年第1弾を実施した内容を勉強させていただきました。そうしたところ、約3倍ぐらいの経済効果があったというふうに伺っております。

また、当初、紙商品券も5万冊を予定していたんですが、そのうちの約6割、3万冊程度の利用だったと。そして、追加をする予定はなかったんだけど、デジタル通貨の追加をすることによって、当初10万、5万口が19万口まで上ったということで、第2弾が20万口の予定ということも聞いております。

こうした形で、先ほどの手慣れないという部分につきましても、いろいろな解消の仕方があるということも学びました。またぜひお願いしたいと思います。

特に昨今ですね、米不足も含めてですね、なかなか経済効果が、また市民の経済的な不安というのが高まっている中、またエネルギー価格も高騰、エアコンの電気料も高くという状況の中で、これから予想される冬場、特にガス、灯油代とかですね、そういったものを含めると、まだまだやっぱり低所得者や高齢者のみならず、中間所得者の方もやっぱり同じような状況で疲弊するということは間違いないと思われます。

年末、年度末に向けて、また計画を立てていただけるようお願いを申し上げ、2番目の質問に移らせていただきます。

第2問目として、地域共生社会に向けた居住サポート住宅支援について伺います。

いわゆる単身高齢者や障がい者、生活困窮者など住まい確保の「要配慮者」が安心できるよう、官民挙げて対策の強化をすることが必要であるとして、本年、通常国会におきまして、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法が改正されました。改正法は明年秋ごろに予定をされております。

国土交通省のデータによりますと、単身の高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢者がピークを迎える2030年には約800万世帯、そして2040年には900万世帯に迫る見込みだと言われております。ただ、単身高齢者などが賃貸住宅に入居するのは容易ではないという現状もあります。

同省の調査によりますと、高齢者や障がい者の入居に拒否感を示す賃貸住宅の大家が約7割に上ると言われております。特に入居後の家賃の支払いや亡くなったあとの対応などについての不安があるようです。

そこで改正法では、入居者の家賃滞納などのリスクを抑えるため、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国が認定し、また入居後の死亡後に残る、いわゆる「残置物」の整理につきましては、住宅セーフティネット法に基づいて都道府県知事が指定し、要配慮者の入居支援を担うNPO法人などの居住支援法人の業務が追加をされます。

さらに居住支援法人が入居者を定期的訪問したり、人感センサーなど安否確認できるようにして、必要に応じて医療や介護といった福祉サービスにつなげられるという利点もあります。

こうした中で、要配慮者と大家の負担軽減を図る上でも改正法の意義は大きいとされます。

このほど先進事例といたしましては、福岡県北九州市にある認定NPO法人「抱僕」というのがございます。不動産会社や家賃債務保証業者などと協力し、原則“断らない賃貸借保証”

を実施するとともに、常住する管理人等による「見守り支援付き」住宅の提供を行うことで、要配慮者の円滑な入居につなげています。

なお、国土交通省のホームページによりますと、「国土交通省では、厚生労働省と連携して、今般改正されました住宅セーフティーネット法および生活困窮者自立支援法等の改正内容等に関する説明会を、本日、9月11日より各都道府県・市区町村職員および民間の関係者を対象に全国の主要都市7カ所で開催する」という発表がありました。

このように上記を踏まえまして、本市においても同改正法の推進で地域共生社会の実現や空き家等の利活用にも有効だと認めるこの事業につきまして、早期実現に向けて、以下市当局のご見解を伺います。

(1) 本市の要配慮者、いわゆる単身高齢者世帯、また障がい者世帯、そして生活困窮者世帯の推移は。

(2) これまで要配慮者からどのような相談が寄せられ、また市はどのような対応をしてきたか。

(3) 市営住宅、公営住宅や促進住宅、また特定公共賃貸住宅などの空き室数や待機数などの入居状況について伺います。

(4) 市内空き家数の件数や、対する市の取り組みについて今後の課題はございますか。

(5) 同改正法に対する市の取り組みと今後の課題について、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤直規君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の単身高齢者世帯、障がい者世帯、生活困窮者世帯の推移についてです。

いずれも4月1日を基準として、それぞれの類型ごとにご説明します。

在宅の単身高齢者世帯は、令和2年が4,638世帯、令和3年が4,713世帯、令和4年が4,969世帯、令和5年が5,313世帯、令和6年が5,255世帯です。令和2年から令和5年度までは増加しており、令和6年は減少しています。

障がい者世帯数は把握していないため、障がい者手帳所持者数でお答えすると、令和2年が4,444人、令和3年が4,451人、令和4年が4,450人、令和5年が4,409人、令和6年が4,387人と減少傾向にあります。

生活困窮者世帯を定義とした集計は行っていないため、生活保護世帯数でお答えすると、令和2年が568世帯、令和3年が611世帯、令和4年が652世帯、令和5年が673世帯、令和6年が715世帯と年々増加しています。

次に、居住の確保に関する要配慮者からの相談と、市の対応についてです。

単身高齢者世帯においては、高齢者であることや身寄りがなく保証人が確保できないことなどを理由に賃貸住宅を契約できないといった相談が寄せられています。

この対応としては、サービス付き高齢者向け住宅や保証人を必要としない低家賃の賃貸住宅の情報提供を行うほか、経済的な問題に加え、日常生活において見守りや支援を必要とするなどで一人暮らしが困難な方には、養護老人ホームへの措置入所手続きを行うなど、高齢になっても安心して暮らせる場所の確保に向けた支援を行っています。

障がい者においては、障がいの特性から来るこだわりの強さから賃貸物件がなかなか決まらない、契約内容の理解が難しい、貸主が複数の保証人を求めてくるなど健常者と異なる扱いをされるといった相談が寄せられています。

これらの対応としては、いずれのケースにおいても、市の障がい者基幹相談支援センター、または委託相談支援事業所の相談員が物件の内見や契約時に立ち会って支援を行うなど、障がいの特性に合わせ、きめ細かな対応を取っているほか、健常者と異なる扱いが確認されたケースについては、笛吹市障害者差別解消支援会議を開催し、県建築住宅課長宛てに、不動産会社等に対する障害者差別禁止についての周知および啓発を求める申し入れを行っています。

生活困窮者等においては、失業等で一時的に収入がなくなり住居を失った方に住居確保給付金を支給したほか、ホームレスの方に、NPO法人と連携した一時的な宿泊場所の提供を行っています。その上で、生活保護等の手続きを行い、生活基盤の安定を図るなど自立に向けた支援を図っています。

次に、市営住宅の空き室数・待機数などの入居状況についてです。

市営住宅の空き室数は8月末現在、公営住宅が31戸、定住促進住宅が27戸、特定公共賃貸住宅が3戸です。

希望者が多く順番を待っていただいている待機数は、公営住宅が24件、特定公共賃貸住宅が1件です。

入居率は、公営住宅が74%、定住促進住宅が60.3%、特定公共賃貸住宅が84.2%です。

なお、市営住宅については、要配慮者に限らず相談に応じ、入居の対応をしています。

次に、市内の空き家に対する市の取り組みと今後の課題についてです。

空家等実態調査等において、外観により管理が行き届いていないと判断できる空き家は、令和6年3月末現在で388件です。

現在、空き家等の所有者を特定し、適切な管理の指導や啓発を行っているほか、空き家等の解体費補助金を交付し、解体の促進を図っています。また、空き家バンクを活用した空き家の有効利用を促進するなど、空き家対策に取り組んでいます。

今後は、少子高齢化や核家族化などに起因する空き家および未相続空き家の増加が懸念されることから、空き家を増加させない取り組みを継続して行うとともに、宅地建物取引業協会と連携する中で、空き家バンクを活用した空き家の有効利用を促進するため、空き家に関する制度の周知を図っていきます。

次に、改正法に対する市の取り組みと今後の課題についてです。

改正法に対する市の取り組みとしては、市営住宅や空き家等を活用した住宅確保支援などが考えられますが、具体的な取り組みについては、今後検討していきます。

今後の課題は、賃貸住宅の貸主の理解を得る必要があることです。建設部局と保健福祉部局の緊密な連携の下、住宅確保要配慮者の居住支援体制の強化に向けて、取り組みを進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。今回の質問の経緯になりますけれども、やはり議員活動で市民相談をいただいたり、また市内を回らせていただく中で、障がい者家族の皆さまからいただいた内容として、障がい者の高齢化に伴う家族の高齢化、これによって障がい者と同居できなくなる可能性があるということで、そういった部分について何とかそれを対応できることはできないですかという話がありました。

そのほか、生活困窮者の中には、ひとり親の家族の方、特にこのひとり親の家族に対する賃貸の契約が普通の家庭より1.5倍から2倍、契約の金額が高くなるという、そういうご相談もいただいております。

こうした中での、このセーフティーネット法の改正に伴う賃貸をしていただく大家さんのそういった不安を取り除くためにも、これができるということもあります。

こうした状況の中、一日も早く笛吹市として、そうした皆さまの対応にも応えられる、またニーズに応えられる笛吹市となることを求めます。

また、公明党といたしましても、これからも皆さまの声をまた政策につなげ、また市政発展と市民生活向上のために頑張っている所存でございますので、また皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま議題になっております、議案第77号から議案第121号までの45案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日9月12日から9月26日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月12日から9月26日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は9月27日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後12時19分

令和 6 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 7 日

令和 6 年 笛吹市議会 第 3 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 2 7 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 7 7 号 | 笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 7 8 号 | 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 7 9 号 | 笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 8 0 号 | 笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 8 1 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 2 号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 3 号 | 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 4 号 | 令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 8 5 号 | 令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 6 号 | 令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 7 号 | 令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 8 号 | 令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 9 号 | 令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 0 号 | 令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 1 号 | 令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 6 | 議案第 9 2 号 | 令和 6 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 7 | 議案第 9 3 号 | 令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |

日程第18	議案第94号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第19	議案第95号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第96号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第97号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第98号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第99号	令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第24	議案第100号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第101号	令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	議案第102号	令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	議案第103号	令和5年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	議案第104号	令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第29	議案第105号	令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30	議案第106号	令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31	議案第107号	令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第108号	令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第109号	令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第110号	令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第111号	令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第112号	令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第113号	令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第114号	令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第39 議案第115号 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算認定について
- 日程第40 議案第116号 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 議案第117号 令和5年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第42 議案第118号 令和5年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定に
ついて
- 日程第43 議案第119号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第44 議案第120号 令和5年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第45 議案第121号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ
いて
- 日程第46 議案第122号 動産の取得について（児童生徒用1人1台端末購入）
- 日程第47 議案第123号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第48 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺
15番	中	川	秀	哉	17番	小	林	始
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始
								芳

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保健福祉部長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公営企業部長	佐 藤 みのり
総 務 課 長	小 林 匡	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	柿 嶋 信	消 防 長	鵜 川 功
代表監査委員	曾 根 哲 哉		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、教育部長 太田孝生君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第77号から日程第45 議案第121号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日9月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

ただいま議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月13日、17日、18日、19日、20日の5日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、災害対策総務費、防災体制整備事業、庁用・機械器具費、災害対策本部大型モニター購入について、購入する大型モニターの災害時以外の用途についての問いがあり、会議等で、パソコンの画面を映すことができ、平時はプロジェクターの代わりとして使用していきたいとの説明がありました。

さらに、委員からは、職員個々にパソコンがある中で、災害時に大型モニターを使用する必要性について問いがあり、災害対策本部には市役所以外のメンバーが状況により加わる。また、統括班において、取りまとめた被害状況の報告や、災害対応を提案する際に、複数のシステム画面、画像や映像を切り替えながら表示し説明することで、災害対策本部全体で情報を共有することができるとの回答がありました。

次に、総合政策部政策課の審査では、社会教育事業の文化施設の在り方検討事業について、検討委員会の今後のスケジュールについて説明を求めたところ、第1回検討委員会は8月28日に行い、今年度中に会議を7回開催する予定で、年度末までに検討委員会において、文化施設における市の方向性の決定に参考となる報告書を取りまとめ、市へ報告をもらうとの回答がありました。さらに委員より、各施設の運営協議会との関わりについての問いがあり、各施設の運営協議会の代表者も検討委員に委嘱し、意見をいただくこととしているとの回答がありました。委員からは、いずれ議会に対しても公表してもらいたいとの意見があり、検討の進捗状況について、報告していくとの回答がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、歳入、総務費、国庫補助金、事業名、社会保障・番号制度システム整備費補助金、氏名の振り仮名を通知するための機能整備について、委員からは、法改正に伴う大変な事務で、事務量や業務量が多大になることが予想されるが、日々の窓口業務のある戸籍住民課の体制も考え、また、他市の事業進行の方法も研究し、人員配置等も考慮しながら、進めてもらいたいとの意見がありました。

議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総合政策部情報システム課の審査では、総務管理費、情報政策費、事務系情報システム運用管理事業、13節使用料及び賃借料のWindowsのライセンス料について、ひとり一台系の端末700台であるのに、なぜ1,500ライセンスが必要なのかとの問いに対し、ひとり一台系の端末においては、LGWAN系およびインターネット系ごとにライセンスが必要となり、さらに住民情報系端末のライセンスを含めた数であるとの回答がありました。

委員からは、情報システム関連の予算規模について、他市の状況等を研究しながら、適正な予算規模であるかを検証してもらいたいとの意見がありました。

総務部収税課の審査では、令和5年度の市税収納率が96%となり、前年度の95%を1ポイント上回る結果となったとの報告がありました。

これに関連して、賦課徴収費、収税事務のうち、12節委託料の滞納整理システム保守委託について、当該システムの滞納整理に対する活用効果についての問いがあり、滞納整理に特化したシステムであり、財産状況の管理や通知の発行、差し押さえ案件に係る調書の作成などができるシステムであり、事務の効率化・迅速化につながっているとの説明がありました。委員からは、これから先、収納率をより高めるには、マンパワーも必要だが、より良いシステムを活用することも大切であると思うから、今後も有効に活用していただきたいとの意見がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、交通安全対策費、事業名運転免許証自主返納事業について、令和5年度の運転免許証自主返納者に対する、タクシー券交付の人数の実績は186人であるとの説明に対し、委員からは、運転免許証の自主返納者に対して、タクシー利用券とともに「のるーと笛吹」の周知・案内についての問いがあり、現在も、自主返納者に対して「のるーと笛吹」の案内は行っている。今後もさらに周知・案内をしていきたいとの回答がありま

した。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第77号 「笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第78号 「笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、総務部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」および、議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第77号および議案第78号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第77号および議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求

めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月13日、17日ならびに18日、19日、20日の5日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第79号 「笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について」

市民環境部環境推進課の審査では、寺尾の湯温泉施設の回数券を発行することについて、市民の利便性向上に寄与する取り組みであると賛成する意見がありました。

一方で、利用期限を設定することについては、受付事務を増やすことにつながるため、設定しないほうが良いのではないかと。また、市内の他の公営温泉施設と共通で使える回数券の発行を求める意見がありました。

議案第80号 「笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」

保健福祉部長寿支援課の審査では、条例の一部改正について、さらに詳しい説明を求めたところ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の配置人数の常勤換算方法について、地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤職員の員数に換算する方式の適用を可能とすること。また、複数の地域包括支援センターの区域ごとで被保険者数に応じた規定の職員数について、市全体を一つの区域として考え、市全体の被保険者数に応じた規定の職員数を配置していればよいものとする内容に改正するとの説明がありました。

なお、委員1名より、議案第80号について反対討論がありました。

議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」では、子供すこやか部子育て支援課の審査では、妊婦・乳幼児相談事業のうち、産前産後ケアセンターの、市民の利用状況について説明を求めたところ、令和5年度は市民49人、計110泊の利用実績があり、令和5年度から減免制度を実施したことにより、市民が安価に利用できるようになったことから、利用者が増加したと説明がありました。

委員からは、子育て世代の方々から、他市と比べても子育て支援策が充実しているという声を聴くようになった。子供すこやか部が創設されてから3年が経ち、取り組みの成果が現れていると意見がありました。

また、教育委員会学校教育課の審査では、小学校要保護及び準要保護児童援助事業のうち、扶助費の執行率が低かったことについて、詳しい説明を求めたところ、学校給食費無償化事業の実施により、学校給食費の援助分が未執行だったことが主な要因と回答がありました。

さらに、新入学等学用品の購入費について、物価高騰の影響を受けていないかと伺ったところ、購入費は国が単価を設定しており、設定額は毎年度上昇していることから、現在のところ影響はないと回答がありました。

なお、令和5年陳情第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」については、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第79号「笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第80号「笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第81号「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第82号「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第83号「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第84号「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第85号「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第86号「令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第87号「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第88号「令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第101号「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第102号「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第103号「令和5年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第104号「令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第106号「令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第１２１号 「山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第８４号および議案第１０１号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第７９号および議案第８１号から議案第８３号を一括議題といたします。

お諮りします。

本４案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本４案についての委員長報告は、可決です。

本４案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第７９号および議案第８１号から議案第８３号は原案のとおり可決されました。

議案第８０号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第８０号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第８０号は原案のとおり可決されました。

議案第８５号から議案第８８号を一括議題といたします。

お諮りします。

本４案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本４案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第102号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

議案第102号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の反対討論を行います。

令和5年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額83億8,442万3,844円、歳出総額83億3,527万5,136円でした。財政調整基金に6億4千万円を積み増し、基金残高は16億3千万円となりました。

その一方で、一般被保険者国民健康保険税の収入未済額は1億9,400万円、不納欠損額2,300万円は国保税が高いために払うことができなかった方がいることを表わしています。

日本共産党議員団は、家族の人数が多いほど金額が増える均等割額引き下げと子どもの均等割の減免を求めてきました。ですので、令和5年度から国保加入世帯における18歳以下の均等割を一律に5割軽減する事業を市独自で行ったことは、大変評価できます。

しかし、国保税の負担が大きく、子どもの減免により恩恵を受けた世帯は、ほんの一部です。物価高騰の中で、多くの家庭が生活費を切り詰め暮らしています。国保税が払えない世帯は、病気になっても受診を我慢し、重症化してしまいます。6億円基金を積み増すことができたのであれば、加入者の負担を減らす対策に使うことができたのではないのでしょうか。

市に対して加入者の更なる負担軽減を求め、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議案第102号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は、医療保険制度の基盤として、また、国民皆保険の最後の砦として重要な役割を担っているところです。

しかしながら、国民健康保険は、被保険者の減少により保険税収入が低下する一方、被用者保険に比べ中高年齢者が多く加入していることから医療費水準は高く、また低所得者や非正規雇用労働者、高齢者の加入も多いため保険税の負担が重くなるという構造的な問題を抱えています。

市においても、被保険者数、全体の医療費とも減少しているものの、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険の財政運営は一層厳しさを増しています。

こうした状況にあって、平成30年度、国民健康保険制度改革により、国保運営の安定化を図ることなどを目的として、市町村とともに県が財政運営の責任主体となり、市町村は、必要となる費用を被保険者から国民健康保険税として徴収し、県へ納入する仕組みに改められまし

た。

この納付金については、笛吹市は一人当たりの医療費が高いことから、激変緩和措置として、令和５年度は２，７２４万円を国・県から公費負担を受けている状況です。

この激変緩和措置は、令和５年度をもって終了となっているため、令和６年度以降、県が国民健康保険水準の統一を示している令和１２年度までの６年間は、収支がマイナスとなった場合にそれを補う必要が生じ、基金の取り崩しも考えられます。

いみじくも反対討論で評価をしていただいたところですが、このような厳しい状況にあっても、市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和５年度から子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、国の就学未満児の均等割減免に加え、市独自の取組として１８歳以下まで減免の範囲を拡大するなど、市民目線の取組も行っております。

一方、国保税の収納においては、令和５年度は現年度分と過年度分の合計の収納率が８９．７％と前年度を１．２ポイント上回り、過去最高となるなど、収納率の向上にも努めており、健全かつ適正な予算執行に取り組まれたことは、大いに評価すべきものと考えます。

引き続き、国民健康保険事業の適正な運営と更なる保健事業の充実に向け真摯に取り組んでいただきながら、健全な財政運営を着実に進められることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

討論を終結します。

これより議案第１０２号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第１０２号は原案のとおり認定されました。

議案第１０３号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（なし）

賛成討論を許します。

（なし）

討論を終結します。

これより議案第１０３号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第１０３号は原案のとおり認定されました。

議案第１０４号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（なし）

賛成討論を許します。

（なし）

討論を終結します。

これより議案第１０４号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第１０４号は原案のとおり認定されました。

議案第１０６号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１０６号は原案のとおり認定されました。

議案第１２１号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１２１号は原案のとおり可決されました。

次に建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、９月１３日、１７日ならびに９月１８日、１９日、２０日の５日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係

当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

産業観光部観光商工課の審査では、観光イベント事業費補助金について、新たな秋のイベントとして、11月30日、12月1日の両日に実施予定のワインイベントのための補助金である旨の説明があり、金額についての根拠を尋ねたところ、このイベントは今後も継続して実施することとしており、初年度であることから、テントやテーブル、ワイングラス、看板、オブジェ、防寒用品などの備品を用意整備する必要がある、備品購入のために要する経費を補助することとしたとの回答がありました。

建設部土木課の審査では、道路維持管理費道路維持管理事業の市道1-27号線・御坂町の通称「直進道」の歩道改修工事において、具体的にはどのように改修するのか詳細を尋ねたところ、市道1-27号線の植栽柵は東側に76カ所、西側に78カ所、全体で154カ所ある。それを30カ所くらいずつ残して61カ所にする。

整備の内容としては、インターロッキング舗装部分の植栽柵は基本的に残し、路線中央部の農地に面した植栽柵は撤去する。

撤去した植栽柵の部分を含めて歩道部分をアスファルト舗装で復旧をする予定である。植栽する草花などについては、沿道の行政区と協議して決定する、との回答がありました。

議案第101号 「令和5年度一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、空き店舗活用促進事業において補助対象経費など詳細な説明を求めたところ、空き店舗を活用した新規出店に係る店舗の改修費、看板の作成費に係る経費の2分の1を、100万円を限度に補助し、物件の家賃についても、契約の日から開業の日まで月額10万円を限度に2カ月分を補助するもので、合わせて最大で120万円を交付する補助金である。

地域のにぎわいを創出することを目的としているため、補助対象となる事業者は、昼間に2時間以上営業する飲食店であることとしている、との説明がありました。

委員からは、地域の活性化に寄与する優良な事業であるため、市内全域に空き店舗の活用が広がるよう、積極的に周知していただきたいとの意見がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、石和温泉駅周辺施設維持管理事業について、管理費用が多岐にわたり支出されているが、維持管理内容を精査し、経費の削減に努めるとともに、北口駐車場を含めた駅周辺広場等の利用を総体的に広く捉えて、利用者の利便性の向上を図る取組を検討してもらいたいとの意見がありました。

議案第119号 「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について」

公共下水道事業会計歳入歳出決算認定の審査において、企業債の残高額と早期返済について尋ねたところ、令和5年度末の残高は、101億8,345万619円である。早期の返済は、借入先が政府系の機関であり、繰上償還が難しいことから、債務の返済と事業のバランスをみながら対応するとの回答がありました。

また、公営企業会計全体に対し、滞納整理に注力し、できる限り不納欠損がないよう努力をお願いするとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。それでは、審査結果を申し上げます。

議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第89号 「令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第90号 「令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」から議案第98号 「令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第99号 「令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第100号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第105号 「令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第107号 「令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第108号 「令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第116号 「令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案については、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第117号 「令和5年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第118号 「令和5年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第119号 「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第120号 「令和5年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第84号および議案第101号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

議案第89号から議案第100号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本12案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本12案についての委員長報告は、可決です。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第100号までは、原案のとおり可決されました。

議案第105号、議案第107号から議案第118号および議案第120号を一括議題といたします。

お諮りします。

本14案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本14案についての委員長報告は、認定です。

本14案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第105号、議案第107号から議案第118号および議案第120号は、原案のとおり認定されました。

議案第119号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議案第119号 「令和5年度下水道会計決算認定」に対する反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

結論的に申しますと、生活排水処理事業、すなわち下水道事業はすでに破綻していると、私、主張します。そして、その下水道事業について抜本的な対策が示されず、漫然と継続してきた令和5年度決算に反対いたします。

以下、理由を述べます。

下水道敷設に対する投資は、市町村合併当初の十数億円から現在3億円程度に激減し、下水道全体計画は遅々として進んでおりません。下水道全体計画完了には、約140年程度かかるということであります。140年かかる計画、これは計画の名に値しません。

それだけではありません。5年後には、下水道事業が始まってから50年が経ちます。そうしますと、いよいよ下水道管老朽管の発生が始まります。どんどんこの老朽管が増えていくわけです。それらをすべて順次、敷設替えをするとするならば、毎年10億円程度かかることにな

ります。下水道にこれほどの財源をつぎ込むことは不可能であります。

私は、市町村合併前からこのことを指摘し、公共浄化槽事業の採用を提案してまいりました。今日、新規の下水道敷設全体計画も破綻しており、耐用年数を超えた下水道管の敷設替えを考えれば、まったく見通しが持てない事態になっております。

ところが、下水道新規敷設予算を削っただけで漫然と進められた令和5年度決算の認定に、これでは反対せざるを得ません。

そして、新規増設の全体計画を見直すとともに、利用戸数の少ない既存下水道の敷設替えについては、場合によってはこれらを、利用戸数の少ない地域においては廃止という決断も必要になると思います。そして、公共浄化槽への転換が必要となるのではないのでしょうか。

以上提案し、また反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

13番、海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

議案第119号「令和5年度公共下水道事業会計決算認定について」、この原案に賛成する立場から討論を行います。

令和5年度は、世界的な資材、原材料価格の高騰や、それに伴う物価の上昇など、不安定な経済情勢が市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、健全な企業会計の運営においても難しい判断を求められる場面が数多くあったことと推察いたします。

こうした厳しい状況にあっても、市では、市民の安全で快適な生活環境を維持するため、計画的に下水道整備を進められました。

また、昨今、各地で多発する局地的な豪雨による浸水被害や、可能性が高まっていると指摘されている南海トラフにおける大地震など、大規模な災害の発生が懸念されている中、緊急輸送路埋設管渠の耐震工事、避難所のマンホールトイレの実施設計を行うなど、安全・安心で災害に強いまちづくりに向けた取組も着実に進められました。

市民の命と暮らしを守るため、こうした対策を計画的に進めていることは、大いに歓迎される所です。

不安定な社会情勢にあって、下水道事業の安定した経営のため、コスト削減に向け努力と工夫を重ねており、公共下水道に係る市債残高については、令和4年度に比べ約8億5千万円縮減するなど、中・長期的な視点に立ち、健全な経営に努められています。

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境や河川、水路等公共用水域の水質保全に欠かせない重要な都市基盤施設として大きな役割を担っています。

今後も引き続き市民目線に立って、市民の安全・安心な暮らしと良好な環境を守るため、健全な経営に努めながらも、着実に取組が進められることを期待し、賛成の立場からの討論といたします。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

討論を終結します。

これより議案第119号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第119号は原案のとおり認定されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第84号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第84号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党、渡辺正秀でございます。

議案第101号 「令和5年度一般会計決算の認定」に対する反対討論を行います。

一般会計の基金残高、監査報告の資料によりますと、令和5年度も積み増し、令和4年度末202億6,500万円から令和5年度末207億9千万円と増加しました。

私は、かねてより基金を活用して、高すぎる国保税、介護保険料等の市民負担の軽減や福祉・教育・防災の充実に回せと言ってきました。そして20年間、毎年5億円ずつ減らしても基金は100億円以上、残ると主張してまいりました。確かに国保税の18歳までの均等割分の半分を市が負担するようになりました。

しかし、給食費の無償化については、県内過半数の市町村が恒久的な制度としているにもかかわらず、笛吹市はコロナ対策、物価対策として単年度ごとの無償化にとどまっております。

令和5年度の笛吹市政は、多目的芝生グラウンド整備の議論に明け暮れたと言ってもよいでしょう。これにかかった費用は、表向きわずかでございますが、大変な労力がつぎ込まれました。市民の運動と世論、地権者の農地を守る固い決意の結果、この計画は頓挫いたしました。この計画には40億円もの財源が必要となり、そのほとんどを基金の取り崩しで賄うとされてきましたが、これが実行されたならば、この事業だけのために今後3年間で40億円近い基金が取り崩されることになりました。頓挫してよかったと思います。私たちは既存のグラウンド

を活用して、10億円以内という程度の予算で芝生グラウンド整備をするように訴え続けました。

さて、私が最も強調し反対することは、新自由主義的行財政改革路線の継続についてであります。民間のほうが公共より優れているという考えの下、公共性の高い事業の民営化や指定管理者制度の導入が令和5年度も引き続き行われてきました。

公民館などは、単に公共施設というにとどまらず、社会教育、文化活動、自治活動の拠点であり、まさに行政が直接担わなければならない場であります。

保育所は、歴史的にも市町村と、そしてあとは社会福祉法人と、この両者によって担われて発展してまいりました。自治体立保育園には独自の役割があるにもかかわらず、一路、民活路線に進んでおります。

もう1点は、安上がりな行政ということで、非正規職員は合併当初の28%から43%台へと拡大されてきました。

この問題点は、第1に低所得職員を増やすとともに、行政が率先して格差社会を推進する、結果的にはそうなった点にあります。

第2に、非正規職員に特定の事務をこなすことしか期待されず、また地方自治を担う総合的な能力の育成も期待されておられません。その結果、行政の総合力を著しく弱めることになりました。そして、実際に弱まっていると思います。

以上、行政の基本的問題を指摘し、提起して反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

次に、賛成討論を許します。

17番、小林始君。

○17番議員（小林始君）

議案第101号 「令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済や社会の動きに少しずつ再生に向かう兆しが見られる中で、エネルギー価格の高騰と円安を背景とした物価高が、市民生活に大きな打撃を与えました。厳しい社会情勢により、難しい舵取りが求められる中で、本市では市民の命と生活を守り地域経済を支えるために、健全な財政運営を維持しながらも、幅広い施策が積極的に進められ、着実に成果を上げられました。

令和5年度の主な事業のうち、市内の事業者支援と峡東地域における農業の世界農業遺産認定を記念し、電子決済利用者にポイントを還元する笛吹市消費喚起キャンペーン事業は、2カ月間で1,045店舗が参加し、決済総額約37億円と、小売、飲食、宿泊など幅広い業種で利用され、消費の喚起とともに地域経済の底上げに大きく貢献しました。

こうした地域経済の復活に向けた試みと並行して、子育て世帯生活支援特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業といった、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯を中心とした給付金についても、国や県と連携を図る中で迅速に進められました。

子育てや教育環境への取組としては、小中学校、保育所等の給食費無償化のほか、御坂中学校給食共同調理場と八代給食センターを改修し、食物アレルギー対応給食の提供を開始しました学校給食アレルギー対応、令和4年度の石和小林公園に続き、令和5年度は八代ふるさと公

園を改修しました都市公園施設長寿命化など、児童生徒の安心した生活の確保とともに保護者の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりが行われています。

また、主要産業である観光と産業の振興に向けた取組にも力を注がれました。

新道峠展望台環境整備事業では、すずらん群生地駐車場にエントランス施設「リリーバルヒュッテ」を整備しました。今後は、F U J I Y A M A ツインテラスを新たな起点として、石和春日居温泉郷への更なる誘客も期待されます。

農業の担い手育成を図る笛吹市農業塾推進事業では、農業者の相談に真摯に対応するほか、果樹管理等の講習会には、令和５年度に延べ１，３８９人が受講するなど、農業者の相談窓口として地域に定着し、地域農業の発展に大きく寄与しています。

企業立地促進事業では、６カ年の計画で基盤整備事業が進められる中、石橋産業導入地区を中心に新たな企業の誘致が強化され、活力ある産業の集積を促すとともに、地域の就業機会の確保と人口減少対策として成果が期待されるところです。

また、災害への備えを強化する取組も積極的に進められています。

令和３年度から令和５年度までの３年間で、市内全２８カ所の指定避難所に合計５３棟の防災備蓄倉庫の整備が完了しました。また、地区防災計画策定の支援も行われ、令和５年度末までに１３行政区で計画が完成するなど、先々を見通して、市民の安全・安心を確保し、命を守るまちづくりが積極的に進められていることは、市の姿勢としても心強いものがあります。

一方で、事務事業の見直しや職員の意識改革などを通じた効率的で効果的な行財政運営も推進されています。

I C Tを活用し、市役所窓口の利便性を向上させる窓口業務D X事業では、戸籍住民課の窓口に「書かない窓口」を導入し、待ち時間の短縮など来庁者の負担軽減を図ったほか、キャッシュレス決済導入事業により、住民票等の各種証明書の発行手数料や市税、保険料をキャッシュレス決済で支払えるようにし、手続きの簡素化と納付方法の多様化を進めました。こうした取組により行政サービス・住民サービスの質が向上し、市民の利便性は一層向上しました。

併せて、複雑さを増す行政課題や様々な市民ニーズに円滑に対応するため、会計年度任用職員を含め適正な組織体制が構築され、効率的で、それでいて地域に寄り添ったサービスを行うよう配慮されています。

毎年３０億円前後の寄附額を維持し、市の財政基盤の強化に大いに寄与している、ふるさと納税事業と並行し、業務改善や最適化といった行財政改革、事業の見直しなど、将来を見据えた行財政マネジメントに取り組まれた結果、まちづくり基金を含む基金残高は、山下市長が就任した平成２８年度決算と令和５年度決算を比較すると、約３７億円増額し、公営企業会計を含めた市債残高は約１５２億円減少しました。財政健全化法により各自治体に公表が義務付けられている４つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

このように、令和５年度の笛吹市一般会計歳入歳出決算は、市民の生活を支えるための多くの施策が効果的に実施されており、行財政改革と健全な財政運営により、持続可能な市政運営が図られていることは、山下市長をはじめ職員の皆さんの努力の賜物であり、高く評価いたします。

施策の中には、残念ながら当初描いた成果に必ずしも結び付いていないものもありますが、これは後ろ向きな理由ではなく、市民の意見に耳を傾け、より良い施策を展開するために試行錯誤を続けている結果であり、顧みることを厭わず、真摯に取り組んだ証です。

多目的芝生グラウンド整備事業においても、早期実現を望む多くの声がある中で、強制収用などの手法は取らず、丁寧な説明を行った上で、計画に反対する地権者の方からのご意向を踏まえ計画を見直すなど、市民ファーストの姿勢に立った山下市長の英断は、記憶に新しいところです。

景気の動向や、気候変動の影響など、先を予見することが難しい状況が続いていますが、山下市長のリーダーシップのもと、職員が一丸となり、常に市民の目線に立った行政運営を行っていただきたいとお願い申し上げまして、令和5年度一般会計決算認定の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

討論を終結します。

これより、議案第101号の採決を行います。

本案に対する3常任委員長の委員長報告は、全て認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第101号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま、市長より議案2案が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第46 議案第122号および日程第47 議案第123号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、2件であります。

まず、「動産の取得について」は、令和元年度に文部科学省提言のGIGAスクール構想に

則り整備した、児童生徒用のタブレット端末について、令和7年10月にサポート期間が終了することから、令和6年度中に新たな端末の購入および設定を行う必要があるため、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員8人の任期が、令和7年3月末日をもって満了することに伴い、丹澤定雄氏、桐原ひかる氏、早川英樹氏、中楯文仁氏、小林千澄氏、有賀直美氏、須田浩司氏、金子宏氏の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

丹澤氏、桐原氏、早川氏、中楯氏、有賀氏は新任、小林氏、須田氏、金子氏は再任であり、任期は令和7年4月1日から3年間です。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより議案第122号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第122号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

このあと、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第47 議案第123号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第123号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第123号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議案第123号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第123号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１２３号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩中、所管の委員会において、議案第１２２号の審査を行います。

なお、総務常任委員会、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開いたします。

休憩 午後 ３時１０分

再開 午後 ３時４５分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

議案第１２２号を議題といたします。

先ほど教育厚生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第１２２号 「動産の取得について（児童生徒用１人１台端末購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

議案第１２２号を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第１２２号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１２２号は原案のとおり可決されました。

○議長（古屋始芳君）

日程第４８ 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和6年笛吹市議会第3回定例会の閉会にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

今議会は、9月2日から本日まで26日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のために活かしていきたいと考えております。

令和5年度から、小中学校の校舎および体育館トイレの洋式化工事を順次行ってきました。

今般、9月上旬に予定しました工事が完了し、現在校舎等を改築している御坂中学校を除き、全ての小中学校において洋式トイレが使用できるようになりました。

引き続き、児童生徒が安心して生活できる、快適な教育環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

9月22日、「第77回山梨県体育祭り」の全日程が終了し、閉会式が行われました。

本市では、卓球、バレーボール、ソフトテニスは男女ともに、また男子ソフトボール、ゲートボール、女子弓道、グラウンドゴルフなど、合計14種目において優勝を飾り、総合で準優勝を成し遂げました。

惜しくも昨年に続き総合優勝、いわゆる2連覇とはなりませんでした。出場した選手それぞれが日頃の成果を十分に発揮をし、優れた成績を収められました。

選手の皆さまの健闘を称えとともに、関係者のご支援、ご協力に感謝申し上げます。

10月5日から27日までの間、毎日午後6時から、藤埜の滝 大窪いやしの杜公園において、「星空ミュージアム」を開催をします。

今年は、公益財団法人北野生涯教育振興会様から寄贈いただいた彫刻が100体を超えたことを記念して、北野生涯教育振興会様やスタンレー電気株式会社様にもご協力いただき、自然豊かな林の中で、101体の彫刻を幻想的にライトアップをします。

また、初日には石和温泉の芸妓による演舞のステージや地域の特産品などの販売も予定しています。

ライトアップされた彫刻と満天の星空のコラボレーションをお楽しみください。

10月5日から12月2日まで、春日居郷土館において、市制施行20周年記念事業として「写真で見る20年の変化展」を開催をします。

平成16年に本市が誕生してからこの20年の間に、私たちの暮らしや町並みなどに様々な変化が見られました。

そうした時代の変化を、市民の皆さまからご提供いただいた貴重な資料や市の記録等の写真を通して振り返ります。ぜひご覧をいただければと思います。

10月11日には、市内の小中学校において、市制施行20周年記念事業として、記念給食を行います。

「子どもたちが喜び、思い出に残るおいしい給食」「地場産物を活用し、郷土の良さを感じることができるうれしい給食」「子どもたちが投票し、メインの献立を決める楽しい給食」をコンセプトに、市内の小中学生約5,200人に本市や山梨県産の食材をふんだんに使用した給食を提供をします。

児童生徒の皆さんには、地元の農産物のおいしさを味わいながら、その大切さを感じ、市の魅力を再発見していただきたいと思います。

10月19日から、市内各地区において文化祭が開催をされます。

10月19日、20日は八代町、10月26日、27日は石和町、11月2日、3日は一宮町、11月9日、10日は春日居町、11月16日、17日は境川町、11月30日、12月1日は御坂町において、文化協会による芸能の発表や作品の展示などが行われます。

市民の皆さまの文化、芸術活動の成果をお楽しみください。

11月4日には、第45回川中島合戦戦国絵巻を開催します。

今年は、市制施行20周年記念事業として、武田信玄公役に俳優の小堺一機さん、上杉謙信公役にタレントの関根勤さんにご出演をいただき、息の合った掛け合いを楽しんでいただける内容となっています。

また、武田、上杉、両軍入り乱れての総力戦に加え、運動会形式による戦いや、山梨県弓道連盟の皆さまのご協力による弓隊の演舞も予定しています。

参加者だけでなく、ご観覧の皆さまにもお楽しみいただけるイベントとなっていますのでご期待をください。

さて、本日をもって、私の任期最後の定例会が終了をいたします。2期目となるこの4年間は、新型コロナウイルスの感染拡大に始まり、気候変動による高温や局地的な豪雨、エネルギー価格や物価の高騰など、様々な課題が市民生活を脅かしました。

行政と議会は車の両輪に例えられます。先を見通すことが難しい困難な社会情勢にあって、議員各位と議論を交わす中で、ともに市政発展を目指して前進し、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けお力添えいただいたことに、改めまして感謝を申し上げます。

結びに、ひと頃の暑さもようやく和らぎつつあり、近頃、朝夕にふと肌寒さを覚えるにつけ、秋の深まりを感じております。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念をし、閉会のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

令和6年笛吹市議会第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、私ども任期の最後を飾るにあたり、誠に意義深い議会でありました。

議員各位には、時節柄、何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。また、会議の議事進行にご協力をいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

執行部におかれましては、誠意を尽くしたご説明をいただき、終始格別のご精励により順調な議事の運営がなされ、全議案の議決決定を見るに至りました。その執行にあたっては、適切に運用され、市政の運営のため一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

さて、議場において皆さまと顔を合わせることも本日をもって最後となるかと思いますが、過去4年間、市議会の運営が円満に本日までまいりましたことを皆さまと共に喜びたいと存じます。

この第5期市議会議員の中には、令和5年7月17日に急逝された故前島敏彦君が、一宮町議会議員、合併後には市議会議員として20年以上にわたり地方自治の発展と社会の公共のために尽くされたご功績は永くわれわれの心に残っています。

ここに生前の政治活動の跡を振り返り、その人となりをおぼえながら、心からご冥福をお祈りいたします。

また、来たるべく11月13日をもって任期満了となりますが、市議選に再出馬されない議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、市の発展のためご指導、ご協力をいただくことを切にお願い申し上げる次第でございます。

さらに、今回、市議選に際して再出馬を予定されている議員各位におかれましては、来たる10月27日の選挙において、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場に全員顔を合わせるよう、格段の努力とご奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

今後も執行部ならびに議員各位には、市政の発展にご尽力を賜りますことを心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

以上をもちまして、令和6年笛吹市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也